

---

令和元年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和元年6月17日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和元年6月17日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鱧水 英一君	8番 熊懐 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	今村 一朗君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	楠原 康成君
総務課長 .....	田竈 正規君	監査委員事務局長 .....	松尾 正和君

会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		石井 孝幸君	
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		松岡 美紀君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長		樋口 秀吉君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		石井 太君	
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人権・同和対策係長	浦 聖子君	人事秘書係長	河原 裕介君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。3番、佐藤裕宣議員の発言を許します。3番、佐藤裕宣議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） おはようございます。令和の時代に入りまして、最初の定例議会、くじ引きとはいえトップバッターとして一般質問に立たせていただきますこと、大変光栄に思います。それから、新年度より課長になられた皆様におかれましては、最初の一般質問でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、通告書にあります地元高校について。この質問は、3月議会での通告書に上げておりましたが、時間切れで質問できませんでしたので、今回、改めて質問をさせていただきます。

市長も御承知かと思いますが、ことし1月、浮羽究真館高校ラグビー部が県の新人戦4回線で、古豪福岡高校を破り準決勝に進出をいたしました。また、春の県大会でも私学強豪の福工大城東

高校を破りベスト4。いずれも全国トップクラスの名門東福岡高校に敗退をいたしました。学校、選手、保護者や関係者一丸となって、全国大会出場に向けて頑張っておられます。私も、先日、福岡のレベルファイブスタジアムで行われた3位決定戦を応援に行きまいりましたが、選手たちの奮闘に大きな感動と勇気をいただきました。

また、彼ら、彼女らは部活動だけではなく、例えばさまざまなボランティア活動であったり、2月に行われた市民ロードレースでは、複数のチームでエントリーするなど、いろんな市の行事にも参加をしていただいて、盛り上げてもらっています。また、ラグビー部だけではなく、生徒会のほうでも議会傍聴に来ていただくなど、市政にも関心を示していただいております。今、高校生との意見交換会について検討を進めているところです。厚生文教委員として、先日、校長先生に相談に伺ったところ、ぜひお願いしますとのことでした。

こういった地元高校との連携、つながりを大切にする取り組みは、大変重要なことだと思います。県立高校、県の所管ということで難しい面はあるかと承知しておりますが、過去には村おこしのために村長がリーダーシップをとり、村中で地元高校野球部後援会をつくり、甲子園出場を果たした和歌山県の日高中津分校の例もあります。頑張っている地元の高校、そして子供たちに対して、うきは市全体で応援し、支援していきながら、子供たちのうきは市に対する愛着心を育てていく、それこそがまさに本当の意味での地方創生と考えますが、地元高校活性化のための市の取り組みについて伺いをいたします。

それから2点目。先ほどのラグビー部の華々しい活躍の一方で、生徒の定員が、ことし200人から160人に削減をされました。そうであるにもかかわらず、ことしの受験者数は定員に満たなかったという、厳しい現実もございます。うきは市に1つしかない高校がこういう状況では、余りにも寂しい。うきは市から目と鼻の先にある朝倉光陽高校にしても同じような状況でございます。

少子化ということが一番の要因であると思いますが、浮羽中学校、吉井中学校、地元うきは市の子供たちによる受験が少ないということも理由の1つではないかと思っております。高校のほうでも、受験者増に向けて努力はされていると思いますが、市としても、地元高校が魅力ある高校として、うきは市の中学生が行ってみたいと思えるような取り組みができないか、以上2点について伺いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、地元高校について大きく2つのお尋ねをいただきました。

1点目が、浮羽究真館高校、朝倉光陽高校との連携、支援。そして、地元高校活性化のための取り組みについての御質問でありました。将来のうきは市を担う若年層世代に、学生時代からう

きは市の魅力を発信し、地元への愛着を育むことは、地方創生の観点からも非常に重要であると、このように認識をしております。両校と連携した取り組みとしては、ふるさと教育を初め、地域行事への参画や商品開発支援、そして就職支援の活動などがあります。具体的には、課題研究授業として、浮羽究真館高校では2年生の生徒が「うきは学」に取り組み、市職員のアドバイスを受けながら、うきは市のまちづくりについて研究を行っております。

次に、地域行事への参加としては、浮羽究真館高校には吉井祇園祭のみこし担ぎの協力や、うきは祭りでの学校紹介ブース出店、森林セラピーイベントへの参加などをいただいているところでもあります。朝倉光陽高校には、おひなさまめぐりの際の飾りつけ支援、うきはウォーキングの際のスタッフ、うきは祭りの際の販売ブース出店など、両校とも多くの行事にボランティアとして参加をいただいているところでもあります。

また、スポーツ面でも、市民運動会や市民ロードレース大会への参加などをいただいているところでもあります。本年の市民ロードレース大会においては、浮羽究真館高校のラグビー部4チームの参加をいただき、そのうちジュニアの部で2位に入るなど、大会を大いに盛り上げていただきました。

そして、教育面では、うきは市寺子屋を開校した当初から、浮羽究真館高校の生徒が学習支援員として、うきは市内の小学校に学習のお手伝いをさせていただいており、支援を通して、小学生という異世代との交流、郷土を愛する豊かな心の育成を図っているところでもあります。

さらに、社会面では、社会を明るくする運動の一環として行われる、うきは市青少年弁論大会に、毎年、浮羽究真館高校から3名の弁士が参加し、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的として、自分自身の体験や日ごろ感じていることについて力強く発表されており、真剣に取り組むその姿は多くの人に感銘を与えているところでもあります。

次に、商品開発支援の取り組みではありますが、朝倉光陽高校食農科学科の生徒さんが、地元素材を使用し開発された調味料、カキッズでポン酢、SUN味一体という菜種油、BKシードレスのブドウ酢、オリーブを使った和食ドレッシングは、パッケージを市の地域おこし協力隊と共同開発させていただいたもので、現在、ふるさと納税の返礼品として、さらには道の駅うきはで販売するなど、商品化をされているところでもあります。

就職支援の活動としては、うきは市では平成29年度より両校を含む近隣15校の進路指導に携わる教員と、地元企業との交流会を行っているところで、地元企業の魅力が、地元高校生の職業選択の一助となるよう、新規求人の拡大及び地元雇用促進を図っております。今年度も6月21日に開催する予定であります。

さらに、市内NPO法人が市のふるさと創生個性あるまちづくり事業に採択された事例として、市内遊休施設を活用し、浮羽究真館高校ラグビー部が、さらには地元小・中学生のラグビーチー

ム、社会人ラグビーチームが一体的に活用でき、域外からもラグビー選手を呼び込み、多世代交流を促進するような合宿・交流施設を平成30年度に整備しております。

以上のような取り組みを通じ、将来有望な若者世代に1人でも多くうきは市のさまざまな魅力を御理解いただき、うきは市に定着していただけるよう取り組んでいく所存であります。

2点目が、受験者をふやすための取り組みについての御質問であります。少子化が進む中、地元高校としては、住みなれた地域に身近で安心して学べるというメリットを最大限に生かすべく、市内中学校ではキャリア教育と職場体験を実施しております。キャリア教育は夏休みに、高校に進学した先輩から高校のよさを聞き、志望の動機づけになっているということでもあります。職場体験は、地元の企業や農業者等と交流して、地元のよさを実感してもらい、地元志向の醸成につなげているところであります。

また、中学校における一人一人に対応した進路指導でも、進路相談を行いながら、進路志望の選択肢として丁寧な説明を行っております。また、常日ごろから市と高校が連携して、校外活動やボランティア活動、スポーツ活動などを行っていることを市民の皆さんにいろんな機会でお知らせし、頑張っている地元高校生の姿を見ていただき、その魅力を広く周知しているところであります。また、今後も耳納連山と筑後川に囲まれた自然豊かな教育環境を、機会あるごとに、市外にも情報発信するとともに、地元高校の学校生活のよさを積極的にPRしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 今、地元高校とのかかわりについて、るる御説明をいただきました。

そこで、高校活性化の取り組みについてですが、2017年にスポーツ事業等補助事業として、たんぼラグビーINうきは大会が、市と浮羽究真館高校の連携のもとに行われ、これには市も当時21万6,000円の助成を行っております。24団体が参加し、当時テレビニュース、新聞でも取り上げられ、話題となりました。2018年には予算計上もなく、また開催もされてないようですが、学校側からの協力の要請はなかったのか、そこを1点お尋ねいたします。

それから、今年度、2019年は4月21日に開催されたとのことですが、市のかかわりとしてはどうなったのでしょうか。聞いたところによると、市関係者の姿はなかったとのことですが、最初は21万円もの助成を行って盛り上げておいて、次年度からは協力できないということでは、余りに不親切というか、無責任のような気がいたします。どうしてこのような対応になったのか、理由をお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。たんぼラグビーをですね、2017年にうきは市の生涯学習課でたんぼラグビー実行委員会という形で、そこに補助を出すという形で協力をさせていただいております。たんぼラグビーは、先ほど議員もおっしゃったとおり、たんぼの中ですね、皆様が親しみながら、親睦を置きながらということで、大変盛り上がったというふうに聞いております。

ただ、2018年にまた同じような形でさせていただけないかということで、お話は伺ったんですけども、市といたしましては、スポーツ事業実行委員会で行いますのは、ラグビーもさることながら、ほかのスポーツに対しても行っていきたいと思っております。実行委員会という形式ですので、最初、その21万6,000円の中には、収入があった分ですね、チームから参加費を取ってあると思いますけども、その中を除きまして、全て助成させていただいております。ラグビーのボールでありますとか、スタッフのTシャツとかですね、そういうものも全部そろえさせていただいたと思っております。

2019年としては、こちらのほうもまた開催されるということに当たりまして、200人ほどいらっしゃるということで、タオルを提供させていただいたり、ホームページに上げたりですね、それから、防災無線で参加の要請をさせていただいております。このようなすばらしい取り組みに対してですね、私どももできる限りの支援をさせていただきたいと思っておりますけど、当日伺わなかったことに対しては本当に申しわけなかったと思っております。

その事業に対して、生涯学習課としてもできる限り、できる範囲でですね、支援をこれからも行っていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） よろしくお願ひをいたします。

それから、2点目の受験者増に関する取り組みについてですが、うきは市独自の施策として、例えばですが、市役所職員の雇用に地元高校採用枠を設けるとか、あるいは優秀な生徒への奨学金制度、そういった制度は考えられませんか。

それから、以前から、JRの吉井駅から田主丸駅の間、究真館高校の近くに駅を誘致する話がありますが、駅ができれば通学の利便性からも受験者増につながるのではないかと期待が持てます。今回、工業団地に資生堂が来るとということで、駅の誘致にとってまたとない追い風になるのではないかと思います。その実現に向けての努力、取り組みは市として積極的になされているのかどうか。それから、駅誘致に対する市長御自身のお考え、進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 職員の採用に対しましては、市民の皆さんからも地元優先でやってほしいというようなお話は常常受けているところであります。採用に当たっては、いろいろ、どう言いますかね、所在を限定して雇用するというのは、なかなか労働法制上難しい問題もありますので、我々は、そういうお気持ちというのは十二分にわかりますので、しっかり、法の範囲内でですね、対応できるものについてはしっかり対応する、そういう精神で職員の採用試験に、試験とどうか採用に当たっては取り組みをさせていただいているところであります。

そして2点目が、仮称でございますが、究真館高校前駅の設置についてなんですけど、特に、もうかれこれ、私が市長に就任する前から、地元の後援会の皆さんの熱心な呼びかけで、この運動というのがなされてきております。

そして、今日、久留米・うきは工業団地に早々と資生堂が、九州で初めての工場ということで進出表明をされました。まさに千載一遇のチャンスというふうに捉えて、今、JR九州であったり、久留米市にお話を申し上げてるんですけども、やはり大きな課題としては、やっぱり久留米市の協力がないと、なかなか、この駅というのが実現できないという現実であります。

といいますのが、当初からうきは市内で駅をつくらうという、後援会の運動もあつたんですが、それでいきますと、吉井駅に余りにも近過ぎて、やはり、JR九州側が一番のノルマとなっているのが、1日の乗降客が1,000人以上が担保できないとだめだという中でですね、いろんな周辺へのアンケート調査も試みた結果、なかなかそこまでの数値が出ない。

そうしますと、この資生堂さんも久留米側に進出されてますので、そしてまた、田主丸駅と吉井駅の間ということを考えますと、どうしても久留米駅でないとJR九州のほうに乗ってこないのではないかと、こういうふうな感じを持っておりますので、今、懸命に、久留米市のほうに協働を呼びかけといいますか、協働して新駅をつくりましょうという呼びかけをさせていただいてるんですけど、なかなか厳しいものがあるというのが実態であります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 職員採用枠ですね、高校の。これについては、その法的な問題がないというところであればですね、市長の御決断次第、お気持ち次第というところもあると思いますので、ひとつどうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

それから、駅についてもいろいろと問題があることは私も耳にはしておりますが、これはやはり、そういった後援会等の要望もありますし、しっかり、市長にも努力をしていただいて、今後取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それと、職員の採用についてなんですけどですね、1つ、ちょっとお尋ねしたいことがあります。今現在ですね、市役所の正規職員の方、市内居住者と市外居住者の方の割合というものはどうなっておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。今お尋ねいただきました、市職員の市内外の割合でございます。まず、全職員230名おまして、そのうち市内167名、市外63名となっております。市内居住の職員の割合につきましては、72.6%となっております。なお、市内居住職員に、隣接する久留米市、小郡市、朝倉市、日田市に居住する職員を加えますと、96.5%となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 職員の採用については、先ほども市長のほうからお話がありましたとおりでございます。ただ、先日、意見交換会の折ですね、住民の方から要望が出ておりましたので、お伝えをしておきます。その要望とはですね、やはり、うきは市に居住している人を市役所職員として優先的に採用してほしいというものでございます。

先ほど市長からお話もありました、この件については憲法第14条、法の下での平等、地方公務員法第13条の平等取扱の原則というのも承知をしております。決して、市外居住の職員の皆さんを否定するものではありません。うきは市のためになる人材であれば、市内外問うべきものではないと思っております。

しかしながら、災害等があったときに即座に対応に当たるのは市の職員であるにもかかわらず、市外に居住しているということであれば、なかなかそれも難しい。それから、市内居住者であれば市民の皆さんとの関係性からコミュニケーションもとりやすい。また、税金、人口増の観点からも、できるだけ職員については市内居住者のほうが望ましいと考えております。また、この質問に対しては通告していませんでしたので、先ほどの市長の答弁と重なる部分もありますので、これで終わりにしたいと思いますが、そういった声が多いということ、市長御自身もですね、御理解いただけたらと思います。

それと、地元高校との連携についてですが、私は助成金とかですね、お金の問題ではないと思います。気持ちといいますか、行政の姿勢ではないでしょうか。先ほどのたんぼラグビーの件にしましても、助成金が出せるならそれに超したことはありませんが、お金が出せないなら、教育委員会や生涯学習課、関係所管の皆さんで手伝いや応援に行かれたらいいと思います。

そういった形でもいいから、せっかくできた高校とのつながり、連携を大切に育てていく。特に生涯学習課という部署はいろんな行事などを開催し、それを通じて住民の皆さんと触れ合う最前線の部署であると私は認識をいたしております。住民の皆さんのニーズを探り、そのニーズに



できるだけ応えていく。大変ではありましようが、そういった姿勢で業務に当たっていただきたいし、また、市長にもその後押しをしていただきたい。そのことが住民の皆さんの満足度や、地元高校との連携につながっていくのではないかと考えます。そういったことを踏まえて、今後の対応をお願いいたします。

以上でこの質問を終わります。

2項目め、消防団についての質問でございます。消防団に関しては、昨年6月議会、私の初めての一般質問で、団員確保、報酬等の質問をさせていただき、また、3月議会の予算委員会でも、その後の対応について所管に質問をさせていただきました。

しつこいようですが、なぜなら、主に私の地元の消防団員からですが、10年以上在籍しているがやめられない、いつまで入っていなければならないのか、先が見えない。勧誘に行ってもなかなか入ってもらえない。今の制度を何とかしてもらえないかという声を、切実な声をよく耳にするからでございます。

彼らの声を直接市長にお伝えするためであり、時には自分の仕事を犠牲にしてまで地域防災のために頑張っておられる団員、特に末端の団員のこういった意見要望に耳を傾けながら、消防団組織の体制づくりを行っていくべきだと考えるからでございます。

人材不足により、消防団員の確保はこれからますます困難になっていくと思います。現在の組織体制のあり方でいいのか、先ほどの団員の声、そういった状況を市長はどこまで把握されているのか、市長の、消防団組織体制の現状認識について伺います。

それから2点目、昨年の6月議会で、現役団員の負担軽減のため、消防団に在籍していたけれども任期が来てやめられた方、すなわちOB団員の採用について質問をさせていただきました。

そのとき、市長には消防団員確保の観点から、消防OB団員の活用は1つの有効な手段であると考えております。それから、要望があっている地域もあり、制度の必要性は認識しておりますので、その運用について今後さらに検討してまいりますとの答弁をいただきました。また、3月の予算委員会では、9月議会条例改正のもとになる消防委員会答申書の中に、附帯意見として、昼間の災害対応を目的として、消防団OBなどの協力支援が必要であり、消防団への再加入を含めて検討すべきとあり、検討は進められているのか、所管に質問をさせていただきました。この質問についても、検討を進めていく旨の答弁をいただいた記憶がございます。

そこで、今回の質問ですが、二度も検討を進めると答弁をいただいておりますので、当然、検討はされているものと仮定して、OB団員、通告書には地域団員と書いておりますが、同様のものと御理解ください。その創設についての計画と進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、消防団員について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が消防団組織体制の現状についての御質問であります。平成29年1月31日、うきは市行政改革推進委員会から、消防団については定数を見直すとともに、分団の配置、定員、車両数も含め縮小を検討することの答申を受けましたことから、うきは市としましては、うきは市消防委員会に諮問を行い、さまざまな点から審議をいただき、平成30年5月22日に定数の削減、分団の統合、消防詰所等の統廃合、消防車両の削減が示された答申書がうきは市へ提出されたところであります。

この答申に基づき、消防団や削減対象となる地域の自治協議会及び区長と協議を重ねた結果、定数520人から500人と改正をいたしたところであります。しかし、少子高齢化の影響や、市外に勤務してる団員の増加など、雇用形態の変化により、団員確保の問題は今後も重要な課題であると認識をしております。

消防団員を確保するために、火災、災害出動時の費用弁償の支払いや、活動服及び安全靴の更新等を行うなど、処遇面の改善を行っているところであります。また、団員の負担軽減のため、うきは市消防操法大会の訓練については、訓練時間の短縮や、週に2回以上の休みを設けるなど、統一化を図り、過度な負担とならないようにしております。

消防団は増大する災害から市民の生命財産を守る組織として、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っており、地域には欠かせない組織であることを、市民の皆様に対して広く周知する必要があります。消防団組織及び体制等の維持につきましては、今後もしっかり対応してまいりたいと考えております。

2点目が、地域団員創設の検討、そしてその計画と進捗状況についての御質問であります。昨年の6月議会でも、議員から、OB団員の採用についてという内容の御質問をいただいております。昨年度、議員からの御指摘や、うきは市消防委員会答申の中の附帯意見を受けて、地域団員制度の活用について、再度、消防団幹部会議や分団長会議で協議を実施いたしました。その結果、地域団員の取り扱いについて、再入団の資格を退団後1年以上経過後とするなど、従前の内容から一部修正を行い、令和2年度から新たな運用を開始できる体制を整備したところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） OB団員についてはですね、1年前に、必要性は認識をしている。今後、さらに検討していくと答弁されたのですから、明確にこういうことをやっていく、ここまで進んでいるとおっしゃっていただき良かったと言おうと思っておりましたが、先ほどの答弁で、そういうふうな対応がもう進められているということでもありますので、ぜひとも期待をいたしております。それとともに、私のこれまでの質問が無駄ではなかったと、うれしく思っております。

ただ、消防委員会指摘の日中対策とともに、やはり500人もの団員を確保するため、現役団

員が長期在籍を強いられ、また、新団員の勧誘に苦慮しているということが大きな問題でございます。その地域団員の創設は、現役団員の削減も当然、視野に入れてのことだと思っておりますが、そこら辺の確認をしておきたいと思っております。いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 市民協働推進課の石井でございます。6月の議会、参加が初めてになりますので、少し緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

消防団員の削減や、団員確保についてですけれども、非常に難しい問題だと思います。やはりですね、若い人たちが少なくなっているという状況で、団員のほうからもですね、なかなか、訪問してもですね、団員が確保できないという声は上がっております。

このようなですね、消防団のいろいろな課題がありますけれども、地域にはですね、それ以外にもさまざまな課題があります。自治協議会ではそれらの地域の課題をいろいろと協議をしております。例えば、地域交通の問題とか、耕作放棄地の問題とか取り上げておりますので、消防団のさまざまな問題についても、地域の自治協議会のほうでも協議をしていただけるようにですね、働きかけをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ちょっと質問の内容と違うな。佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 時間がありませんので。私の質問は、その地域団員ですね、創設が、今の現役団員の削減につながるのかという質問でございましたが、多分、そういうふうで進めていただけるものと理解をしております。地域団員につきましては、私もあしたで57になります。私も入れるなら入っていいと思っておりますし、私が在籍していた当時の仲間にも呼びかけをしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それから、消防団の関係について、先ほど市長からも少しお話が出ましたが、消防ポンプ操法大会についてお尋ねをいたします。

現在、うきは市消防団では、2年に1回の県操法大会、それ以外の年には市の操法大会が行われております。毎年、どちらかの大会に出場し、そのための訓練が行われていることとなりますが、市長はこれらの大会が防災上どのような役割を果たすのか、大会の意義についてどう認識しておられますか。お尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この災害時の対応に関しましては、いつも申し上げているように、事前防災といえますか、その備え、訓練というのがいかに重要かというのが一番大きいものであると

思います。そういう意味におきまして、消防操法大会の意味というのは大きな意義があると、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 私が今の質問をしたのは、6月6日の全協のときに、ある文書が配付されたからでございます。無記名の投書でございました。割愛して読み上げます。

うきは市議会議長、市議会議員、関係者各位。先日より消防分団に関する突然の投書、失礼いたしました。投書以降、操法大会の話し合いがありましたが、結局、ほとんど強制的に選手が決まりました。練習時間も週3日、20時から22時までだったのが、21時半までと短くなる予定だったにもかかわらず、ある分団では終了時間が短くなった分、週5日、18時半から練習しようとしているそうです。自営の方々も、会社勤めの方々も、もちろん週5回は厳しい状況ですし、会社に毎日残業を断り続ければ、会社側もよい顔をしないのが当たり前で、消防のために会社をやめざるを得ない状況にもなります。そうなれば、各家庭にも今以上に負担がふえ、文字どおり家庭崩壊です。市や市議会、消防団関係者は、どう責任をきちんととってくれるのでしょうか。現時点での操法大会のような活動は廃止するなどの御検討をお願いいたします。よりよいうきは市と市民の幸せのために、相当な葛藤と勇気を出して投書させていただいております。目に見える前進があることを心から願っています。よろしくをお願いいたします。

文面から見て、市の操法大会の訓練に対するものと思いますが、こういった投書が議長、議員宛てに届きました。市長宛ての投書箱に入っていたそうです。二度目の、消防団に関する投書でございました。末尾に「相当な葛藤と勇気を出しての投書」だと書かれてあります。議会としても、無記名とはいえ、市民からの切実な声を見做すわけにはいかないとの認識で一致し、総務産業委員会のほうで取り扱うこととなりました。きょうは委員長の許可を得て、一部公表させていただきました。

県操法大会については、昨年7月、選手を初めとする団員の皆さんの御努力により、準優勝という輝かしい成績をおさめられました。心から敬意を表するものでございます。この操法大会には、30年度の一般財源から、県消防操法大会費として550万円の予算計上がなされています。2年に1回の出場ということですから、隔年ごとに、大体同額の支出ということでしょう。

市長が言われる大会の意義というのもわかりますが、果たして防災上不可欠なものなのか。私自身、消防団在籍時、操法大会には少なからずかかわってきましたし、もちろん大会の意義そのものを否定するわけではありません。出場そのものをやめろということでも決してありません。ただ、団員の負担軽減、費用対効果等を考えたときに、出場頻度の見直しというのも一度考えてみるべきではないかと思っております。

また、先ほどの投書にありました、市の操法大会のあり方についても同様だと思いますが、市

長の見解を伺いましたというところでしたけれども、先ほど、市長はこの操法大会についても触れておられました。出場頻度の見直しについていかがお考えか、もう一度お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいてますように、かなり、操法大会のあり方については、休みを入れるとか、時間を短縮するというような答弁をさせていただきましたので、まずはそれを徹底していくということから始めさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 先ほどの投書を読んで思ったのですが、やはり、うきは市は消防団員の皆さんにかかる負担が、久留米市やほかの自治体と比較して大きいのではないかとこのように思います。これは私の、あくまでも私の勝手な心配でございますが、そういうことが嫌で、住むなら久留米市にしようとする方がもしいるとしたなら、うきは市最大の課題、人口減少にかかわるゆゆしき事態でございます。そういうことも想定しながら、早急に何らかの対策を施していただきたいということを申し上げまして、次の質問に移ります。

3項目め、まるごとサテライトワーク推進事業についての質問でございます。この事業は地方創生交付金を活用した事業で、6次産業化・事業化支援センターと同様、今年度から事業展開。そして期待される大きな事業の1つであると私自身認識をいたしております。6次化産業化・事業化支援センターにつきましては、3月議会で一般質問を行いましたので、その後の経過を注視させていただくことにして、今回はこの事業についての計画性、持続性等についてお尋ねをいたします。

まるごとサテライトワーク推進事業、今までの執行部や所管の担当者の説明の中で、鏡田屋敷、U-B i Cの2階、廃校になった姫治、妹川両校などの市の遊休施設を有効利用するための事業だと理解をしておりますが、施設ごとにその事業内容が異なるようにも聞いております。いま一度、その中身を把握しておきたいと思っておりますので、それぞれの事業内容と計画、進捗状況についてお伺いをいたします。

2点目に、この事業には備品購入費や建築物改造費などの施設整備に多額の予算を計上いたしております。持続可能なものでなければ、これらの経費、そして職員の皆さんの労力は全て無駄だったということになりかねません。この事業の持続性、見通しについてはどうなのか。それから、この事業が、うきは市の住民にとって本当に必要不可欠なものなのか、住民にどのような恩恵をもたらすのか、費用対効果について市長の見解をお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、まるごとサテライトワーク推進事業について、大きく2点の御質問をいただきました。1点目の事業計画と進捗状況と、そして2点目の事業の持続性と費用

対効果については、関連もございますので、あわせて答弁をさせていただきたいと思っております。

うきは市におきましては、歴史的建造物や遊休施設の有効活用が課題であると、このように認識しております。一方、平成30年7月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、特に都市部の企業の働き方改革は一層促進されるものと思われまます。特に、近年におきましては、働き方改革の一環として、社員の副業や勤務地外でのテレワークなどが認められるなど、多様な働き方の選択肢がふえてきており、その場所を地方へ求めていく流れとなってきました。

うきは市は福岡市から車で1時間圏内という良好な立地環境にあり、耳納連山や棚田を初めとする農山村風景、白壁の町並みのほかにも、年間通した各種のフルーツの収穫や、豊富で安全な地下水の利用など、都市部にはない魅力が多く存在をします。これらを踏まえて、本事業におきましては、歴史的建造物や遊休施設を有効活用し、うきはブランドを生かして、主にテレワークやワーケーションの場として都市部企業を誘致すべく、各種調査や歴史的建造物の整備等を行うものでございます。

具体的には、都市部企業におきまして、新しい働き方を進めていこうとする企業に勤務する方々に、実際に、うきは市に滞在していただき、お試し勤務及び地域課題の抽出、企業のニーズ調査を行っております。テレワーク等の候補地で、文化財である鏡田屋敷におきましては、テレワークができる環境づくりを行うべく、インターネット回線の整備やトイレの改修、テレビ会議システムの導入などのハード整備を行いました。

また、昨年3月に閉校した姫治小学校の活用につきましては、九州各県や東京、大阪などから活用意向のある企業14社を招き、学校の内覧会や、企業と地域住民の意向調査等を行いました。さらに、無料職業紹介所があるU-B i Cを、生涯にわたって教育と勤労を交互に行うことを進めるリカレント教育の場とすべく設計を行ったところであります。

事業の継続性と費用対効果についてであります。さきにもお話ししたとおり、平成30年7月に働き方改革に関する法律が公布され、特に都市部の企業の働き方改革は一層促進されるものと思われまます。昨年度は実際に17社の都市部企業に勤める社員が、うきは市で現地お試し勤務を実施し、企業研修の開催地としてのニーズは高いという御意見や、うきは市の自然、田園風景、史跡と名所は多く、水やフルーツなどの食に関しても恵まれているとの意見をいただいております。なお、文化財である鏡田屋敷をテレワークの場として活用することについては、他の地域にはない先導的な取り組みでもあります。

うきは市にテレワーク等の場を創出することで、長期滞在による経済の活性化が発生し、観光の促進、地域経済消費への波及など、費用対効果も期待されることから、引き続き本事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） ただいま、るる御説明をいただきました。その中で、鏡田屋敷についてお尋ねをいたします。都会の企業のサテライトオフィスとして活用するというございます。これは、昨年9月議会直前の全員協議会で、副市長から計画について御説明がありました。そのときは都会の企業の方に二、三週間宿泊いただいて、風光明媚なうきはの環境のもとで、本社とテレビ会議等を行いながら仕事をさせていただき、また、地元の祭りであるとか、行事等にも参加をしていただいて、うきは市の魅力を感じてもらい、将来的なうきは市への移住、定住につなげていきたいとの御説明がありました。

そして、滞在可能な施設整備として、先ほど市長の御答弁にありましたように、29年度1,145万円の予算をかけて、浴室、厨房などの工事を行っております。また、30年度9月の補正予算で、オフィス環境機能整備事業費、備品購入費、宿泊型ワークショップ運営事業委託料などの予算が計上されておられます。事業開始はいつからなのか、それから、また、副市長がおっしゃったような宿泊ですね。宿泊はここにできるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 鏡田屋敷、うきは市の重要な文化財であります。この活用について、議員からは以前から何回も御指摘をいただいております。

ぜひとも御理解いただきたいんですが、今、大きく我が国は変わろうとしております。そんな中に、国のほうが、「明日の日本を支える観光ビジョン」というのを平成28年3月30日に策定されております。その中でですね、大きな項目が、文化財を保存優先から観光客目線での理解促進、そして活用へという大きな国策の中で、この文化財を生かしたインバウンド対策をやっていこうと、こういう流れがございます。

そういうことも踏まえて、我々はいろいろ計画を立てて整備をさせていただいてると、まずは御理解をいただきたいと思います。

具体的なお尋ねについては、副市長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今、御質問いただきました、サテライトオフィスとしての取り組みとしまして、昨年からお試し勤務をやっておりますけれども、議員御指摘のとおり、一番のネックにつきましては、やはり宿泊場所でございます。

市内に長期間滞在、宿泊できる場所については、現在、鏡田屋敷以外についてもいろいろ探しているところございまして、現在は、昨年の取り組みの中では、中山間地域にあります宿泊施設、それから民宿、農家民宿。それと、あとは、いわゆる、うきは市にあるAZホテルや、それから筑後川温泉も活用いただいておりますけれども、やはり安価で泊まれるところが希望すると。

それは、1つは長期的に滞在したいという希望がありますので、そういうところを整備していただければということでございます。

お尋ねの鏡田屋敷につきましては、現在、滞在型として、一応、地方創生の中で、中が泊まれるように改装をいたしたんですけれども、そこは、やはり文化財としての位置づけから、なかなかその改装が非常に難しいところがありまして、今すぐ中に宿泊できる体制まではできておりません。これについては、引き続き、どういった形になるか、今、検討中ではありますけれども、鏡田屋敷も含めて宿泊できる施設に変えていきたいと。それまでは、市内の宿泊できる場所をですね、今、探しております、できるだけ長く滞在できるような形で取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 私、見学に行ってきたんですけどですね。浴室は脱衣所を備えた立派なヒノキの浴槽で、厨房もふだんは鍵がかかっている、わざわざあけて見させてもらったのですが、冷蔵庫、流しなど立派なものがそろっておりました。浴槽は管理の方が定期的に掃除をしておられるとのことでしたが、ヒノキということもあって、中は少し変色をしておりました。誰が使われましたかと尋ねると、まだ使ったことはないとのことでした。

29年度の事業ですから、完成して2年、あるいは2年近くなるのに、どちらもまだ1回も使用されておらず、居蔵の館にしても、滞在可能な施設整備として1,200万円もの予算をかけて、同様の工事が行われております。宿泊ができないということであれば、これらの施設は全く無駄になるということになると思います。その辺をお尋ねしたかったんですが、時間がありませんのでまとめに入ります。

いろいろお尋ねをしましたが、私がここで言いたいのは、3月の一般質問で取り上げた6次化産業支援センターにしてもそうですが、これらの事業、地方創生事業の将来に対する見通しが甘過ぎるのではないかと。成功するために、持続可能なものにするために、しっかりとした計画性のもとに行われているのかということなんです。

それから、事業計画についての情報の公開が余りにもお粗末過ぎる。先ほど、9月の議会直前に、全員協議会で、副市長からサテライトオフィスについての説明があったと言いましたが、そのときはもう、交付金の決定がおりた後でした。補助金申請のためのタイムスケジュール的なものもあると理解はいたしますが、補助金決定後の説明では遅過ぎる、そう不満を漏らす議員もおられました。

市民の皆さんに対してはもとより、我々議員に対してすら事業計画、それから計画の変更に対しての情報の公開や説明が不足しているように思います。特にこれから小石原川ダムの工事が完成に向かう中で、水問題、上水道設備への対応も急を要するものとなってまいります。行政運営



上、何でもかんでもとはいかないとは思いますが、もう少しそのあたりを丁寧にやらないと、事業に対する市民や議会の理解は得られないのではないかと思います、いかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、我々の取り組みの内容について御理解をいただきたいんですけども、今、政府、特に内閣府のほうで、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて、いろんな整備が進められております。

これまで5年間地方創生に取り組んだんですが、事実として、東京一極集中が全然とまらないという大きな課題があります。そういう課題になって、第2期の取り組みは、やはり、これは大きな問題であると。とにかく、今、東京圏に我が国の人口の約3割が集中しております。欧米を中心とする先進国の中で、こんな国は一切ありません。

そんな集中してる都市圏に、今、まさに災害リスクの高まりが、いろんな議論がされております。南海トラフ地震とか、首都直下型地震はかなり高い確率で近々に発生するということが、今、議論をされております。そんな中で、どう一極集中をやめて地方分散をするか、東京圏に集中してる機能を地方圏に分散させることが大きな国の課題になっております。

そういう中で、国のほうが真剣に企業の本社機能の地方移転、あるいはサテライトオフィスとかテレワークを地方に持っていきこうというのは、もう、国を挙げての施策で、今、取り組みをされております。そういう大きな国の流れを受けて、我々は前へ、前へ、いろいろ受け皿としてですね、即ち成果は見えませんが、大きな国の流れを事前にキャッチして、いろんな取り組みにチャレンジしてると、こういう前向きの姿勢だけは御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 昨年9月の決算委員会の市長への総括質問の中で、地方創生事業に対する責任を全て負う覚悟はおありですかと質問をいたしました。確かに、先ほど言われた、一生懸命、市長が取り組んでおられます。その市長に対して、新米議員の私が少し失礼だったかなと後で反省もいたしました。ただ、私としても、勇気を持っての質問でございました。

なぜなら、この地方創生事業というのは、今のうきは市のみならず、将来のうきは市のための事業でなければならないと思っているからでございます。すなわち、私たちの子供や孫のための事業でもあるということです。先人から受け継いだ、このうきは市を少しでも住みよい、よりよいふるさととして後の世代につないでいく。私たち議員も、市長を初めとする執行部職員の皆さんも思いは一緒のはずですし、その責務が我々にもあるはずですよ。

市長、先ほどおっしゃられましたけれども、今一度ですね、この地方創生事業の進め方、情報公開であるとか、説明の仕方であるとかですね、そういった進め方について考えていただき、

行政、議会、そして市民が一体となって取り組んでいけるような市政運営を行っていただきますよう、強く要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、3番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、9番、中野義信議員の発言を許します。9番、中野義信議員。

○議員（9番 中野 義信君） 議長から指名ありましたもんですから、一般質問をさせていただきます。

お手元の資料に、第1番目に、人口減少対策ということで挙げております。これにつきましてはですね、3月の代表質問のときにも申し上げておりましたし、昨年ですかね、人口減少対策だから、6月——1年前だったと思いますけども、そこでもですね、質問をさせていただいております。

昨年の4月末と、ことしの4月末ですね、人口減少がですね、去年が2万9,962人、ことしの4月末が2万9,496人ということで、1年間で466人が減少をしております。平成17年の合併のときが3万4,000人であったということで、現在は2万9,000台ということで、5,000人から減っております。

今ですね、うきは市にとって一番の課題は、この人口減少をいかにとめるかということではないかと思えます。そのためには、やっぱり住宅の確保と、若者が定住するまちづくり、これをどうしていくかであるというふうに思うわけでございます。

それで、質問の通告書の中に、1番目、2番目、3番目ということで挙げておりますので、これの答弁をいただきたいと思えます。1番目につきましては、これは3月のときも申し上げております。ですから、それまでの経過っち言ったら大体わかりますので、3カ月ですから、余り変わってないというふうに思いますが、変わったところがあればそこを説明していただきたい。

それから、3番目につきましては、「子育てにやさしいまち」づくりということで、市独自の取り組みを具体的に伺うということで書いておりますが、3月のときにもいろいろお答えはいただきました。去年の6月のときもお答えいただきました。

その中でですね、市独自の対策としてやられておることはわかっておるんですよ。例えばロタウイルスの予防接種ですね。よそがやっていないところをやっておるとか、おたふく風邪のことですね。これについても予防接種の関係。これは久留米市も今度はやるということで新聞に載っておったようですけれども、そういったことはわかっておるわけですよ。しかしながら、それで子育て支援の、外部から見て魅力があるかですね。そこら辺のところをお尋ねしたいということ

で、今までの、そういったものについてはいいですけども、新しい考えがないかというようなことで、3番目の質問をさせていただいておりますので、以上、3点につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、人口減少対策について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が久留米・うきは工業団地の現状と今後の見通しについての御質問であります。久留米・うきは工業団地は福岡県企業局がことし1月1日から分譲を開始しております。2月には株式会社資生堂から、九州では初となる新工場を建設する発表がありました。また、3月には株式会社平野屋物産が工場の増設のため、約1ヘクタールの用地を取得されております。今年度末と大きな流れは、変化はございません。

うきは市側の、残りの約10ヘクタールについても、早期売却に向け、市としても取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。なお、久留米・うきは工業団地に立地する企業と連携を密にして、雇用促進のための支援などを行っていきたいと考えているところであります。

2点目が、企業進出による雇用の創出や、移住・定住に向けた住宅確保の考えについてであります。うきは市の人口は年々減少傾向にあり、平成27年の国勢調査では3万人を下回りました。そのような中、久留米・うきは工業団地におきましては、現時点で株式会社資生堂と株式会社平野屋物産が進出することが決定しております。特に株式会社資生堂は、従業員規模が1,000人近くを想定しているとのことであり、大半を地元などから新規採用する方針と聞いております。

うきは市にとりましては、これを千載一遇のチャンスと捉え、雇用促進はもとより、住宅等の確保も積極的に進めてまいり所存であります。具体的には、久留米・うきは工業団地からも近い、旧浮羽東高等学校跡地の利用を優先的に進めております。旧浮羽東高等学校は平成19年に閉校し、平成24年に福岡県からうきは市が買収しておりますが、老朽化が進み、地域の安全・安心に対する懸念もあることから、公共施設等総合管理計画におきましても、民間へ売却する方針を明らかにしていたものであります。

今回は、企業からの活用策の提案を募る公募型プロポーザル方式により、売却先を決定することで調整を進めております。面積は建物とグラウンド部分を含め、約3.6ヘクタールあり、居住地整備を優先させますが、企業の提案によっては一部居住地以外の整備も可とするものと思いたしたいと思います。久留米・うきは工業団地への企業の進出は、雇用促進、定住促進を図るための大きなチャンスでありますので、この機を逃すことなく取り組んでまいります。

なお、市営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化する施設の

更新を進めております。高見団地の建てかえが兎渡島団地と高見団地を統合して、規模を縮小する計画であるように、市営住宅につきましては、全体戸数の縮減を図ることが基本的な方針となっております。その中では、民間資本を活用した整備についても検討していくこととなりますが、企業誘致に伴う新たな市営住宅の整備は、現時点では困難だと、このように判断してるところであります。

3点目が、「子育てにやさしいまち」づくりのための市独自の取り組みについての御質問であります。うきは市では少子化、人口減少に歯どめをかけ、若者がうきは市に定住し、子育てがしやすい環境をつくるための各種事業を実施しております。若者にとって子育てに優しいまちとは、経済的な支援、サポートの充実度合い、家の近くに子供を遊ばせる公園があるといった環境面など、さまざまなポイントがあると考えられます。

特に経済的な支援につきましては、若者の定住、人口増につながる重要な施策であると考えております。現在、ゼロ歳から中学3年生までの医療費の助成、出産・子育てに関する各種助成制度など、子育て世代への経済的支援を拡充しており、保健課が実施している妊産婦に対する支援や、出産・産後の支援、任意予防接種費用の助成などは、他の自治体ではまだ行われていないものも多く、充実した内容となっているものと考えております。

子育てに対するサポート体制につきましては、現在、地域子育て支援センターを初めとする子育て家庭に対する育児支援が行われておりますが、市では、ことし10月に、市役所内に新たに子育て世代包括支援センターを設置することとしております。また、7月に学校教育課を、旧生涯学習センターから市役所西別館に移して、妊婦・出産から就学まで、子供の成長段階に応じた、切れ目のない一貫した支援を行ってまいります。

さらに、5月に子育て・少子化対策に係る市役所内の関係7部署による検討会議を立ち上げまして、若者の住まいや働く場の確保、結婚支援、出産、子育て支援、保育・就学支援について、うきは市に住んでよかったと思っただけのような支援策の協議を、今、行っているところがあります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 住宅関係につきましてはですね、確かに、市営住宅の長寿命化計画がありましたですね。その中では、今、市営住宅が16団地で493戸ということで資料に出ておりましたし、将来的にはさっき、今出ておりましたように減らす方向というのを、410戸ということになっております。

しかしながらですね、やっぱり人口をふやすときにはですね、やっぱり新しい住宅で、これだけ準備しておりますよと、そして、子育て支援についてはこれだけのことをやっておりますというのをね、対外的にやっぱり伝えていかんと、なかなか魅力がないのじゃないかなというふうに

思います。やっていることはわかりますけれども、先日の中でも、やっぱり資生堂が来ると。

1,000人採用すると。それに対しまして、もう少し具体的なことで進めていかんと。

例えば、市長は企業側のニーズの把握が必要とかですね、前回。それとか、新規採用は何人になるのか。それから、都市圏からの転勤などと、そういったことに対して調べていく必要があるというふうに言われておりますが、そういったことを、やっぱり企業側と話をされておるのか、いないのか。そこら辺を、ちょっとまずお尋ねしたいというふうに思います。特に、市内の各種業者とも、そういった住宅関係について情報を共有するというようなこともありますので、そういったことを具体的にこなされているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市の人口減少対策において、この、議員が御指摘されますように、住宅確保については非常に重要な課題だと認識をしております。

1つだけ御理解いただきたいのは、公営住宅とはちょっと話が別というか、公営住宅ですと、国による入居基準が厳しいものがありますので、必ずしもですね、定住施策につながらないと、こういうことはまずは御理解をいただきたいと思います。

私どもは、東高跡地のみならず、今、遊休活性化チーム、プロジェクトチームをつくっておりますので、他の地域についても遊休地を積極的に、民間の力で住宅開発できるような、そういう取り組みを今させていただいているところでありますし、当然、それをやるためには、我々だけではできませんので、しっかり、商工会等も通じまして、商工業の皆さん、商工業というか、住宅建設に当たる皆さん方にもお呼びかけをして、いろいろ取り組みをさせていただいております。

そして、私自身も、上京する機会があったら努めて資生堂の本社にお立ち寄りするようにしておりますし、これら東高の活用についても、しっかり、私の口から資生堂本社にもお伝えをしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） そういうふうにはですね、具体的に、なら資生堂に行って、何回ぐらい話をしたのか。やっぱ、そういったことが聞きたいわけですよ。そいき、それはわかりますけれども、やっぱりこの問題は具体的に進めていかんと——目標を持って、例えばその、うきは市に、久留米市の関係もありますけれども、どれくらいぐらい住んでもらおうかというようなもとに、やっぱ進めていかんと、なかなか進められないんじゃないかなというふうに思うところでございますので、そういった、資生堂に行ったのが、何回ぐらい行ったのか。ちょっと、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何回行ったかというお話なんですけど、私自身は、社長とお会いするのは

2回。1回と、本社に1回ですか。2回お邪魔をさせていただいております。私のお願いとしては、あれだけの会社ですから、福利厚生として社員寮等、そういう施策をやってくれるのかなということいろいろお尋ねするんですが、現時点では、どうもそこまでの考えはないということでもありますので、そうであるならば、しっかり我々がどう受け皿をつくるかということ、先ほどから答弁をさせていただいているとおりでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） ここに、質問のところに書いておりますけれども、PFI方式、そういったことも考えておるのかどうなのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課の江島でございます。ただいま御質問の、PFI方式での検討ということでございます。

このPFIにつきましては、市の住宅におきまして、西隈上団地、こちらについて、国交省の指導のもとに、このPFIの検討を29年から行っておるところでございます。このPFIといえますのは、議員言われますように、民間の活力を利用した、こういった公営住宅の建てかえのスキームをつくっていくというところございまして、西隈上団地につきまして、ここPFIを検討しておるといふのがあります。

この参加団体といたしましては、建設業、不動産、そして設計者から銀行、それからまちづくり団体と、こういった団体の方々にいろんな御意見を伺って、この西隈上団地を改修した場合に、あとの余剰地の活用とか、そういったものを検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 前回のときに、社員寮の関係も提案しておりましたけれども、なかなか難しいということのようでございますが、引き続き、やっぱ、いろいろお願いをしてもらいたいなというふうに思います。

前回の質問の中で、人口減少に歯どめをかけるためにですね、人口問題対策室を設置して、年次計画を立てて、可能な限り対策を打つ必要があるということをおし上げておりました。市長の答弁としてはですね、人口対策室は予定はないと。ですね。しかし、全庁的な取り組みとして、共通認識を持って取り組むとかという答弁があっただけというふうには記憶しておりますが、その全庁的な取り組みの具体的な対策、それはどういうふうになされておるのか、そこをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず冒頭に、先ほどの質問で、資生堂の話なんですけど、お尋ねが、私に対するお尋ねと思っていたもんで、私の資生堂とのかかわりばかり申し上げましたが、当然、組織で仕事してますから、担当の部署は何回も資生堂と、電話も含めてやりとりをしてることは御理解をいただきたいと思います。

少子化対策に対するプロジェクトチームと申しますか、その対応でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、ことしの5月に関係部署7部署を集めまして、その検討会を立ち上げたところであります。そのリーダーとして、市長公室長に入っているもので、市長公室長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） 人口問題に対する対応ということで、市長答弁にもありましたように、庁内関係7課、市民生活課、学校教育課、企画財政課、福祉事務所、保健課、うきはブランド推進課、住環境建設課、これに私のほうも入りまして、各所管からの現状の把握、そして今後、人口対策に向けて、子育て支援に向けての対応について検討していくというふうなことで、先日の会議で確認をしております。

主なものにつきましては、市長答弁にもありましたように、住宅支援関係、それから、働く場の支援、パートナー支援、それから出産支援、子育て支援、育児支援、家庭支援、保育支援と、大きくそういった項目で、今後、検討を進めていく予定としております。まだ、具体的に詰めたところまでの検討がなされておられませんけれども、今申し上げたような内容を中心に検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） やっぱり、全職員を挙げてですね、そういった意識のもとに、やっぱ取り組んでいかないと、なかなか効果が上がらないんじゃないかなというふうに思います。特に職員の意識の関係ですけどもね、先ほど3番議員が言われておりました、職員が今は何人おるのかと。230人って。63人が市外からというようなことを答弁されておりましたが、私が前回の質問のときには、職員が238人で、58人が市外からというようなことを聞いております。

ですから、私が申し上げたいのはですね、やっぱり市長がどれくらい本気で取り組んでおるのか。そういったためには、やっぱり職員に、そういったことを訴えていかにやいかん。ただ、法的にですね、どこでも住んでいいわけですから、それはわかっております。わかっておりますけれども、やっぱりそういったことで協力をお願いする。

今はできなくてもいいわけですよ。将来的にはこういうふうを考えておるとかですね、それぞれ、各家庭のことがありますから、そういったことでいろいろ尋ねてみると、うきは市と市外のところのいろいろな、いいところ、悪いところがあると、そういったことにもなろうというふうに思いますので、そういったことをですね、職員に働きかけておるのかどうなのか。そこら辺のところを、市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおり、できるだけ地元採用というのはありますけれども、居住権の問題とか、居住権の保障の問題であったり、いろんな職員の事情もありますし、かつ、また職員採用についてはやっぱり能力主義というか、しっかりした能力を持つてる人について採用をという考えがありますので、必ずしも、地元だから誰でもいいというわけにはならないと、このように思います。

しかし、議員がおっしゃるように、我々が常に少子化対策のために地方創生を取り組んでるのに、その取り組んでる職員が全部地元じゃないというんだったら、非常に自己矛盾というか、やっぱりそれは、市民の皆さんの感情からして、ちょっとどうかなというような御指摘は当然だろうと、このように思いますので、そういうことを全てひっくるめて、しっかり、総合的にといただきますか、職員の採用のあり方にも、そして職員の指導に、人材育成においてもですね、しっかり対応していきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 居住権があるとか、そういうことはわかっておるわけですよ。しかしながら、やっぱり本人に働きかけるとかね。それは、強制的に住みなさいというようなことを言いよるわけじゃないとですよ。そういった声が市民からもあるから、やっぱり、将来的にどういうふうを考えておるのか、そして、できれば協力をお願いしたいなど。そういった、市長の姿勢が欲しいんですよ、そういったことで。ですから、そこら辺が、もう居住権があるき言わんというようなことじゃ困りますので、そこを言いたいわけですよ。ですから、居住権があることもわかっております。しかしながら、市民感情としてはそういうことだということをお願いいたしましてですね、特に、そこら辺のときには十分に配慮をお願いしたいなど。

採用については、それは能力主義ちゅうことはわかりますよ。しかしながらね、やっぱり先ほども出ておりましたように、そういったことも考えながらですね、やっぱ、行政としては進めてもらいたいというふうに思います。子育て支援の関係で、いろいろ答弁をいただいております、前回ですね。

で、子育て支援については、2020年から2024年に計画をするというようなことでございましたが、市長の答弁の中でですね、子育てするならばうきは市でと、そういった取り組み計



画を、ちょっとこれよおっと私もメモしてないばってん……してほしいと。知恵を出し合いとか、そういったことで言われておりましたからね。これは、子育て支援やらというのは財源が伴うわけですからね。これは審議会とかなりにかけていくということでしょうけれども、やっぱりトップが、やっぱり財源を考えながら、基金を取り崩してでもですね、子育て支援に積極的に取り組んでいかんとできないんじゃないかなということで、計画の段階で、そういった審議会にとか何とか知らんですけど、任せるとのことじゃなくて、市長の姿勢をね、やっぱりその中に反映していかにやいかなというふうに思いますが、市長、どんなんでしょうか、そこら辺は。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この人口減少問題は、何か1つやれば人口がふえるという問題じゃなくて、まさに総合的に取り組まなくてはいけないと思ってます。先ほど、市長公室長のほうから、プロジェクトチームを預かる市長公室長のほうから答弁がありましたように、初回の会議は私も出席させていただいたんですが、やっぱり出てる内容からいきますと、この定住の住宅施策であったり、働く場の支援であったり、あるいは婚活を含めたパートナー支援、あるいは出産支援、さらには医療費の助成等の子育て支援。さらには家庭の、例えばひとり親家庭の支援であったり、保育支援、就学支援、本当に、実にさまざまな課題があって、初回会議では本当に幾つものテーマが出されました。

そんな中で、限りある財政の中で、どう効率的にですね、人口減少に歯どめがきくような施策を打っていくべきかをしっかりみんなで議論して、検討しようということで立ち上がりましてので、いま少し、その取り組みについて注視をしていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） これは、もうえらい時間が、これだけでとってしまいましたけれども。いずれにしてもですね、やっぱり財源の問題がありますから。前回も言うたように、子育て支援とか、そういったものには財源が要る。やっぱりそこら辺は、ここ四、五年がですね、そのうきは工業団地の関係では、私は勝負だというふうに思います。そのときにふやし切らんなら、もう、これはふやし切らんとやないかなというふうに思いますので、また次回もですね、質問をさせていただくということで、次の質問に移りたいと思います。

つづら棚田の今後の運営についてということで、そこ、2点挙げております。それで、これにつきましては、座談会の中で特に言われたわけですがけれども、棚田の保全ですね、棚田百選と選ばれておりますけれども、現場の声ですね、新川の声、市民としても、守ってくれと言うのが限界があると。議員も、もう少し頑張って後継者ができるようなことを取り組んでほしいという意見があったから、その1番、2番を出しておりますので、このことについて答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） つづら棚田の今後の運営について、通告では大きく2点の御質問をいただいております。

1点目が、棚田を維持していくための後継者難についての御質問であります。現在、つづら棚田では、約8世帯の地権者による営農が行われておりますが、後継者や担い手不足が課題となっていることから、新川・田竈地区の有志の皆さんを中心に構成された32名の会員が、つづら棚田を守る会を結成し、昔からの原風景を守るために営農を行っております。

新しい試みとして、久留米市内の企業が、棚田を約3反営農し、生産した棚田米を都市部で販売する取り組みも行っているところであります。また、九州大学、民間企業及び都市部に在住する皆さんと一緒に、棚田の営農を学びの場として、棚田まなび隊の取り組みが行われております。年間14回の活動を実施しておりますが、毎回20名から30名の参加をいただいております。今後も、より多くの皆さんに、棚田の保全に興味・関心を持っていただくことが重要であると考えております。

また、市が支援しているつづら棚田オーナー制度も、棚田保全のPRに大きな役割を果たしております。つづら棚田は日本棚田百選の1つであり、周囲の景観や環境とあわせて、市の重要な観光資源となっております。しかし、棚田を守る作業はとても重労働であり、採算性も低いのが現状です。地権者が棚田の営農を継続できるように、つづら棚田を守る会を初め、棚田オーナー制度、棚田まなび隊等の活動を支援し、後継者につながるよう努めてまいります。

2点目が、棚田オーナー制度の今後のあり方についての御質問もいただいております。現在、棚田オーナー制度を運営している方は3世帯となっており、つづら区在住の方は1世帯のみとなっております。その中で、今年度は約70組の棚田オーナーを受け入れ、田植え、稲刈り等では200名から300名が参加するような規模のイベントを実施しております。棚田オーナー制度は棚田を守る大きな手段と位置づけております。他の地域の棚田の現状も見ながら、地権者の意見等も十分踏まえ、今後も制度が継続できるよう、サポート体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 最近ですね、農業新聞を見ますと、5月から6月に、その棚田のことがやっぱりずっと載っておりましたですね。7回ぐらい載ったかな。で、この前から西日本新聞にも大きく載っておりましたのは、「美しき棚田消滅危機」という見出しで出ておりましたが、その中でうきは市のことが書いてありました。うきは市の棚田をですね、一応、一部借りてやっておる方の言葉も出ておったようなんですけれども、もうちょっと、その棚田を維持するためにはですね、小さい区画を大勢で分け合って、それが自家米程度をつくるような目標にすべきでは

ないかと。

担うのは、いわゆる学び隊の皆さんですけれども、組織や学生サークルも有効というような提言がされておりましたし、そのことについてどう思うかということ、先ほど出ておりましたように、棚田オーナーもですね、やっぱり3名に今なっておるから、もうこれはやめやんとやねえかというような危機もあるようですから、そこら辺のところにつきまして、市としての支援なりをですね、どういうふうに考えておるのか、再度、答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいてますように、つづら棚田は、平成11年7月16日に日本の棚田百選に選ばれております。百選なんですけど、全国134カ所が選定を受けてるんですけど、東京の先生からいつも言われるんですけども、134カ所の中でつづらだけの特徴は、棚田の上に集落がある。ほかの133カ所は全部棚田の下に集落があるということで、このつづら地区も含めてですね、この棚田保全をしっかりとやってほしいと、東京に行けば行くほど、いろんな先生からそう御指摘もいただいておりますので、そういう気持ちで、私自身、しっかりこのつづら棚田の保全については取り組みをしていきたいと思っております。具体的なお尋ねについては、うきはブランド推進課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） うきはブランド推進課長の樋口でございます。先ほど、中野議員から、西日本新聞の中で、九州大学の先生が、棚田を維持するためには小さな区画を大勢で分け合い、それぞれが自家米程度を作るのを目指すべきではないか。担うのは学び隊のような組織や学生サークルも有効などと提言されたということに対しての、どう考えるかということなんです。

うきは市では棚田オーナー制度をまずやっております、その継続によって地域の地権者の方の理解が高まっておるところでございます。棚田を守るには、まず地権者のお考えが一番大事だと考えております。それにつきまして、市がどんなサポートをするかということになります。

市としては、地権者の同意を得ながら、市ができる棚田オーナー制度の事務をやるとか、実際の受け入れのお手伝いをするとかというやり方と、あと、つづら棚田を守る会のような、こんな大事な観光資源のところをみんなで守りましょうということで、減反の措置を緩和するとか、地域の、新川・つづら地区だけじゃなくて、新川・田籠、平たん部の方も参加しておりますが、その方に、誰がこの棚田を守れるのかというのを、市としては毎回考えながらやっております。

その中で、九州大学の先生方は、以前から新川・田籠の古民家に関心のある建築学の先生方なんですけど、やっぱりその中で地域への、うきは市への応援をしたいという意識のもとに、このような学び隊で小さな田んぼを小分けしてというような、新しい提言をいただいているところでご

ざいます。

ただ、これを単純に、経済的に見ますと、物すごくお金がかかる制度でございます。これはあくまでも都市部の方が応援していただけるという前提のもとでやっております。先ほど、市長が答弁されました、久留米市内の企業が棚田米を都市部で売ってますという、3反程度なんですけど、3年前からやっておりますけども、それも1つの、棚田を守るための1つの方策であり、答えが——今の段階で答えはこの答えですよというのはございませんが、地権者の意向を聞きながら、市がいろんな方の応援を探っていくというのが、今のところの市としての対応となっております。

それと、棚田オーナー制度をどうしていくのかということなんですけど、これにつきましても、棚田を重要視しておりますので、地権者の御意向を伺いながら、できればですね、地権者の同意を得れば、新川自治協議会とか、そういう幅広い団体にも協力をお呼びかけしたいんですけども、今現在では地権者が市とやりたいという御意向がございますので、これからもこのような形で、地権者の声を聞きながら、地域を巻き込みながらやっていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 守る会の方が言われておったのは、もう70ぐらい近くなると。

しかしながら、後がなかなか入ってこんというようなことで、このままどげんなるだろかというような心配も非常にされておりましたので、そこら辺のところは、また話をしながらですね、進めてもらいたいなというふうに思います。

棚田の関係は、今、国会でも議論されてですね、棚田地域振興法というのが12日に国会でも成立されまして、棚田の関係についての考え方なりが出ておりました。それで、国の考え方、それから県の考え方、そしてまた市にもおりてくるというふうに思いますので、そこら辺を検討していただきながら進めていっていただきたいということで、棚田の関係の質問は終わりたいと思います。

次に、男女共同参画の社会づくりについてお尋ねします。私が——もう5年になりますけども、議員になりまして、そのときの6つの公約の1つが、その男女共同参画の話をさせていただきました。6月に、なぜ毎年質問するかというと、6月に男女共同参画週間もあるわけですね、6月23日から29日までということで。市庁舎の入り口にのぼりも立っておるようでございますので、それとあわせまして、その基本法ができたのが平成11年の6月であったというようなことで質問をさせていただいておりますので、そこに書いております4つのことにつきましての答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、男女共同参画による社会づくりについて、事前通告では4点の御質問をいただいております。

1点目が、審議会、協議会等の女性登用率等についての御質問であります。県内の市町村の審議会等における女性委員の登用状況は、毎年1月に、前年の4月1日現在のデータが福岡県から公表されているところであります。

直近の平成30年4月1日現在の女性登用状況は、うきは市が32.2%に対して、福岡県平均が32.1%、県内順位は60市町村中19位となっております。女性登用率及び県内順位とも改善され、前回より取り組みが進んでいる状況であります。

2点目が、令和7年度の女性登用率目標の35%に向けた取り組みについての御質問であります。管理職会議や庁内の男女共同参画推進委員会において、審議会等の女性委員の登用促進について定期的に指示、依頼し、周知徹底を図っております。

また、委員改選時の対応が重要でありますので、改選前に各審議会等における女性委員数の状況を確認し、積極的な女性登用を個別に指示して、女性委員のいない審議会等の解消並びに女性登用率の向上を目指しております。

今回、既に令和2年度目標を達成することができましたが、特に団体代表の委員や、公募の委員の数が女性登用率に大きくかかわりますので、令和7年度目標達成に向けて、自治協議会を初め、各種団体に男女共同参画に対する理解をいただき、また、女性の社会参画を後押しするような取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。なお、今年度につきましては、現在、改選中の審議会等もありますが、女性登用率はかなり向上する見込みであります。

3点目が、地方自治法第180条の5に基づく委員会への対応についての御質問であります。地方自治法第180条の5に基づく委員会としては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の6つがあります。そのうち、女性登用率が30%未満の委員会は選挙管理委員会、農業委員会の2つであります。地方自治法第180条の5に基づく委員会委員は、同法第202条の3に基づく審議会・委員会委員と違って、より専門性を求められる面がありますが、先ほどの答弁と同様、委員の改選の折、積極的な女性登用を図ってまいりたいと考えております。

4点目が、市役所女性職員の管理職登用率についての御質問であります。平成31年4月1日現在で、市役所の女性管理職は3人となっております。登用率といたしましては14.3%でございます。なお、係長を含めた役づき職員の女性登用率は32.4%となっているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 今、それぞれ説明がありましたが、2については、令和7年度の目標35%というのは、数字、前もらった資料では35.2%ということでなっておりますので、非常に各課ともですね、これに取り組みましたというようなことであるというふうに思います。中

にはですね、まだまだゼロ%のところもあるし、10%台のところもあるようでございます。このゼロ%についてはですね、入札監視委員会というのがありますので、これは何か、これ、選考するに当たって何か規定とか、何かそういったものがあるとやないかなというふうに思いますので、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

よく、皆さん方、各課ともですね、周知されまして、例えば青少年問題協議会、生涯学習課社会教育係ですか。26名中3名が6名になっておるということで、かなりプラスになっておりますし。市立体育館ですか、総合体育館の協議会、生涯学習課のスポーツ振興係ですか。10名中2名であったのが4名ということで、こういった、大きく改善されておるところもあるようでございます。

それで、あとですね、10%台というのが3つ、それからゼロが1つということでございますので、特に、うきは市伝統的建造物群保存地区保存審議会、これは今まで1名であったのが2名ということで、これも10%台ですけれども、努力をされておるということでございますが、入札監視委員会というのがゼロというのは、何か基準があるとかなというふうに思いますので、そのことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの答弁の中で、今年度の女性登用率、あえて数字を申し上げませんでした。それは今現在、改選中の審議会もありますのであえて申し上げなかったんですが、議員御指摘のように、今時点でいきますと35.2%で、令和7年度の目標は既にクリアしておりますが、これがずっと令和7年まで継続しないと達成したというふうにはなれないと思いますので、そのところはしっかりと踏まえて、女性の登用率の向上に努めてまいりたいと思っております。

それで、具体のお尋ねについては、企画財政課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 企画財政課の中野でございます。入札監視委員会は企画財政課が所管をしております。御指摘がありました入札監視委員会は、現在、弁護士、大学教授、税理士及び福岡県の出先機関に当たります、県の建築住宅センターから、専門知識を有した4名の委員で組織をしているところでございます。したがって、そういった専門性から、なかなか委員の交代が容易にできないというような現状がございます。任期は2年で、本年11月に任期切れになってまいります。弁護士選出委員のほうから、任期満了で退任の意向が示されておりますので、後任にはぜひ女性の弁護士の先生を紹介してほしいということで、今、依頼をかけておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） そういったことで、何か規定ちいいますか、限度があるようでございますので、ぜひともですね、ことしの11月が任期ですから、そこら辺のところを考えて、推進をお願いしたいなというふうに思います。

けさの西日本新聞に出ておりましたが、応援団長の話が出ておりましたですね。九州の3大学で女性団長の見出しということで、応援団というのは前は男性だったと。で、今はもう違うということで。九州の大学の中で応援団があるのは6校と、その中で3校が今度は団長になったという。

団長と女性の登用とはよくわかりませんが、いずれにしても、女性についてもいろいろ登用率が上がっておるようでございますので、経験とか識見、そういった前向きな、やる気があれば、男女関係なく採用なりをしていただきたいなというふうに思うところでございます。

そういった意味で、次の、最後の質問に入らせていただきます。職員の教育のことについて挙げておりますので、1点、2点、それぞれ説明をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 職員の教育について、事前通告では大きく2点の御質問をいただいております。

1点目が職員の教育計画についての御質問であります。職員の人材育成につきましては、毎年度職員研修計画を策定し、その計画に基づき研修を実施してるところでございます。研修計画としましては、大きく3つを定めております。

1つ目は、日常業務を離れて、一定期間集中的に業務遂行に必要な知識や技術を習得することを目的とする、職場外の研修、いわゆるOff-JT研修。2つ目は、実際の職務現場において、業務を通して、上司や先輩が部下を指導、教育、育成する、いわゆるOJT研修。3つ目は、職員が自己に必要な能力についてみずから認識し、自己の意識で能力開発や向上のために主体的に学習する自主研修でございます。

職場外の研修としては、一般職においては福岡県市町村職員研修所を初めとした研修機関において、職務の遂行に必要な知識・技能を習得し、速やかに職場で活用するための実務能力研修に重点を置いて取り組みを図っております。専門職においては、土木技術を初めとする技術職につきましては、福岡県建設技術情報センターへの派遣研修を計画的に行っております。また、保育士、保健師等につきましては、国・県等が開催する研修会に積極的に参加をしているところでございます。

OJT研修は、職場で仕事を行う過程で上司が部下を育成する上で必要点を見つけ、それについて直接指導や援助を行うもので、実践を伴う実務の研修となり、あわせてコミュニケーション

能力の醸成にも役立つところでもあります。今後、さまざまな行政課題を迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためにも、多様な研修プログラムの実施により、職員一人一人の能力開発を図ってまいりたいと、このように考えております。

2点目が、市民からの意見、要望、苦情等に対する対応についての御質問であります。窓口や電話等で各所管に直接寄せられる意見、要望、苦情等につきましては、現場主義の考えのもと、説明責任を果たすべく、担当者より所管の管理職に報告を行い、協議の上、適切に対処しているところでもあります。

なお、所属を超えて対応が求められる重大な案件、緊急性を伴う案件については、市長公室長に報告を行い、市長公室長の指示のもと対応をしております。また、決裁でございますが、行政機関の意思決定においては文書主義となっておりますので、報告につきましては、基本的に文書により行っております。なお、郵送によるものや、庁舎内に設置した御意見箱により投函されたもの、市のホームページに送信されたものもございますので、それらにつきましては、総務課から所管に引き継ぎ、必要に応じて回答を行うなど、対応を行っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 専門職というのは非常に大事ですけど、土木とか建築とか、介護職、保健師とかいろいろ言われましたが、大体何名いらっしゃるのかということですね。そして、採用については、やっぱり専門職ですから、そういった採用をされておりますので、ある程度の期間に、やっぱりある程度採用していかなと、なかなかいかんと思いますので、そこら辺のところをお願いしたいと思います。まず、何人いるのかということと、採用の方針ですね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 技術職でございます。まず、技術の方で、建築の技師につきましては5名がおります。あと、土木技師につきましては12名となっております。あとは保健師でございますが、保健師につきましては7名。あと、栄養士が3名でございます。あと、社会福祉士が3名、運動指導士が1名となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 2番目の、市民からの意見、要望、苦情等ですね。今言ったように、重要なものは上まで上げるというようなことで、それでわかりますけれども、簡単なことですが、私が思ったのは、議員のほうで市民からいろいろ言われますね、要望とかいろいろ。そのときに、やっぱ、すばらしい職員もおるわけですよ。すぐにどういうことで、こういうふう



にこうなったということで、すぐに返事をいただく方もいらっしゃいますけれども、言うところの、どげんなちよるだろうかっち、尋ねにや答えが返ってこんような職員もおりますのでね。

やっぱり、市民から見たら、できるとか、要望したことはできないとか、それは関係ない。やっぱりそこは、できないならできないようにはっきりとですね、そういうことで返事をする。そこら辺のね、やっぱ、簡単なことができてない職員もおるといようなことですから、そこら辺については、恐らく市民からいろいろ要望があってもですね、もう、そのままにしろといような職員もおるとやないかなというふうに思いますから、そこら辺は教育の中でですね、簡単なことではありますけれども、大事なことですから、伝えてもらいたいというふうに思うところでございます。

苦情についてはですね、前、私どもが農協におったときには、やっぱ、苦情があったときには、苦情処理報告書というのを書いて、ちゃんと上げておりましたので。特に市長やらになりますと、恐らく市民からこういうことがあったというふうに直接言われることもあると思いますよ。そうしたときには、知らんなら、ああ、そげなことじゃったですかちいうふうに言わにやいかん。ですから、できるだけやっぱりつないでね、やっぱり、いくということ。そういったことが大事じゃないかなというふうに思います。

そのことが、要するに、同じことが二度と起きないようにすることのほうが大事です。誰がそういうことで失敗したかとか、そういうことじゃなくして、その同じようなことをですね、ならないように。そのためには、そこら辺をきちんと、やっぱ、みんなに共通課題として取り組んでいく、そのことの方が大事じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺のところにつきましての考え方ですね、苦情処理や——特に、苦情処理っちゅうのはえらい大事なことですよ。で、場合によっちゃ皆、味方になるですね。やり方によっちゃ、反対のほうになおなるといことですから、そこら辺のところの苦情処理については非常に大事ですから、再度、そこら辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 苦情処理に対して、職員が抱えこんでいるのではないかという御指摘がありました。これに関しては、先ほどから答弁させていただいてますように、今後の職員像として、この、迅速かつ的確に対応できるような能力と意欲を持った人材をですね、ぜひとも育てるという視点で、私自身もやってまいりたいと思っております。個別案件については、総務課長のほうから答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 市民からのいろいろな苦情、要望、意見については、先ほど市長の

ほうが答弁しましたように、的確に、管理職のほうで対応するということでしております。もし徹底とかですね、できてなかった分については、ないとは思いますが、改めて今度、今回ですね、周知徹底をさせていただきたいと思います。それとあわせて、いろんな苦情とかの部分については、ちゃんと上のほうに届きますように、文書等などですね、報告並びに回答についても徹底をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 市役所職員といえども、市民から見ればサービス業であるというふうに私は考えます。そういった意味とですね、やっぱり報告がぴしゃっとあってないということは、実際には要望したことがもうできちゃったりするわけですよ。それならそれのように、やっぱり報告はしていただかんと。何か、そういった、しっかりと報告をしていただく人と、何か、まだまだその、報告をされてない人については、言い方によっちゃですね、私は市民のために仕事をさせていただいておるという考えと、そういった考えに、やっぱなっていかにやいかんとやないかなと。

してやりよると、してやりよるということやなくてですね、させていただいておるといようなことになれば、おのずと対応が変わってくるんじゃないかなと、そういうふうに思うところがございますので、そこら辺の徹底につきましても、また全体会議の中でもですね、そういったことで意見が出たというようなことですね、今後、市民から、やっぱ親まれるような職員に育てほしいというふうをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで9番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。11時15分より再開します。

午前11時01分休憩

午前11時18分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、5番、竹永茂美議員の発言を許します。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、通告書に基づきまして質問をしたいと思います。冒頭、4月9日に小学校の入学式がありまして、大変かわいい子供たちが、学校に、希望に胸を膨らませ、大きなランドセルを持って登校してきていました。それで、4月10日から子供たちと一緒にいろんなところを歩いていったわけですが、市当局並びに教育委員会の取り組みのおか

げで、吉井小学校や福富小学校におきましては、一定の通学路の安全が確保されましたので、今回は千年小学校校区並びに江南小学校校区について、いろいろと調査をさせていただきました。

その後、5月8日、御存じのように、滋賀県大津市の交差点で待っている園児の中に自動車が入り込んでしまったということで、園児2名が死亡、1名が意識不明、そして13名が負傷した交通事故が起きました。そして、5月28日には川崎市でのバス停での殺傷事件の報道を見て、大変痛ましい事件が起き、心が痛んでいるところであります。

そこで最初に、子供たちの安全・安心策についてお尋ねをしていきたいと思っております。通告書にありますように、2018年度の育児放棄と虐待についてお尋ねをしたいと思います。

学校関係の虐待につきましては、3月議会で4件ということでありましたが、その4件について、その後どうであったのかも教育長のほうにお尋ねしたいと思っております。

それから、2019年度が、先ほど言いましたように始まりましたが、3カ月余りがたとうとしているわけですが、2019年度の不登校、いじめ並びに校内暴力の実態と対応についてお尋ねしたいと思っております。

それから2点目ですが、8050問題について、2018年度の実態と取り組みについてお伺いしたいと思います。また、直接的な関係はありませんが、マスコミ報道を見ておられますと、8050問題と子供たちの関係性がいろいろ言われておりますけれども、専門家の発言がなかなか遅くて、誤った認識があるのではないかなと思っておりますので、多様な子供たちのための本年度の学習支援についてもお尋ねしたいと思っております。

3点目が、昨年、議員になりまして、6月、9月、12月、3月ということで、うきは市の子供たちの通学の安全策についてお尋ねしてまいりました。先ほど言いましたように、少しの改善はなされたわけですが、一番課題であります、うきは市通学路安全推進会議についてお伺いしたいと思います。

る述べてまいりましたように、うきは市の場合は2年に1回、8月に行うと。本年度がその年であるということですが、ほかの市町村では毎年二、三回行われている状況があります。なぜ2年に1回、しかも8月なのかをお尋ねしたいと思いますし、その8月の推進会議で具体的にどのような実地検証をされているのか、時間とか人数とかをお願いしたいと思います。子供たちが通学していない状況の中での調査なのか、それとも子供たちが現実、通学している時間帯の調査なのかをお尋ねしたいと思っております。

また、先ほど言いましたように、吉井町内を見て回りましたら、通学路を表示するカラー舗装がですね、大変少ないということに気づきました。これを国道、県道、市道別にということをやってみたくはありますが、きょうお手持ちの資料に訂正をしておりますように、若干、市道と県道の違いがわかりませんでしたので、間違っていれば教えていただきたいなというふうに思っております。

ます。

そして最後に、そのような危険な場所の実態把握をされた場合、先ほど言いましたように2年に1回待っている状況なのか、それとも、昨年度、こういうところは取り組んだというふうになされているのか、答弁をお願いしたいと思います。

1点目は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子供が安全・安心のまちづくりについて、大きく3点の質問をいただきました。1点目と2点目については私から、そして3点目については、この後、教育長から答弁をいたします。

まず1点目が、2018年度育児放棄と虐待。そして2019年度不登校、いじめ、校内暴力の実態と対応についての御質問であります。2018年度の児童虐待は、その態様によって身体的虐待、性的虐待、育児放棄、心理的虐待の4種類に分かれております。昨年度のうきは市家庭児童相談状況は、身体的虐待が17人、育児放棄が20人、心理的虐待が28人で、虐待を受けた子供の年齢構成は、約8割が小学生以下でございます。そして、その虐待者の約7割が実母といった状況でございます。

このうち、児童相談所が一時保護した家庭は2世帯ございました。虐待は夫婦関係や貧困、精神疾患などのさまざまな要因が重なって起きております。さらに、親自身がみずからのその行為を虐待と認識していないことがございます。市では、福祉事務所の子育て支援係に家庭児童相談員2名を配置して、こうした家庭に対して相談支援を行っております。

子育てに対する不安や悩み、近隣住民からのどなり声や子供の泣き声の通報を受けて、虐待の疑いがある家庭に対しては状況の確認を行っております。そして、安全確保が困難と判断した場合は、一時保護などの権限がある警察や、児童相談所に通報して、迅速な対応を行っております。また、さまざまな要因による子育てに対する悩みや不安に対して、状況に応じて支援会議を行いながら、家庭児童相談員を初め、学校や保育園のほか、社会福祉協議会など、関係機関と連携を図りながら、安心して生活ができるよう、継続した支援に努めております。

次に、2019年度の学校における不登校、いじめ、校内暴力の実態と対応についてでございますが、本年4月における生徒指導上の諸問題に関する実態調査では、年間30日以上欠席となっている不登校生は、小・中学校ともゼロ名であります。遅刻、早退が見受けられるなど、不登校兆候の児童・生徒は小学校で2名、中学校で19名となっております。いじめにつきましては、小・中学校とも発生しておりません。また、校内暴力につきましては、中学校で軽微な生徒間のけんかが1件発生しておりますが、けがはしていないとの報告を受けております。

これらに対する対応につきましては、家庭訪問等と保護者との連携を密にするとともに、福祉

事務所やキーノートなど、関係機関と学校が教育相談部会等で情報を共有しながら、継続的な支援を行っているところでございます。

2点目の御質問が、8050問題についての2018年度の実態把握と取り組み及び多様な子供たちのための2019年度の学習支援についての御質問であります。8050問題とは、80歳の親が50代の同居の引きこもりの子を養っている家庭で、その親が病気や要介護状態になることで、家庭が経済的に孤立、困窮するケースがふえているという社会問題のことです。

親は引きこもりの子が居ることを表に出さないことが多く、親が元気なうちはその子の存在が顕在化するケースはまれでございます。そのため、親が介護を必要とすることになった場合、民生委員や福祉委員などの地域住民や御家族から、地域包括支援センターに相談されますが、その際に初めて同居の引きこもりの子が確認されるケースが見受けられます。

御質問の、8050問題についての実態調査等は行っておりませんが、今年度において8050問題に該当するような案件が発生しております。保健課では相談がある都度、8050問題も含め、親や引きこもりの子、その他の御家族などに対して、地域包括支援センターと福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員、介護支援専門員や介護事業所等、関係機関と連携をしながら、必要な支援を行っております。

次に、多様な子供たちのための2019年度学習支援についての御質問であります。さまざまな理由により専門的な指導・支援を必要とする子供たちに対する学習支援につきましては、教育支援委員会を開催し、その児童・生徒の実態に応じて、保護者と話し合いながら、特別支援学校、通常学級、特別支援学級、通級指導教室等で対応をしております。

また、市内小・中学校への受け入れに際しては、学校と十分協議し、学校支援員、特別支援学校支援員などの人的配置を行ったり、場合によっては学校施設の一部改修や必要な備品購入を行ったりしております。不登校、引きこもりの方の学習支援につきましては、通常の学習支援から、進学目的のための学習支援など、社会福祉協議会の相談員がそれぞれの年齢や状況に応じた必要な支援を実施しております。

障害児の学習支援につきましては、障害児通所支援サービスで対応を行っております。具体的には、未就学の障害児に、日常の動作や知識を教えたり、集団生活の適応訓練などを実施する児童発達支援があり、3月末現在で29名が利用しております。就学中の障害児に対しましては、放課後や学校の長期休暇に、自立した日常生活のための訓練や創作活動を提供する、放課後等デイサービスがあり、3月末現在で33名が利用しております。そのほか、乳児健診や保育所、学校などで把握された療育の必要な子供をサービスにつなぐなど、保健課や保育所、学校と連携を図りながら、多様な子供たちのための学習支援に努めております。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 通学路の子供安全・安心策についての御質問でございますが、うきは市通学路安全推進会議につきましては、議員より本年3月、議会において御質問をいただき、その答弁として、新たな要対策箇所の洗い出し等を行い、通学路の安全に努める会議の開催を年1回にするかは、今年度開催される会議に諮り検討すると申し上げておりました。関係機関の意見を十分にお聞きしながら対応していきたいと考えております。

小学校通学路のカラー舗装の延長についてでございますが、国道210号、吉井・高橋橋歩道両側、約40メートル。県道八女香春線、約780メートル。内訳は妹川地区約760メートル、高見地区約20メートル。保木・吉井線中鶴地区、約400メートル。吉井・恵蘇宿線、橘田地区、約450メートル。市道竹重・屋形線、竹重地区、約400メートル。高田・小向線、太田地区、約240メートル。辻屋敷・重定線、旭町地区、約480メートルとなっております。

通学路の危険箇所等につきましては、学校において、毎年PTAを通じて報告いただき、把握した上で、状況によって市のほうへ改修等の要望がなされているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 答弁ありがとうございます。

1点目につきまして、並びに2点目につきまして、再度お尋ねしたいと思っております。

先ほど述べられましたように、小学校の件数が少なかったものですから、その就学前の子供たちについては安心をしていたわけですが、延べなのか合計なのかわかりませんが、65名の子供たちがそのような育児放棄、虐待、身体的な暴力を受けてるということで、いろんな取り組みがなされていますが、これは48時間ルールの確立と、今、さまざまな団体といいますか、施設といいますか、機関との連携がなされておりますが、そのように、そういうルートが確立しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。市長、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。よろしくお願いたします。

先ほどの御質問です。48時間ルールでございますけれども、虐待につきましては48時間ルールで対応をとっております。

被害者のほうから福祉事務所のほうに御連絡がありましたときには、市がまず面接を受け付けます。その後、時間中の取り扱いにつきましては、市と北筑後保健福祉環境事務所のほうに連絡をしまして、女性相談所のほうに連絡をしまして、措置、指示の連絡を仰ぎます。その場合に措置が必要となれば、一時保護所のほうに対応をとるような形になります。

時間外につきましては、取り扱いにつきましては、警察署のほうに連絡がいくような体制になっておりまして、警察署のほうから女性相談所、また、女性相談所のほうが同じように措置、指示を行いながら、一時保護所のほうに保護するといった、緊急時の場合はそういった対応をとっている状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ありがとうございます。

これは、本年の6月13日の西日本新聞の26ページと27ページの記事の一部なんですけど、まず、26ページのほうには、幼き母、未熟な育児ということで、札幌の女子衰弱死の問題が述べられております。そしてその下には、6歳次男を蹴る、暴行、母親に執行猶予つきということで、福岡県春日市の問題が載せてあります。真ん中につきましては、先ほどの8050の問題です。そして左側には、集団いじめ2年間放置ということで、大阪の小学校の問題が載っており、なおかつ一番下には、元農林水産省の次官の拘留ということで、新聞を開くと両面にこのような、たくさん問題が載っている状況がありますので、ぜひ48時間ルールの確認をしていただきたいと思っておりますし、るる述べられました、事務所との連携を切にお願いしまして、1点目、2点目については終わりたいと思っております。

3点目は、教育長のほうから述べられましたが、私が質問した中で抜けている分が、結局PTAより報告があつて、それを計画に上げてやるということで、若干、対応がぬるいというか、甘いのではないかなというふうに思っております。

先ほど述べましたように、5月8日の滋賀県大津市の事故を知ったときですね、私が一番初めに頭に思いついたのは、この千年小学校前の信号機の、この歩行者だまりです。お配りしてます資料の——済みません、資料はありません。

実はこのとき、三角と大村の子供たちがずっと歩いてきまして、危険な場所を通りながら、若宮八幡宮の中を通りながらバイパスに出て、さあ、渡ろうとして渡りました。当然、バイパスのほうメインですので、渡る時間は短いので、袋野校長先生がこっちへこっちへと言うんですけど、実はこの歩行者だまりが非常に狭い。その中に、恐らく三、四十、50人ぐらいの子供たちがいたわけです。もしここに滋賀県と同じような事故があつたらどうなるんだろうかと思うと、大変、背筋の寒い思いがいたしました。

そうしますと、じゃあ、この辺の歩行者だまり、置いてあるパイプとか施設を少しずらせば、100人ぐらいたまれるんじゃないかなと思って、校長先生に、広げたほうがいいんじゃないでしょうかというような話はしてまいったところであります。

それから、少し時間をいただきますが、お配りしています資料に基づいていきますと、まず、今泉のところに参りました。7時10分ぐらいに今泉のお宮からずっと歩いて行ったわけですが

れども、あるお母さんから、一緒に歩いてあるお母さんから、この用水路に柵がないんですよということをおっしゃいました。実際、用水路に柵があるのが300メートルぐらい、ないのが300メートルぐらい。で、今はもう、ちょうど田植えの時期ですので、水がたくさん張ってあります。したがって、これ、何もないということは、おっこちたときにもう助けようがないということではないでしょうか。

そういう意味で、やはり実際、子供たちが通学する、あるいは下校する時間帯に教育委員会、並びに市当局が行って危険場所の確認をしないと、やはり2年に1回の通学路安全対策会議でいいんじゃないかというふうになると思っております。

次が、これ、上古賀ですが、こちらのほうからお宮に集まって、また七、八人の子供たちが渡っていきました。横断歩道が工事のために消えていたんですが、今はきれいになっております。ただ、交通量が多いので、もっと奥の信号機を渡ったらいんじゃないかなというふうに思ったんですが、信号機には、残念ながら、もう横断歩道は消えておりました。

次が岩光ですが、岩光橋の手前に新しいマンションがあって、そこからも子供たちが来ているんですけども、岩光橋の上を含めて、カラー舗装がなされていませんでした。

そして次が中島ですが、2人でお兄ちゃんと妹でした。何回も行ってもなかなか集合場所がないので、どうしたんだろうと思ったら、自宅が、多分集まる場所だったと思います。ずっと歩いていく中で、太田に入ろうとしましたら、こちらほうからこう行くんですけど、そこにも横断歩道の印はありませんでした。

そして新治団地ですが、ここの集会所に集まって、この道をずっと行くわけですけども、こちら辺についても路側帯がほぼないような状況でした。

先ほど、大村と三角の件を言いましたが、実は、一番危険な場所は多分ここだろうと思っております。厚生文教委員会のほうでも、この佐藤建設さんの前になると思いますが、行ったんですけど、もう大変狭い。で、交通量が多い。私が行ったときも、教頭先生が立って安全確認してあったんですけど、毎日、毎日しなきゃいけない状況が続いています。やはり、こういうことについて、先ほど言いましたように、教育委員会並びに市当局が動いていただかないと、ぱあっと通っただけではわからないのではないかなというふうに思っております。

次に、長野のほうなんですけど、これはバイパスの信号機にかかる横断歩道がもう消えています。ほぼ。こういうところを毎日毎日、長野と福久の子供たちは通っているわけです。ぜひ、現地調査をしていただきたいと思っております。

それから、これは角間の子供が通るところですが、ここは農道ということで、交通量は少ないのかもしれませんが、逆に大変狭いということで、自動車が通ると大変危険ではないかというふうに思っています。



以上のように、大変危険な場所があるわけですが、結局、教育委員会としては現地調査を直接されたことはないというわけでいいのでしょうか。何か、以前いただいた安全会議の資料の中では、大人の人が写ってる写真があったと思っているんですが、今の教育長の答弁ですと、PTAの報告を学校に上げ、学校から教育委員会、あるいは市当局ということになっておりますが、実際に行かれているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員のお尋ねは、うきは市通学路安全推進会議の、そういった動向等にも関係しますので、具体的なお話もいただいておりますので、住環境建設課長のほうから答弁させたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この交通安全プログラムの会議でございます。年に2回、現在行われておりまして、各学校関係からの、その危険箇所等についての要望箇所が上がってきてまいりまして、特に重要である案件につきましては、関係部署、警察、それから国交省、久留米県土、そういった各団体からは招集されますので、現地の確認をいたします。で、そういった危険箇所についてはどこが所管をするのかと。具体的な対策方法というところで、現地確認をいたしまして会議に臨むというところで、現在、行われておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは市長にお尋ねいたします。3月議会では、市長答弁として、私自身も教育委員会に任せるのではなく、しっかり、子供の安全・安心な通学路についてはさまざまな取り組みをさせていただいております。いろいろ御指摘はいたしております。しっかり対応していきたいと考えておりますと答弁がありましたが、この3月議会以降の市長の取り組みを教えてくださいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 冒頭、御指摘がありました、滋賀県で起きた痛ましい事故を受けまして、たしか、あそこの小学校は千年小前交差点。ゆめマートもあって、うきは市の大きな交差点であります。最初、あの事件を聞きまして、あの交差点が非常に私の脳裏を走りましたので、すぐさま、所管をしております国土交通省、福岡国道事務所のほうにも、多分、ああいう事件を受けて全国的な国道というか、道路の見直しが行われるだろうということを想定しながら、いち早くこういう現実をお伝えしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） その結果というのを教えてくださいたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） きょう現在、まだ具体的なお話は伺っておりません。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。また、先ほど教育長が、多分、7月か8月に開かれるんだろうと思うんですけども、こういう事件があったらですね、やはり早急に取り組んでいただかないと、子供たちはやはり安心して学校へ登下校できないんじゃないかなというふうに思っています。

冒頭言いましたように、子供たちは入学式以降、いろんなことでわくわくどきどきしながら学校に行ってるわけですけども、保護者の方は4月いっぱい、それから交通指導員やシルバー保安官の方は、1日とか10日とか、20日とかに立ってあるわけですけども、残念ながら、この事件が起きたからといって、市役所の方々が立ったというふうには見えなかったんですが、そういう、市役所としての対応は何かなされたんでしょうか。市長、答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。先般から、滋賀県の大津のほうで痛ましい事故があったというところでございます。その事故を受けまして、私どもの課の中ではですね、業務上現場に行ったりとか、通勤上、市道通るケースがございます。そうした中で、やはり各職員、そういった危険な箇所について気づいたところがあったら、全て案件を上げてくれと。これをですね、職員皆様にもし情報提供をした場合にですね、反対にそれが脇見運転につながるとか、そういったこともあるのではないかとということで、現在では、建設課内だけでですね、現場に出向いたときにそういった危険な箇所、そういったものを把握するような体制をとっておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先日、教育委員会を傍聴しましたら、教育委員会の中で、教育委員たちへの報道として、バス通学ですか、については職員が対応したというような話を聞いたわけですが、その件につきまして、誰がいつ、どこでどのような指導をされたのか、教育長、教えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） バス通学は大変痛ましい事件でありました。私ども、すぐさま、うきは警察署のほうにお願いに参りまして、校長会のほうに、生活安全課長にもおいでいただきまして、警察から見るポイントあたりを校長に御指導いただきました。また、あの事件のすぐ翌日、

私も、スクールバス等がございますので、スクールバスの到着する場所等に、御幸小学校の校長と行ったところがございます。

また、もう一つ、バス停につきましては、吉井バス停のほうがございます。ここにつきましては、朝と帰り、今は吉井小学校の職員のほうが対応いたしております。また、スクールバスも朝と帰り、御幸小学校の職員が対応してると。そういう形で、具体的に対応いたしてるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 妹川、姫治の子供たちについては、そのように対応していただいていると確認できたんですが、吉井小学校のバス停ですね、については、もう少し詳しく教えていただきたいんで。誰が対応したんでしょうか。職員ということで、非常に曖昧な気持ちがあるので。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） その後、学校の校長から報告を受けましたのは、朝については校長のほうがと、帰りについては職員のほうでというふうに、その時点では報告を受けております。その後どうなっているかは、私どもはまだ報告は受けておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、今、お気づきかと思いますが、朝の登校と帰りの下校時間ですね。学校の登下校の時間をうきは警察署にお渡ししておりますので、それにあわせてパトカーが巡回していただいております。吉井バス停、あるいはスクールバスの発着所等も巡回していただいておりますので、大変ありがたく思っておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 朝は校長先生が、夕方は職員ということですが、その職員について、どなたかというのは特定できているのでしょうか。それから、どのような指導をされているかわかりますでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 申しわけありません。今、私のほうにはその情報は入っておりませんので、議会が終わりましたら、吉井小学校のほうとちょっと話してみたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間が半分ほど過ぎましたので、2点目の、若者が住みやすいまちづくりということで、るるお尋ねしてまいりました。うきは市衛生委員会というのがあるのと、もう一つは、大変似た名前ですが、うきは市学校総括健康管理委員会ということがあるということで、3月議会でもお尋ねをしてまいりました。

うきは市の衛生委員会のほうには、労働者の代表が入ってあるということでしたので、ふむふむというぐらいで終わって、学校の総括健康管理委員会のほうはなかなか話が進まないというふうに思っていたわけです。そこで、情報公開に基づきまして、資料をとることができました。こちらのほうが、市長さん寄ってみてください。うきは市の衛生委員会の昨年1年分と、4月開かれてますので、5回の方です。こちらは、残念ながら学校総括健康管理委員会のものです。なぜ、できたのはこちらは平成19年、こちら、半年後の平成20年ですが、これは1年分でこの厚さです。これは10年分でこの薄さです。普通、こういう状況だと思うんですね。なぜ、こちらが取り決めがなされて、なぜこっちがないのかというのを、今からお尋ねしていきたいというふうに思っております。

まず、うきは市の衛生委員会につきましては、お配りしています資料の左側を見ていただくとわかりますように、4月にもう開催されております。内容につきましては、そこにある書いていますように、公務災害の件とか、年休行使の件とか、いろいろ取り組んでありまして、その成果がやはり上がっているのではないかなというふうに思っております。

それは、職員が健康で、安心して働けばそれだけの、当然、能率も上がりますし。また、逆に疲れ果てて公務災害を起こしたり、あるいはいろんな病休とか、場合によっては退職等をすれば大変な損失になるからだというふうに思っております。その点については、多分、市長や教育長との認識は一緒だというふうに思っております。

ただ、今回、うきは市の衛生委員会のレジュメを見まして、まず驚いたのは、そこに書いてありますように、報告事項としては公務災害、職場遵守の報告、そして健康相談、件数が約100件前後載っております。で、4番ですね。健康管理についてメンタルヘルス研修を行われています。これは平成31年4月9日、新規採用された職員5名に対して、産業医の梅根先生が行われております。資料は〇〇〇〇〇〇にしております。そして5番目に、病気休暇の状況。そして6番目が総合受診の結果について。下のほうが、大変字が小さくなって申しわけないんですが、審議事項として、平成31年衛生委員会を4月、7月、10月、2月に開催します。

そして、平成31年度衛生委員会の重点目標に対する具体的な取り組みを、ワークライフバランスで、長時間の是正、有給休暇の活用等々が述べてありまして、その後ろには各衛生委員の方々の意見が述べられ、それに対する産業医の梅根先生の回答といたしますか、指導というのがありました。

3月議会で質問しましたら、教育長のほうから、いや、2月に各校の代表、2月20日に第2回うきは市総括健康管理委員会なるものを開きましたということでありましたので、見ましたら、先ほど言ったように、大変残念ながら、薄いものでありました。

そもそも論でいきますと、超勤の実態が大変厳しいというのは、別紙配られてるかもしれませ

んが、学校の先生たちだというふうに思っております。以前、江藤副議長が、市への質問の中で超勤の実態を聞かれたとき、市職員は1年間の残業時間が年平均110時間ぐらい、月に直せば10時間ぐらいということで述べられていましたけれども、学校の先生はそれどころの話ではありません。110時間というと、先生によっては1カ月分の超勤の実態であるというふうに考えているわけです。

そうした場合に、なぜこの総括健康管理委員会が、開催も少ないし、内容も何でだろうというふうな中身かなと思いましたが、こちらの衛生委員会につきましては、市長の責務、それから管理職の責務ということが書いてありましたが、残念ながら、うきは市総括健康管理委員会につきましては、目標はほぼ一緒なんですけど、教育長の責務、校長の責務という条項がありませんでした。したがって、学校現場の先生がやはり参加しなければ、なかなか話が進まないんじゃないかなと思いますが、これについて、教育長はいかがお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 若者が住みやすいまちづくりについて、事前通告で大きく3点の御質問をいただいております。1点目については私から答弁をさせていただき、2点目と3点目につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

1点目が、うきは市衛生委員会の取り組みの成果と課題についてのお尋ねであります。うきは市では職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を図るため、労働安全衛生法に基づき、うきは市衛生委員会を設置しております。この衛生委員会は、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事、職員の健康の保持、増進を図るための基本となるべく対策に関する事、公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事などについて調査、審議を行うことを任務としております。

衛生委員会の取り組みでございますが、平成30年度は委員会を4回開催しております。さらに2回の職場巡視を実施しながら、安全で快適な職場環境の実現と、職員の健康増進等につながるよう審議を重ねてきております。また、審議の結果につきましては、全職員に周知を行っているところであります。

次に、衛生委員会としての課題でございますが、市では、うきは市特定事業主行動計画に基づき、有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減など、職員の勤務環境改善の取り組みと働き方改革についても推進していくこととしておりますので、うきは市特定事業主行動計画に定める目標達成に向けた取り組みを継続することが重要であると、このように考えております。今後とも、衛生委員会の設置の趣旨を踏まえ、その任務が適切に実施できるよう努めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の教職員の超勤実態、年休行使日数と改善策についての御質問でございますが、超過勤務の現状につきましては、タイムカードを導入しました昨年8月から、本年3月までの8カ月の集計で申し上げますと、月平均超過勤務時間が、小学校33時間15分、中学校38時間23分、80時間以上超過勤務時間の割合が、小学校3.5%、中学校8.6%となっております。職種別では、月平均超過勤務時間が小学校校長で約35時間、80時間以上超過勤務時間の割合が1.4%であり、同様に教頭で約59時間と15%。教諭等で約34時間と3.4%。養護教諭、栄養教諭で約16時間と1.1%。事務職員で約19時間とゼロ%。中学校校長で約41時間とゼロ%。教頭で約64時間と12.5%。教諭等で約40時間と10%。養護教諭、栄養教諭で約21時間とゼロ%。事務職員で約12時間とゼロ%となっております。

次に年休行使日数ですが、昨年1月から12月の集計で、小学校の平均取得日数、教員10.8日。事務職員13.2日。中学校の平均取得日数、教員で10.3日、事務職員で7.0日となっております。年休については一定程度取得できておりますが、超過勤務については小・中学校ともに教頭職の負担が大きくなっています。うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針に基づく取り組みを推進するとともに、業務の見直し等を含め、対応を検討してまいりたいと考えています。

3点目の、学校総括健康管理委員会の協議内容と構成員見直し、また各校健康委員会及び教育委員会への指導結果についての御質問でございますが、総括健康管理委員会については年2回開催しており、ストレスチェックの実施と結果分析、各学校の衛生委員会の状況把握や働き方改革の推進、部活動の指導実態等に対する検討を行うとともに、適時、健康管理医からの指導、助言をいただいているところでございます。

また、委員会の構成員は、うきは市立学校総括健康管理規程に基づき、総括衛生管理者である教育長、各学校の健康管理責任者として校長、専門的な立場から意見をいただく健康管理医で構成されています。構成員の見直しについては、現在のところ考えておりませんが、協議内容等によって意見等を伺う必要がある場合は、適時招致したいと思っております。

また、働き方改革は、現在取り組まれている重要な課題であります。そこで総括健康管理委員会や校長会、また教育委員の参加する学校訪問等、機会あるごとに各学校から働き方改革の推進状況等の報告を受け、昨年8月からのうきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針の徹底も含め、各学校が健康で働きやすい職場となるよう、教育委員会として指導、支援に努めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 時間が押し迫りましたので、うきは市の衛生委員会につきまして、幾つか要望なりを述べて、こちらのほうは終わりたいと思います。

私も、この資料をいただきまして、大変取り組みがなされているなということで感心し、その一方で、学校現場がなかなか進まない理由も、そこに資料、写真の裏に書いてますように、そういうことを感じました。

しかし、じゃあ、うきは市の職員さんが残念なのということで、4点ほど述べたいと思いますが、1点目は非常勤職員の参加はどんななんだろうかと思いますので、その点について検討をお願いしたいと思います。

それから2点目、先日り色ふるさと館の内覧会の内覧会をしていただきました。課長から、トイレは4カ国対応のウォシュレットですということを見せていただいて、大変立派なウォシュレットだったので、ああ、これから先、インバウンドでうきは市を訪ねてこられる、あるいは子供連れの市民にとって大変適切なトイレだなと思ったわけです。

じゃあ、一方うきは市庁舎を見ますと、残念ながら温水トイレ、いわゆるウォシュレットがついたトイレはありません。それぞれの個室には電源や水の配置がなされていますので、全面改築しなくてもいいんじゃないかな。せめて、各階の男女1個ずつはないと、大変恥ずかしくはないかなというふうに思いました。

私も議員として行政視察を行います。それぞれの議会棟等に行ったときにも、そういう温水、ウォシュレットがありました。先日、筑前町の議会の傍聴に行ったんですけども、そこにもありました。そうすると、全面改築時まで待つのがいいのかわかりませんが、やはりインバウンドを政策に掲げているうきは市、それから行政視察にたくさん来てあるうきは市としては、その辺の、トイレの改築もお願いしたいというふうに思っております。

それから、3点目は、セクハラ、パワハラの方が議題に余り上ってなかったのですが、あっていないのかわかりませんが、私は9月の議会の中で、パワハラがあったというふうに思っておりますので、その辺の取り組みを強化していただくと、学校職員のほうにも広がっていくのではないかなというふうに思いますので、こちらのほうはよろしく願いしておきたいと思います。

さて、教育委員会への質問ですが、裏に書いてありますように、構成につきましてはですね、確かに衛生委員会は50人を超える職場は設置しなけりゃいけませんけど、うきは市の場合、学校に50人以上の職場はありません。したがって、うきは市全体を大きな学校として考えていただいておりますけども、繰り返しになりますが、このうきは市学校総括健康管理委員会には、教育長の責務がありません。管理職の責務もありません。なおかつ、先ほど言いました労働安全衛生法第17条4項第1号、総括安全衛生管理者以外の委員の半数については労働組合、ないときは労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならないという規定があります。法律の趣旨を遵守するならば、これをすべきだと思いますが、まず、教育長、教育長の責務がないということについてどう考えられるのか。

2点目、管理職の責務ありませんが、それについてはどう考えられるのか。

3点目、構成員について、働く人の代表が入るべきだと考えておりますが、どのように考えられるのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市教育委員会は、努力義務でございますが、誠実に対応させていただきます。

議員御指摘の、まず、教育長の責務はということでは、うきは市学校総括健康管理規程の第3条にですね、うきは市立学校職員の安全衛生管理の総括者として、総括衛生責任者を置き、教育長をもって充てるということで明確になっているかと思っております。また、第4条に、各学校職員の健康管理の責任者として、各学校に健康管理責任者を置き、学校長をもって充てるということで、校長についても規定をいたしております。

それから、大きく御理解いただきたい点がございまして、うきは市のほうは全体で1つの委員会をいたしております。うきは市の教育委員会と学校の関係は、学校のほうでも衛生委員会をさせていただいております。その学校の衛生委員会には、学校の中のいろんな先生方が入っていただいておりますし、また、本年度から、最低1回は健康管理医の先生もそこに入っていただくということにしています。

例えば、昨年度のある小学校の、校内衛生委員会が5回あっておりますが、その中で、例えば産業医による巡回面談。校内衛生委員会の目的や内容の確認。教職員の勤務状況に関すること。負担軽減に関すること。それから、取り組みの成果の、あるいは課題の整理。そして、教職員の健康状態に関する配慮を要する点。こういったものが5回行われておりまして、その集大成として、私どもは総括健康管理をしておりますので、そこに報告をいただいて、直接学校に行っていたら、健康管理医の先生を交えたアドバイスをいただいているという構造になっておりますので、その点、市役所と少し状況が違うというのを御理解いただければありがたいと。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市衛生委員会に対するお尋ねについては、総務課長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） うきは市衛生委員会につきまして、3点御質問いただいております。

まず、衛生委員会の中に、非常勤職員についてが入っていないんじゃないかという御指摘だったと思います。確かに、衛生委員会、正職員に対する部分については十分やっているかと思っておりますが、非常勤職員についてはなかなか、まだ十分なフォローができてない部分があるかと思



いますので、そういう部分を含めまして、あわせたところで対応できるかどうか、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えております。

それと2点目でございます。庁舎につきましてのトイレ、ウォシュレットの対応ができてないということで御指摘いただいております。こちら、整備した当時がですね、まだウォシュレット等が普及してなかったような状況ございまして、今現在、ここの吉井の庁舎と西別館についてはウォシュレットの対応はできてない状況でございます。

ただ、衛生面についてはですね、十分確保はされて、水洗でございますので、確保されてるとは思いますが、今、時代の流れとして、どこでもウォシュレットが普及しておりますし、市が整備しております新しい施設についてもウォシュレットの対応をしておりますので、今後、予算が伴うことでもございますので、ただ、前向きには検討していきたいというふうには考えております。

続きまして3点目、セクハラ、パワハラの御指摘を受けておりますが、セクハラ、パワハラについてはですね、衛生委員会のほうに報告等も、あれば報告してもらおうようにしておりますので、そういう体制はとっておるところでございますけど、今、昨年についてはですね、そういう報告については1件もございませんでしたので、報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 市の衛生委員会につきましては、それだけの取り組みをなされていきますので、今後とも市の職員が安心して働ける職場づくりに取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、学校総括健康管理委員会なるものにつきましてはですね、資料に上げてますように、やはり委員会の目的をきちんと——教育長や管理職の責務を書くべきだと思いますし、労働安全衛生法、そこに書いてますように、やはり代表者を入れないといけないんじゃないかなと思っております。御存じのように近隣の、小郡市さんでは、小・中学校の働く労働者の代表をそれぞれ1名入れてありますし、校長さんたちも小・中学校1名ずつということで、校長さんたちばかり集まっても、はっきり言って仕方ないんじゃないかなというふうに思っております。

また、あんまり法律に詳しくないんですけども、なぜ入れなきゃいけないかという、やはりどうしてもくさいものにふたをするような状況があるんじゃないかなというふうに思っています。この労働安全衛生規則第23条の2には、委員会を設ける事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならないということで、その正式な場でされるようになっていると思っております。

それから、先ほど教育長が言われたんですが、産業医は市に置いてありますが、なぜ学校のほ

うには健康管理のお医者さん、管理医なのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 名称については、よく私も承知していないところがございます。しかしながら、方法論として、そういった形で置いて、そして学校のほうにも派遣するということは、法律でも概要上は了解事項のようでございますので、そういった理解をいたしてるところでございます。名称が、健康管理医という言葉が適切かどうかにつきましては、もう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 産業医についてはきちんとした規定があります。ただ、その、先ほど言われました健康管理医というのを、僕も9月とか12月、3月に聞いたときは同じものというふうに捉えていたわけですが、どうも違うんじゃないかなと思います。なおかつ、それぞれの学校の校長先生から上がってきてますその報告につきましても、某小学校では産業医による巡回面談という形で、区別がついてないというか、正式な名称が伝わっていないということがあります。もちろん、健康管理医と書いてある校長先生もおられました。そういうことからすると、やはり職場の代表が集まる、参加すべきではないかというふうに思っています。

特に後の、最後の議事録といいますか、会議録を見ましたときに、1点、非常に気になりましたのは、某中学校の超勤80時間を超えた者が必ずしも高ストレス該当者ではないことから、超勤とストレスは必ずしも比例しないことはわかっていただけかと思えます。その後、定時退校については、電話が繋がらないことによっていい取り組みと思えますということに対して、教育長が、その他協議に移りますが何かありませんかと言ったときに、残念ながら、どの校長先生も意見を言われませんでした。

先日、厚生文教委員会のほうで校長先生らと話をしたときに、資料にありますように、やっぱり80時間を超えてる先生方がおられました。また、昨年、空調設備の件で学校を回ったときに言われてたのは、若い先生方が超勤が多いですよというふうに言われてたので、私の質問には年代別超勤の実態をということでお願いしましたが、きょういただいた分には、残念ながら年代別分がありませんでした。

それと、もう一つは、主幹教諭とやっぱり分けてほしかったなと思っています。どちらかというと、一番責任の多い校長先生が若干、超勤が少なく、教頭先生が多くて、主幹教諭や担任が多いというのが、昨年度、学校訪問したときの結果であったというふうに思っています。

もちろん若い先生ですから、いろいろふなれなこととか、手間がかかることは重々あると思えますけれども、衛生委員会の資料を見ますと、超勤が予想されるときには管理職はその超勤に対して、要するに分散して、特定の人が遅くならないように配慮しなさいとか、いろいろ具体的な

ことが書いてあります。

ところが、残念ながら、学校のほうの総括健康管理委員会には、そのような資料は残念ながら1枚もありませんでした。ということになりますと、当然、先ほど言いましたように、方や10年間で何ページ、方や1年間でいろんな資料に基づいて、職員のことを考えてもらってるといことになりますと、大変疑義を感じます。

それから、教育長のほうから、学校訪問時にいろいろ指導しましたということですが、この学校訪問時の記録というのはとってあるんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） いや、学校訪問時の記録はございません。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） そうしますと、学校訪問時に、例えば超勤の問題を指導した、あるいはいろいろ協議したと言われても、その、なかったら検証のしようがないわけですよ。このことについては、3月議会で市長のほうにお尋ねしまして、いろんな会議のとき、もちろん正式な議事録が大切だと思いますけど、その正式な議事録がなくても、やはり記録を残していただかないと、どういう指導をしたかというのが、後から情報公開で請求しても出てこないということになります。

これは協働のまちづくりでありますときに質問しましたように、市長は、あらゆる情報については積極的に公開しますということですから、その積極的に公開する情報を、やはりきちんとした記録、あるいはメモでも結構ですので、とっていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校訪問での指導というのは山ほどありまして、その中の1つに、働き方改革に関する報告、それに対する指導がございます。したがって、その中で特段、全体の総括健康管理委員会に、やはり還元したほうがいいというようなことがあればですね、考えてみたいとは思いますが。今、いろんな記録をとりなさいというのはですね、同時に、その、働き方改革についてどうなんだろうと、正直思うところもありましてですね。いろいろ考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 労働時間の超勤が、先生方が多いという実態は、繰り返しになりますが、あっています。それに対して指導しましたと言われてるなら、その指導した結果をやはり見せていただかないと、適切であったかどうかわかりません。それから、産業医と健康管理医の違いもわかりませんでした。この点については、また9月議会に質問したいというふうに思っ

ています。

ぜひ、それまでに、先ほど言いました通学路安全推進対策会議の開催をし、現地調査をしていただくとともに、1学期終わった時点では、そのことについて論議をしてほしいと思います。各学校の学校経営要綱を集めさせていただきましたが、残念ながら、この2月に集められた内容というのは、余り書いてなかったように思います。そうすると、やっぱり徹底してないんじゃないかなと思います。

以上、大変早口で申しわけありませんでしたが、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。13時30分より再開します。

午後0時20分休憩

午後1時29分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

ここで、末次福祉事務所長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。午前中の竹永議員の質問の件で、追加の発言をさせていただきます。48時間ルールの場合でございますが、女性相談所の措置、指示につきましては、母子の虐待の措置でございます。子供の措置、指示につきましては、児童相談所が行いまして、それぞれ母子相談所、児童相談所が措置の指示を行って、一時保護所のほうに安全確保のほうで保護いたしますので、文言の追加をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） それでは11番、上野恭子議員の発言を許します。11番、上野恭子議員。

○議員（11番 上野 恭子君） それでは、議長の許可をいただきましたので、1番から5番まで質問に入りたいと思います。今回、5つ質問をいたします。1つ、職員の人事異動について。2つ、合理的な観光案内について。3つ、防災無線の活用について。4つ、学校施設内の危険箇所について。5つ、庁舎内喫煙について、5つ質問をいたします。

それでは、早速1つ目から入りたいと思います。まず、この質問に至った私なりの思いでございますが、人事異動についての質問は、過去にこういう質問をされた経緯は、議場ではないと思いますが、議員になって、いつも私が考えてきたことは、行政の仕事と一般企業とは、どこの部

分の経営、運営が違うのかと、ずっと思ってまいりました。

市民、国民からの税収で市の活気を保っていけばよいのかとっておりましたが、2期目程度から、地方にあるものを生かし、まち・ひと・しごとの地方創生事業が入り、最後まで住みなれた地で暮らす地域包括ケアシステム、また、地域の独立型自治会のあり方などなど、国からの指導は、地方は地方で頑張る、自分たちで生きる力を養ってくださいとの指導に、強く変わってまいりました。

企業であれば、商品開発はあるにしても、限られた商品の中の宣伝販売等ではありますが、市では漠然と広くあるものの中で活性化しなければなりません。企業よりすごく難しさを感じることもございます。市の活気、活性化には、職員にもっと専門性を持たせることが大切と思うようになりました。徴収対策室では、専門の職員配置をいただき、徴収率も上がりました。力強い市を維持するためには、各担当課の能力と同時に、専門性のある人材を育てることがとても大切だと思っております。このことから、1のような質問に至ったわけです。

それでは、職員の人事異動についてです。毎年行われる人事異動については、職員のいろんな実務経験も必要と思いますが、一方では継続事業の目標達成の勢いがそがれるようにも感じられますが、基本的な考えはどう思っているのか。市の活性化、もちろん住民サービスも大切なことです。また他市との共存、その活性化も大変重要だと思います。今や行政も、企業と共通するところも多く、専門性を持って、自信を持ってお仕事をしていくということが問われる時代になってきていると思います。

活性化は信頼の中から生まれるビジネス、また、汗をかくビジネスであるとも思っております。一般的に企業では、事務系、営業系、また、精算販売係、研究開発、伝統文化などなど、いろいろな多種の仕事がございますが、市では大きく地方創生という仕事を宛てがわれております。企業並み、それ以上の能力が問われているのではないだろうかと思うようになりました。起業——会社を起こす経営陣も、3年間その経営ができれば、大体、企業人としてどうにか経営できていくと一般に言われております。3年して、それからが勝負となるわけです。

市として今より以上に力強く、活気があり、活性化をし、市民に潤いをアドバイスできるためには、もっともっと専門性を育てることが大切なのではないかと思っております。そういうことからして、やはり、異動についてもしっかりと考えて、異動を行っていただきたい。私の感ずるところ、何年か、3年でもおって、次の課にぽっと行くということは、私の感覚では、他の会社に異動したような感覚でもあるだろうと思います。なかなか、すぐに力が発揮できない。率先力にならないということもあると思います。

そういうことからして、異動をもっと考えてやっていただきたい。やっとならぬかと思つたところで他の課へ異動。本当に力を発揮する間もないと思います。こういうことからして、基本

的に異動をどういうふうと考えてやっておられるのか、そのことをお尋ねいたします。1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、職員の人事異動について、人事異動の基本的な考え方についての御質問をいただきました。うきは市におきましては、限られた人的資源でさまざまな行政課題を迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくため、効率的な組織体制づくりが求められているところであります。そのため、職員一人一人が職務経験を積み重ねながら、専門性の向上を図ることができるよう、計画的な人事配置を通じ、職員の成長を促していくことが必要であると、このように考えております。

人事異動の基本的な考え方につきましては、同一職場に一定期間以上在籍する職員を対象に、人事評価の結果、業務の適性、在職履歴、研修等を通じた自己研さん努力及び所属部署の年齢構成等を考慮するとともに、毎年実施しております自己申告書による本人の希望及び所属長等の意見を踏まえて行うことが必要であると、このように考えております。今後も、多様化する行政課題等に的確に対応していくために、組織力のさらなる向上が期待できる、適材適所の人事配置に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。今、市長に答弁をいただきました。私も、限られた人材の中での配置で、非常に難しい面もあるかと思うことは承知をいたしております。けれども、非常に専門性を持った方が、なぜあなたがここにいるのというような配置がえがあることもございます。それで、そういうところはやはり考えていただきたいというようなことでありますが、やはり広く浅くではなくて、やはり、それぞれ個人的に向き、不向きもあると思いますし、能力的な、いろんな適材適所もあると思いますが、その中で、もっと深く課に配属してあげる、そういうことがうきは市の活性化のためになるのではなかろうかと思っております。

私は職員として、異動を通じ働いたことはありませんけれども、やはり企業にしてみましても、事務を雇おうとすれば、やはり即戦力になる人、それからその配置にしても、向いたところに配置をする。それが大きな力となって、大きな輪になって、攻める力になるわけですから、私は行政の力も、じいっと何年も見てまいりましたけれど、今や企業並みで、生き残れるかどうかの、やっぱ、戦いの中にあると思っております。

そういう中から、やはり戦える体制ということになりますと、その方の向いている部署に回す、そしてしっかりと後輩を育てていく、そういうことも見ながらいくのが大変重要じゃなかろうかと思っております。それは数年後、10年後にも響いていくことではなかろうかと思っております。

人の配置によって、やはり活性化はすごく違うものと確信をいたしております。例えば、来年定年の方を新しいところにぼんとやるとか、そういうのではなくて、今までおられたところでしっかりと後輩に伝えてやめていく、そういうことが、私は大事ではなからうかと感じております。例えば、文化財にしても専門職ですね。ああいうところの方を、やはりそこで、専門のところで退職してもいいんじゃないかなと思うっております。そういうことをいつも考えながら、でも、行政だからと思ってきましたけど、今や、私は行政の仕事はもう企業並み、企業より以上に力を発揮せねば生きていけないんじゃないかな。人口対策にも何にもやっぱ対応できないんじゃないかなということを常日ごろ思っていました。

初めてこういう質問を、過去にはこういう質問を出された方はいないと思いますけれども、人事異動に対して私が口を出せるところではないかと思っておりますけれども、やはり、素晴らしい職員さんを100%、より以上に生かしながら、今、駆使しております活性化に対し、対応ができるような配置をお願いしたいと、こういう思いでこの質問をいたしました。

そういうところからして、私は小さいですけど、自分で幾らかの会社を起しやってみました。そして多くの方と接してまいりましたが、やはり人はこれにはたけてこれには弱いという方もいらっしゃいますし、たけている方を、たけている仕事をするとは倍以上、ルートで力を発揮するわけですね。そういうところを買ってやりながら、そして伸ばしていく。そのことが重要ではないでしょうか。

やっぱり、なかなか自分の思いと通じれない箇所で頑張れ、頑張れと言われてもですね、できない部分もありますので、やはり異動に対しては、限られた人員の中で難しいのは私も承知いたしておりますけれども、そういうところを見てあげての異動をしていくということは大変重要で、本当に、まだまだすごい力を発揮していくのじゃないかなと思うわけです。そういうことをきょうはぜひお願いしたいと思って、この質問をいたしました。

財政をとすることはお金のバランス、企画はニーズ、アイデア、営業は多くの方と知り合い、市のアピールをし、市を育て広めていく。汗をかくものですね。伝統文化は、やはり文化財管理、また活用を熟知してないとできないわけですね。それから、研究開発というものは、やはり独自性を見出していくもので、非常に特殊性があって、市が伸びるところでもございます。ある程度、育てるということは時間もかかりますし、誰でもがすぐに育つわけではありませぬので、担当課で育った方は、それをやっぱり貴重な人材として、もっともっと生かしながら、市を伸ばしていくことを考えていただきたいと思いますが、これは私の考えが間違っているかどうかはわかりませんが、自分の経験からしてそのことを思うわけです。

そして、市は行政、行政といいますけれども、私は大きな企業の戦いの中に、同じような感覚でいるという思いであります。そういうことで、得意分野で力を発揮されるような人事異動、ま

た特殊性のある分野というものは、特に誰でもができない分野でもありますので、そういうことを加味しながら、これからの人事をお願いできないかというところの質問でございます。2回目の質問ですが、市長の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 人事異動につきましては、先ほどから答弁させていただいてますように、人材育成につながるもの、あるいは業務運営上の必要性に基づきやっていることを、まずは前提的に御理解をいただきたいと思っております。

もし仮に、極論でございますが、議員のように同じ職場ですっと長くやれば、それは安定的、いわば安定感を増しますので、我々も非常にありがたい部分があるんですが、ずっと同じ部署にいますと、やっぱり成長性に課題が出てくるであろうし、あるいは、長く同じ部署にいますと、いろんなふぐあい等も生じてきて、いわゆるモチベーションにつながらない部分もあると、このように思います。したがって、我々の大きな考え方としては、職員にこの総合的能力や専門的能力の向上に向けた、この幅広い視野や、専門知識、技術を持った人材を育成する、これが大きな鉄則であります。

そこでよく言われるのが、ゼネラリストとスペシャリストのお話です。今、議員はスペシャリストのみお話をされていますけれども、やっぱり業務運営を考えたときに、いろんな部署を渡り歩いて、総合力を持ったゼネラリストの職員もいないと、このうきは市の組織が成り立たないということは、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

よく私は、機会あるごとに職員に、T型人間を目指そうというふうに言ってます。このT型の下には、深い深い専門知識を有する一人一人の職員が、専門知識を知識を有することと、横軸を入れた幅広い経験を持つ、このT型人間を目指そうと、このように常々申し上げておりますので、そういう視点で、今後も適切な人事異動、人事配置をやっていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 市長の言われることもわかります。スペシャリストのみならず、ゼネラリストということですね。そういう考えもあると思っておりますが、やはり異動については1年、2年というスタンスではなく、ある程度その課を理解できる、そういう期間は大体どの程度と見て異動をされてあるかですね。

浅くばあっといっても、何が何かわからないで異動したという感じの部分もあると思っておりますし、私が近ごろちょっと感じましたのには、以前おられた方はもとの部署に戻してあげるといようなことも、少し深めるためにやっているのかなというようなことも感じたこともございます。そういうことであれば、非常にいい異動かなと思っておりますが、全然違うところをぽっぽとやるという



ことは、非常に、職員自体の負担、力を発揮する間もないというようなことにもなりますし。

ある市民の方から、異動がおびただしいと、市民としても窓口顔が変わって非常に不安であるということも聞きました。そういうことからして、なるべく、やはりちょっと深みを持つぐらいまで、10年と言わず、そういうことは言いませんが、ある程度その課ですね、個人の希望があれば別ですが、ある程度落ちついて仕事ができるまでの期間、そこ、3年と言わず5年程度というようなことも考えながら異動していただくと、非常に、職員の方もしっかりと力を発揮でき、市民の安心感もあり、また、そこに身につくものが職員さんとしてもあるのではなからうか。また、下を育てることもできるのではなからうかと思っております。その点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 何度も繰り返してございますが、やはり人事異動というのは業務運営上の必要性、組織が回るための人事異動ということを中心に心がけることをまずは御理解いただきたいと思っております。そういう中で、職員からは自己申告書を提出いただいておりますので、本人の希望等もそういう中でしっかり判断をしながら、適切に対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） わかりました。ただ、そういう思いもあるということですね、そういうことだけはわかっていただきたいと思っております。

それから、市長も御存じのように、うきは市では、文化財は全国にもないようなすごくすばらしい文化財があり、古墳群の本を買いますと、うきは市が必ず1面に載っております。そういう重要な文化財の中にある市であります。そういう部署においても、やはり専門でしっかり磨きのかかった人を置いておくということも重要かと思っております。特別なことはできないにしても、そういうことも頭に置きながら、人事異動をやっていただきたいという思いであります。

しっかり戦いに勝っていくための方法の、市長の異動は、人事異動は戦っていくための1つの方法であるとも認識しておりますけれども、他方では、やはりそういうことをちょっと感じることもありますので、今後、こういう意見もあったということも頭に置きながらやっていただきたいという思いであります。

少ない職員、限られた職員の中ですから、非常に難しいということは私自身もわかっておりますけれども、やはり、本当になかなか、例えば退職前にぽっと新しいところに行ったりするということも、非常にやっぱり困難な部分があるのではなからうか。それならば、今までいたところでしっかりと後輩に仕事を伝えてやめていくという、そういうことのほうがうきは市のためにはなるのかなという思いもたくさんございましたので、質問とさせていただきます。

何度言っても、市長が思っていることは十分に答弁いただきましたので、何度聞いても同じか

と思いますけれども、このことを頭に置いて、異動を、今後の異動をお願いしたいと思います。

それでは、2番の、合理的な観光案内についてです。観光案内については、歴史文化、文化財産ですね。それから特産品。フルーツとかスイーツなどいろいろありますが、多くの、あふれんばかりのパンフレットがございます。

このことで、1つ提案でございますが、私たちも他市に視察出張などに行きますと、必ずテーブルにお茶が置いてあります。冬も夏も置いてあります。そのお茶は、私たちは必ずかばんの中に入れて持ち歩き、最後までいただくわけではありますが、そのペットボトルに、うきはの観光をあっさりで見やすく、表示をするということは、非常に活性化につながるのではなかろうかと思っております。必ずお茶は出して、買いますのでですね。

それで、なぜこう思ったかといいますと、私は議員をしてある間、おひなさまめぐり、小さな美術館めぐりのときには、自分のところから随分歩いて、案内に立ちます。ぽつんと立ちます。それで、いっぱいパンフレットを持ってある方を、こちらにも鏡田屋敷ありますよ、あちらにはあれがありますよと言いますが、たくさんパンフレットを持ってあるけど、ああ、そうですかという感じなんですね。皆さん。それで、手元でもたつてあるわけです。もうもたつて、ぱさぱさしてですね。持ってある方、かばんの中に押し込んである方、いろいろいらっしゃいますけど、そういうふうで、なかなか見てらっしゃらない。

そうしますと、片手には飲み物を抱えてある。そういうことで、ペットボトルの表示のところにうきはの観光案内、簡単に案内を書けば非常に効果的ではなかろうかと思った次第です。こういうことからして、ペットボトルの表示を活性化に利用してはという提案でございます。ペットボトルは身につけて回るものです。しっかりと効果があるのではなかろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（**櫛川 正男君**） 答弁、高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） ただいま、合理的な観光案内について、観光コースの案内を、市内で販売されてる飲料水等のラベルへ記載したらどうかという御質問であります。うきは茶振興会を初め、地元産で飲料水を販売してる企業、団体はございますが、市内で販売されている飲料水は、既にうきは市の観光が記載されているものもございます。ラベルは限られたスペースであり、新たに観光コースを盛り込むには、事業者の方の方針もありますので、その可能性については今後、検討させていただきたいと思っております。

観光コースの案内につきましては、市内各所に各種パンフレットを配置し、ウェブでのPRも行っております。道の駅うきはにありますがウキハコでもパンフレットやチラシを用意して、わかりやすい案内を行っているところであります。4月に発足しました、うきは観光みらいづくり公社では、観光取り扱い業の免許も取得する予定でありますので、連携を図りながら、観光コース

の案内につきましては、新規開拓も視野に入れて、今後も十分に検討していきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。一応、提案としてさせていただきますけれども、いろんなパンフレットがあることも存じておりますけれども、一番目をやる場所であるということ提案したわけです。それで、今後何かの折には、一度、こういう活性化につながる提案がありましたということぐらいは上げていただければ幸いですと思っております。何せ、うきは市は活性化、それから観光ということが非常に重要な部分でありますので、新しい部分で、もしそれが実現する、しないは別として、いろんな部分に目をやっって活性化につなげていくことは重要でありますので、しっかり、そういう考えがあるということもぜひお願いしたいと思っております。それでは3番、防災無線の活用について進みたいと思っております。

若い世代の定住。人口減少になっているとはいえ、新しくおうちを建てる若者も非常に見受けられております。市をよく知っていただくことが大切だと思います。そこで、うきは市の歴史、文化、伝説等、「うきは市知識」として防災行政無線を活用し、少しずつでも放送したらどうかという提案です。観光の一助にもなると思いますが、いかがでしょうか。

開会中、市長のほうから、浮羽究真館高校の生徒さんに、うきはを知っていただくという講演をしたということも聞きましたが、まずは、住んでいらっしゃるけれども、うきは市のことを知らない人がたくさんございます。そういうことからして、学校で教育の現場では、勉強のほかに社会で学ぶことも教えていかなければいけないと、私は思っております。学校内の学習だけではなくですね。

それで、市民としてうきはを愛して、知っていただくことが非常に大切なことです。市の歴史とか文化、伝説、古墳、五庄屋さん、隧道、昔は木材業が豊富で、こけしなんかも非常につくられておりました。うきは言葉、それから山城、棚田、農業では柿を昔からつくっておりましたが、そういうことを、それを伝えたから何ではなく、市をよく知っていただき、市に愛着を持っていただく。

そしてそれが活性化の一助になると思っておりますので、そういうことからして、防災無線の活用ですから、耳につくようにわあわあ言うのはだめでして、やはりさりりと言ってください。もっと知りたいというくらいで言っていただきながら、皆さんにお伝えをしていくこと。このことも非常に大切だと思います。うきはのことを知らないままじゃなくて。書いてお伝えすることも可能ですけど、子育て中のお母さん、いろんな方は耳からというのは非常に入りやすいものですので、そういう防災無線を活用して、うきは市をもっと伝えていただきたい。

4月12日に浮羽究真館高校の新生に郷土愛、ふるさとの文化を伝えたと、市長が開会の折にお話をいただきました。私も、自分たちの地域のことはよく知って伝えていくこと、それが今

後のうきは市の成り立ちになると思っておりますので、大変重要と思っております。防災無線でさりと、短く簡単にお伝えしていくこと。そして、もっと知りたいと思うくらいでいいと思います。しつこく、しつこく言う必要はないと思います。次の世代に地元を知っていただくことでつながると思っておりますので、ぜひそういうことも考えていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、防災行政無線の活用について、防災行政無線を活用して、うきは市の歴史、文化、伝説等を「うきは市知識」として放送してはどうかという御質問をいただきました。

防災行政無線の放送につきましては、運用規程がございまして、放送内容は災害情報、国民保護措置、人命に関する事項及び行政に関する重要な連絡事項となっております。放送の長さの制限もあり、放送内容の要点を簡潔にする必要もあります。このため、御提案の、防災行政無線を活用して、うきはの歴史、文化、伝説を放送することは、運用の趣旨に適合しないのではないかと、このように考えられます。

なお、市ホームページの広報広聴の欄には、ニュースリリースうきはブランド推進のコーナーがあり、内容はうきはの情報や文化、歴史となっております。現在、517号まで掲載をしております。市民の皆さんに対しまして、特に市外から転入される方に対しまして、うきは市の歴史、文化、伝説等をお伝えすることは大切なことであると思っております。今後、市の広報委員会や関係部署で検討してまいりたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 防災無線では放送していいもの、悪いものがあるというような市長の答弁でありました。

私は毎日、防災無線を楽しみにして、つつがなく聞いております。たまには「こんにちは」を「こんばんは」と言ってある無線も聞きますが、苦笑して聞いております。非常にしっかりと、熱心に、頑張って放送していただいてありがたいなと思っております。

それで、そのお知らせはほぼ広報に載ってるわけですね。広報も、私は来た広報は全部ノートに、何が書かれているかまとめておりますので、全て見ております。それで、広報に載ってあることをきちっと放送されて、映画の上映会がありますとか何とか。それで、私自体が非常に楽しみにして聞いているわけですね。それで、忙しい、どんなに手を動かしてても、耳から聞くことは非常にいいなと日ごろから思ってるわけです。

それで、やはり子育て中のお母さんとかですね、忙しくされてある方が防災無線から情報を得るということは非常にいいことだなと思いましたので、あるものは最大に利用していく。そして、

それが市民のためになるのであればいいんじゃないかと、私は思っています。

その決まりというのが、罰金を取られるのかどうかわかりませんが、まずは、やはり各家庭につけていただいておりますので、やはり利用すること。そして、皆さんが賢くなる。そして、うきはに愛着を持っていただくなれば私はいいいんじゃないかと思いますが、そこいら辺も、まずだめだ、だめだと言わずに検討していただきたい。

実際、私も毎日聞きそびれたことがないように聞いております。それで、その放送によって、楽しみに、うきはの図書館に映画を見に行くこともありますので、ぜひそこいら辺を、一度は話にかけてみていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市長。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはの歴史等をですね、広く市民の皆さんに伝えていくということは非常に重要であると思ってます。その伝え方は幾つ種類があると思うんですが、その中の1つである、御提案の防災行政無線は、どうしても運用上、やっぱり厳しい面もありますので、先ほどから答弁させていただいてますように、他の手法で何らかをお伝えするような、そういう方法はないか検討してまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ぜひよろしく願いいたします。市民がうきは市を知ることとは、今からうきは市が生き残れるかどうかの鍵にもなると思っておりますので、ぜひよろしく願います。若いお母さん方はですね、井戸端でうきはがこげん、あげんといって、いつも話してあるんですよ。よかったことをいろいろ。それで、非常に多くの方がアピールをするわけですね。だから、大変重要なことではなかろうかと思っております。

それでは4番、学校施設内の危険箇所についてです。

保育所、小学校、中学校施設の危険箇所のチェックは十分に実施されているのかという質問です。まずは、去年でしたか、おととしてしたか、大川小学校。本当に、サッカーゴールが倒れて子供さんがお亡くなりになりました。うきは市でも、思わぬ事故で、保育所の事故もございました。事故を防ぐための点検や話し合いも十分されたのではなかろうかと思っておりますが、注意をしても、していても起きるのが子供の事故でございます。教育の現場の先生方は、いつも何が起きるかわからないと心配しながら、現場にいらっしゃるのではなかろうかと思っております。

先ほど、竹永議員の質問の中の、市内通学路の安全性、こういうものの要望書等はしっかりと教育委員会でまとめたものがあるようで、できることからされているものと認識をしております。大川市の場合は、事故以来、安全の日、安全点検の日を設けて、先生方全てで共有し、子供の安全には力を注いでいるようです。

市でも安全点検の日をつくり、先生方で共有しておくことも大変重要と考えますが、その点はいかがでしょうか。子供は、十分環境整備をしても事故が考えられるのが子供の世界。定期的に、子供や先生方とも話し合い、点検をしていくことはとても大切と思いますが、その点をお尋ねいたします。

それから2つ目、これは昨年9月に質問でお願いをしました、吉井小学校の危険フックについての考えと、取りかえの進捗状況はどうか。吉井小学校の教室、七、八の教室に、突き出たフックにかばんをかけるものが取り付けられております。厚生文教委員会で他の学校に行きますが、そういうフックの学校は見たことがございません。

吉井小学校のみと思いますが、市では限られた予算の中で、十分予算を、資金を回しながらやっているということは十分承知をいたしておりますが、後期高齢者、すごいお年寄りの方とか、すごい障害を帯びてる障害者様とか、子供たちですね。は、本当に待ったのきかない案件、特に安全性を欠いていること、こういうことに対しては、後置きしないで、やはりある程度の御理解をいただいて対応していただかないと、本当に何があるかわからないという気持ちがいたします。

吉井小学校では、現場を預かる先生方、それから御父兄の方も、フックには非常に心配をされておられます。子供たちも、フックなのでかばんをかけづらく、備品、用具の整理もしにくく、まずは教職の方が心配しているというのが一番でございます。こんな折で、教育長からのお話で、どうかしていただくようなお言葉もいただいたように記憶をいたしますが、どうなってるか。そこいらあたりを聞きたい、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、学校施設内の危険箇所について、大きく2点の質問をいただきました。1点目につきましては私から、2点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目が保育所、小学校、中学校施設の危険箇所のチェックは十分に実施されているかという御質問であります。保育所の危険箇所につきましては、公立、私立とも各園ごとに、定期的にチェックリストに基づき点検が実施されております。小・中学校の危険箇所のチェックにつきましては、各学校ごとに安全点検実施要領を作成し、安全点検を実施しております。

点検の時期につきましては、授業及び活動ごとの日常点検、毎月1回の定期点検、行事の前後及び災害時等の臨時点検となっており、安全点検の実施につきましては、目視のみによらず、児童・生徒の行動の特徴等に十分配慮しながら、さわったり動かしたり、負荷をかけたりして実施をしているところであります。

安全点検の結果、発見された危険箇所は、学校内で対応できるものは速やかに対応し、学校内で対応できない専門的なものにつきましては、専門事業者に工事を依頼して対応しております。

しかしながら、工事の時期や工期並びに予算等の関係で早急に対応できない場合には、全教職員で共通理解をするとともに、使用上の注意と指示を行い、児童・生徒への注意喚起を行っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の、吉井小学校の危険フックの取りかえ進捗状況についての御質問でございますが、平成30年9月議会の一般質問で御指摘をいただき、フックを収納できる安全なものに応急的に取りかえ、今後、収納棚の整備を検討してまいりますと答弁しておりました。

進捗状況でございますが、平成30年9月議会後、吉井小学校と協議を行いまして、収納式フックではなく、収納棚を整備する方向で検討することとなりました。収納棚の設置に係る予算は、収納棚の材質別に積算を行っておりますが、現在、御幸小学校南校舎大規模改造工事、小学校空調設置工事など、大規模な事業が行われ、各学校施設の老朽化も著しく、今後も多額の営繕予算が必要となってまいります。収納棚の設置時期につきましても、当初予算で検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 答弁ありがとうございます。1の安全面については、十分に配慮されていると確認をいたしました、市長の答弁により。うきは市での学校内の事故は余り聞いたことが、余りというか、今まで聞いたことはございませんので、十分にされているという認識は持っておりましたけど、重ね重ねの安全点検がされているようで、安心したところであります。

大川市におきましても、サッカーのゴールは、つい先日までとめていたものが外れていたというようなことで事故になっておりますので、してる設置であっても、老朽化とか、子供が扱ったとかで外れる場合もありますので、先ほど市長が言われたように、動くものは動かしながら点検をしているという、念入りの点検を非常にありがたく思いました。それで、1番は納得をいたしました。

また、2番につきましては、非常にフックが、見て、課長あたりにも見ていただいたと思っております。教育課長、見ていただきましたでしょうか、現場は。どう思われましたでしょうか。フックを見て。感想、はい。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課長の瀧内でございます。御指摘は前年度の9月の議会でいただいたということで、私のほうも4月に学校教育のほうに担当いたしまして、すぐに吉井小学校のほうに参りました。現場についても、校長立ち会いのもとにですね、見させていただいたところでございます。ランドセルがかかっている状態ですね、それがクッションと申しますか、

カバーとなって、かなり危険性は軽減されるんでしょうけれども、ない場合については、やはりフックが正面に向きますので、危険性については感じたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 早速見に行っていたいただいたということで、非常に子育てに厚いうきは市だなと感じるところであります、ありがたいなと思いました。本当に、これは高額な予算が生じるものですから、非常に私もつらい部分はございますけれども、子供のことは、やっぱり将来がある子供のことでですからですね、何を節約してでもしていかなくちゃいけない。家庭におきましてもそうでございます。そして、そのときしかできないものでありますので、ぜひお願いをして、検討し、計画をしていきますということです、安心をしたところであります。ぜひよろしく願いをいたします。そういうことです。

それから5番、庁舎内喫煙についてです。これで終わりかと思いましたが、もう一つ残っておりました。2020年の7月24日から8月9日まで、17日間、東京オリンピックがございす。1万2,000人以上の参加とも聞いておりますが、競技は33競技あるようでございす。

非常に楽しみにしているところではありますが、このオリンピックがあるからではないと思いますし、今、健康上、皆さん、世界中でうたわわれていることですが、受動喫煙、第三者の方が有害物を吸うという、この受動喫煙ですね。この法ができております。世界では受動喫煙が有害であると、害が提唱されたと言われております。そして、吸った方のほかの間接喫煙。二次喫煙、発がん性があるともされております。

うきは市では、3月に私、ことしの3月に質問いたしました、喫煙室についての質問をいたしました。昨年健康増進法の一部改正で、国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることになっております。庁舎内喫煙所の周辺では、においがきつところがございます。近隣の市町村も既に喫煙所を撤去されておりますが、来庁者も多い中、考えはどうかということです。

3月議会では、市長答弁で、近隣とあわせて取り組んでいきたいというようなお話をいただいたところですが、うきは市におきましては、非常に1階がにおうわけですね。あそこは来庁者も多いところでもありますので、もう、本当に、やっぱり市民として少し気になるところでございす。

それで、今、家庭においても受動喫煙、これは非常に考えておりますが、子供や妊婦さんがおればなおさらのこと、おうちの中でたばこを吸うということは、もう、どこでもがやっております。そして、害があると証明されております。それで、来庁者の鼻につくにおいの場所もありますので、今、非常に、市民として、何か……。

今まではそのまま行っていた行為ですけど、非常に、世界的にも騒がれ、マナー的にも受動喫



煙は害であるということが発表されてからは、何か、どこか恥ずかしく思うこともありますが、うきは市の喫煙に対して、1階の場所、そういうところの改善、撤去というものはどうなっているのか。近隣市町村、久留米、八女、大川、小郡、筑紫野とか大刀洗町とかは撤去されているみたいですが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、庁舎内喫煙について、昨年健康増進法の改正に伴う、庁舎内における喫煙の取り扱いについての御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、昨年7月に健康増進法の改正が行われました。望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等において、その区分に応じ、一定の場所以外の場所での喫煙が禁止されることとなりました。

受動喫煙による健康の被害が、健康の影響が大きい子供、患者等には特に配慮が求められ、学校、病院、児童福祉施設、行政機関においては、ことしの7月1日より、原則敷地内禁煙の措置等を講ずることが義務づけられました。ただし、屋外で受動喫煙を防止する措置がとられた場所においては、喫煙場所を設置することが可能とされております。

本市におきましては、今回の健康増進法の改正を受け、受動喫煙対策が特に必要とされる市内の小・中学校と保育所においては、施設を含む敷地内を全面禁煙とすることとし、本庁舎、うきは市民センター、るり色ふるさと館の行政施設につきましては、当面、施設内は禁煙とし、敷地内の受動喫煙防止の措置がとられた場所を設けまして、喫煙場所を設置することで対応してまいりたいと考えております。

なお、令和2年4月1日より、今回の施設以外の行政施設も、原則施設内禁煙の措置が必要となってまいりますので、今回の改正健康増進法の趣旨を踏まえ、また、今後の社会情勢等も注視しながら、市としまして全体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。ありがとうございます。この、改正健康増進法、これが7月1日からでございますが、やはりこういう法ができているということは考えていかななくてはならないと思っております。前向きに検討をされていただいておりますので、安心をするところであります。

ここで、参考ではございますが、学校といいますと大学、長崎大学なんかも、たばこを吸っている方は採用しないというようなことになっているみたいです。また、熊本の崇城大学、薬学部がございまして、薬学部ではたばこを吸う方は入学がなしということで、採用をしないというような。学生の採用ですね。学生の採用をしないということになっております。薬学部だからだろうと思いますが、そういう厳しい判断がされているみたいです。それから、岐阜大学では全面キ

キャンパス内、全面禁煙です。それから、今、市長の言われました病院、児童福祉、行政機関、そういうもろもろの施設、こういうものは、もう、この健康増進法で禁煙になっているというような状況でございます。

世界的にも、全国的にも本当に害があるということでありますと、印象的にマナーが、それを設置しているということは本当にマナー外れなことであると外部に思わせるものでありますので、非常にうきは市が、今後、活気を帯びていく中でも、やはり対応していかないと。この時代にうきは市はと言われぬようにするべきだと思いますので、今後の対応がされるようになっているということで、安心をしたところであります。

それでは、今回5つの質問をいたしましたけど、いろいろと、私言いましたけれども、少しでもうきはがよくなってもらいたいということとさせていただきます。検討する分は検討していただき、また、予算組みをしていただける部分はしていただきながら、安心・安全のうきは市に向かって頑張らせていただきたいと思えます。議員も頑張らせていただきます。本当にありがとうございました。

これで終わります。

○議長（榎川 正男君） これで、11番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） 次に、6番、岩淵和明議員の発言を許します。6番、岩淵和明議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は2つの内容についてお尋ねしていきたいというふうに思っています。1点目が、幼児教育、保育の無償化について。2点目が、国民健康保険について、今の状況についてお尋ねしていきたいというふうに思っております。

まず、第1点の幼児教育無償化、保育無償化についてであります。この法案については、まだ成立はしていないかもしれませんが、うきは市としては今年度の予算に計上しております。そういう意味で、その経過から、間近に迫った内容について、うきは市としての課題等について少しお尋ねをしていきたいというふうに思っております。

第1点目が、10月から予定されてる幼児教育の無償化、保育無償化への対応について、まずは保護者への説明がどのように計画されているのかお尋ねしたいというふうに思っています。

それから2点目が、保育の必要性、うきは市が認定しているわけですがけれども、現状、今年度について3歳から5歳及びゼロ歳から2歳を対象としている、保育の必要性、どの程度満たしているか。現状についてお尋ねをしたいというふうに思っています。

それから、3点目が、今回の改正の中で、食材料費の主食費、副食費の負担について、その負担の変更が一部あります。それに関して言えば、1号、2号、幼稚園とか保育園での現状での支

給の方法が違うということもありますので、負担の実態の差、この辺をどのように対応していくのかお尋ねをしたいというふうに思っております。

それから、今年度については、半年間については国費で全部賄うというふうになっておりますけれども、全国の市長会とか知事会とかでも要請した結果、そこに一応落ちついたわけですが、来年度以降のところがよく見通しができない。非常に大きな額になるということもあるので、そういう意味ではどのようなことを想定されているのか。特に、来年度以降についてどのようなお考えがあるのかをお尋ねしたいなというふうに思っています。

それから、保育について言えば、昨年、平成30年度の4月に施行されました指針についてです。それは、保育の質の向上という課題を大きく取り上げております。基本的には、技術的指導ということなので、全て条例みたいに決まったものではありませんけれども、教育の現場はどのような対応をしているのか。そういう意味では、事業を推進するうきは市としてどのように進めているのか。また、同様に保育士の処遇改善等について、この間も、昨年もことしも、一応予定があるかと思っておりますけれども、どのような対応をされてるのか、その内容について見解をお尋ねしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、幼児教育の無償化について、大きく5点の質問をいただきました。1点目が、10月から予定されてる幼児教育の無償化の、保護者への説明についての御質問であります。8月末までに保護者へ、各保育所を通じて通知を行いたいと思います。その後、必要に応じて個別対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

2点目が無償化の対象者が保育の必要性を満たしているかどうかの御質問であります。新規入所、または継続入所の際は、保育園の入所基準として、保護者から保育の必要性を証明するための書類を提出していただいております。そして、この書類で保育の必要性の認定をしているところであります。したがって、御質問の児童だけではなく、全ての入所児童が保育の必要性を満たしているところであります。

3点目が食材料費の負担変更の影響と実態についての御質問であります。現行におきましては、主食費は実費負担または御飯持参であります。副食費は、1号認定の児童につきましては実費負担で、2号認定児童につきましては保育料に含まれていますので、副食費の実費負担はございません。10月の幼児教育の無償化に伴いまして、原則、1号と2号認定の児童の保育料は無償化となります。

そして、2号認定児童については、新たに副食費が実費負担の取り扱いとなります。しかし、副食費の実費負担となる児童についても、現行の保育料と比較して大幅に負担は軽くなりますの

で、大きな影響はないと、このように考えております。また、現行制度にて保育料が免除されていた生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯等につきましては、副食費が免除されることとなっております。

次に、1号、2号認定の負担実態の差につきましては、1号認定と2号認定の児童では、1週間のうち給食実施日が異なりますので、実態に合わせた負担の差は生じるものと考えております。

4点目でございますが、初年度及び次年度以降の財政負担の見込みについての御質問をいただいておりますが、今年度につきましては、幼児教育の無償化に伴う市町村負担は、全額、子ども・子育て支援臨時交付金として国庫補助となります。次年度以降につきましては、公立保育所は現行のように全て地方交付税の中に算入して交付されることとなります。私立保育所、認定こども園につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担割合となります。

最後、5点目でございますが、保育士の処遇改善についての質問をいただきました。保育士の処遇改善につきましては、私立保育所等におきましては、国の施策である、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に基づき取り組んでおります。公立保育所につきましては、正規職員の処遇につきましては、地方公務員法に基づき適切に行っているところであります。非正規職員につきましては、令和2年度から新たに始まる会計年度任用職員制度に基づき、適切に対処してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それでは、まず、ちょっとお尋ねですけれども、今回、まだ法律が、委員会は通過したんですけど、まだ本会議で採決されていないという状況ですけれども。今回、ばたばたという状況もあるんですけども、実際は昨年からいろいろ動きがあったということでありまして、今の時期、法律が決まってない段階で予算を計上するというのは、ふだんもあることなのかというのがちょっとわからなかったのが1点目。

それと、2つ目にね、今回の改正で、うきは市の条例そのものが上程されて審議する場があるかどうか。要は、これだけ影響が大きい話なんだけれど、実は、もしかしたら審議するところがなくて、今現在、要綱等でいろんなところが決められているというふうな状況だと思うんですね。そういう意味では、今回、その改正のところで、上程する中身があるかどうか、ちょっと2点お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに、議員御指摘の、最初の1問目でございますが、国のほうで法律が審議されております。国の動向に私が口を挟むのもおかしいんですが、一般論として聞いていただければ、初年度予算編成のときに、法律が改正されたことを条件に予算がつくというのは過去からまああると、このように承知をしているところであります。そういう流れの中で、今回の

動きがあると、こういうふうになっております。

それから、うきは市において、条例制定については特段ないと、このように承知しております。それゆえに、先般から全員協議会で、大きな事柄でございますので、担当部署より、詳しくこの制度改正について御説明をさせていただいたところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 全員協議会で説明あったんだっけ。僕もちょっと忘れていました、ごめんなさい。だとすれば、要は、これだけ大きな話で、さっきの保護者への説明という点も含めてですけれど、かなり複雑で、今回の、私が質問を取り上げるのもちゅうちょするほど、まだわからない。わからないところはいっぱいあります。

なので、要はきちんと市民、特に子育て支援という意味も含め——本当は、この法律は経済政策の一環でつくられた話なんだけれど、それが子育て支援法の一部改正という形になっているというところですけども。ただ、予算の使い方、あるいは該当する保護者。多分、ゼロ歳児から5歳児まで含めると、1,300人ぐらい、今、うきは市の住基台帳で言えばね、いるんですね。そこに対する影響があると。そこに保護者たちもある。それが、広報でわかるような話じゃないし、そういう意味では、しかも今回の法案は、対象者が全員ではないというところなんです。そういう意味で、税金の使い方等について、やっぱりきちんと、議会で議論することも必要な項目ではないかなというふうにつくづく思うところあります。

そういった点があったんで、できればその、保護者への説明がどういう説明になるのかというのが、今、保育所を通じて通知をするという。通知をするということは、変な話だけど、紙1枚で案内するということになるかなというふうに、簡単には思うんですけども。これについては、うきは市で1号から3号までの認定の中で、不服審査があつてはならないというふうに聞いておりますので、そういう点では大丈夫かなと思うんですけども。

ただ、さっき言ったように、食材費の扱いだとか、あるいは、そうですね、負担、そういう意味で負担が新たに発生するという、さっき市長のところでは、1号は現状のままというふうに話しされましたですね。それから、2号については、要は無償化になったので、軽くなるので、その負担はいいだろうというふうな話ですね。要はそういうことですよ。そういうことで本当にいいのかどうかということも、やっぱりどこかで議論する機会が必要ではないかなと、私はそういうふうに思うんですね。

そういう意味では、今現在の要綱についても、本来だったらやっぱり条例、平成27年に施行された子ども・子育て支援法というのがあるけれども、あれは枠組みをつくって、それぞれの形態がある条例で支援していくという、新たな体制なんだと思うんですけども。そういう意味では、どっかでそういった、集中した議論が必要ではないかなというふうな気がしたからでありま

す。

だから、そういう意味では今回の改正がね、そういう影響があるんだよということを、市長自身はどういうふうにお考えか、改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の幼児教育の無償化もそうでございますが、事の発端というのは、この10月から消費税が8%から10%に引き上げになることに伴う措置であります。非常に、私の頭の中でも十幾つか複雑な制度がありまして、とにかく、御案内のように消費税というのは間接税でございますので、逆進性というか、国民に広く税金がかかりますので、どうしても低所得者に重税感が増すということ。その対応をどうするかというのが1点と、平成26年に5%から8%上げた際に、いわゆる駆け込み需要で、非常に景気が低迷した。この経済を停滞しないためにどうしたらいいかということで、この2つの要素がまざり合わせて、先ほど申しましたように、十幾つかのいろんな制度があります。

例えば、低所得者対策につきましては、以前、議会でも御説明させていただきました、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充であったり。あるいは本議会の、補正予算で大きな目玉になります、低所得者非課税者の場合のプレミアムつき商品券の購入の話であったり。あるいは、年金生活者の支給給付金の支給。これはまだ、国のほうから具体のあれが出てきてないんですが、そういう対応とか。あるいは来年度からは、低所得者向けの高等教育、いわゆる大学の無償化の話も出てきます。

かなり、幾つも幾つもあって、職員の間でもなかなかわからないということで、実は管理職会議の中で、横軸を入れようということで、その全てのものについて勉強会といいますか、そういう話もさせていただきます。で、議会のほうにもしっかりと説明する必要があるということで、非常に、議員の皆さんに御負担をかけるんですが、全員協議会の場で、いろいろ個別ごとにですね、御説明は申し上げているところであります。

確かに、御指摘いただきますと、何かこう、全体が見えないというような、そういう漠たる不安もあろうかと思えます。また、議会のほうから御要望があればですね、トータル的に、8%が10%になるところのですね、2つの課題をどうクリアするために、この十幾つかの制度改正がどう行われているかというのをまとめて、また御説明することも、我々としては持ち合わせております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） いずれにしても、議会はそれぞれの法律がどういうふうになっただとかという説明、非常に細かい話になると思うんですけど。さっき言いましたように、保護者への説明については、どういった形にするのか、また、8月ですか、ですので、まだ作成はさ

れてないと思いますので、どういった内容で説明されるのか、そういった書類等についても、できれば御提示いただくようお願いをしたいというふうに思っております。これは要望であります。

それと、その説明する対象についてですけれども、現在、うきは市で幼稚園、それから認定こども園、それから公立、私立の保育所。それから、もう一つは企業型保育園ということで、全体で946名というふうに、そこは数字は確認しました。ただ、それ以外にも、市外の保育所へ入所されてる方が、多分、20名近くもいるかな。わからない。例年だとそのくらいだろうと思いますし。それから、障害の方で通園されてる方がどのくらいいるのかということもあるかと。そういう意味では、1,000名まではいかないかもしれませんが、その九百五、六十人ぐらいということなのかなと。ちなみに、さっき言ったように、ゼロ歳から5歳児まで1,303人いる中の、そういう人数。しかも、さっき言いましたように、幼稚園やそういったところ、園に通わない、保育認定されていない方は、今回、対象にならないという問題。それから、3歳児以下で言えば、認定されていない方もたくさんおられる。申請していないというのも含めてですけれども、あります。

そういった点では、本来、大きな法律が改正される中で、対象とならない人数というのが実際にどのくらいいるのか。ちょっと、逆算してみればわかる話ですけど。そういう意味では、多分300人、200人、二、三百人いるのかな。という感じがちょっとするわけです。

ちょっとお尋ねしたいのは、それ以外に、今回の法律が改正されて、小規模保育とかというのは対象とはなるんですけれども、うきは市にその小規模保育ってあるかどうかということ、ちょっと1点だけ確認しておきます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） まず、1点目の、保護者への説明のことですけれども、4月の時点で、概要については保護者のほうに、保育所のほう、説明を各保育所のほうからしていただいておりますが、議員もおっしゃるとおり、詳細はまだ不明確な部分が多うございましたので、まだそれでも、今でもまだ副食費の自己負担分の件とか、金額の設定等がまだ不明確でございますので、説明をする段階にまだ来てないというのが実情でございます。

ただ、今後ですね、詳細、県のほうから説明が今、随時ございますので、きちっと詳細が決まりましたら、書類を作成して行って、また提示のほうを、全員協議会なりそういった場所ですね、提示させていただきたいと思っております。

それから、保護者への説明については、保育所、認定こども園につきましては、文書のほうで

提示を考えております。理由は、本当に複雑で、全員を対象に口頭で説明しても、なかなか説明が、とても逆に難しいような状況でございますので、まずは書類で、その方、その方に合った内容について、書類で説明、書類をお送りしまして、その後ですね、個別に、まだそれでも保護者の方がわかりにくいかと思っておりますので、その後、個別対応をとっていききたいというふうに、担当のほうと、今、協議している段階でございます。

それから、2点目の小規模保育所の件でございますが、市内にはございません。認可外届出保育所につきましては、現在、筑後吉井こころホスピタルと筑後川温泉病院、それからクローバー保育所、3カ所が認可外届出保育所という形で、こちらも幼児教育の無償化の対象施設として、5年間の経過措置でなっている施設でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 学校教育のところの、幼稚園のところは、説明は、ことしの春されたんですか。それをお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 幼稚園の関係でございますが、幼稚園のほうとはですね、状況について、打ち合わせ等は行いました。ただし、幼稚園につきましても、まだまだ、先ほどからありましたように、マスコミ情報程度しかつかんでおりませんで、具体的にどのようになっているのか。

先日、6月12日に職員向けの事務の説明会がございましたので、その中身をちょっと勉強させていただきながら、幼稚園のほうと今後の進め方を協議していきたいと思っておりますが、現在のところ、保護者の方には、5月に総会があったそうでございますので、その折に、いわゆる概略を、そして今後、該当する在園児につきましては、なかなか全員の方に集まっていただくような機会がないようでございますけれども、文書でするのか、集まっていただくのか、それから新入園児に対する説明についても、今後、検討していくということでございました。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それでですね、改めて、先ほど2点目に、現状、保育の実情はどうかという話を聞いたんですけども、今回の法改正でですね、入所希望がやはり増加する可能性があるような気がします。その辺をどのように想定して、どう対応されているのか、しようとしているか。特に、10月施行になるわけですけども、すぐ、11月には説明会をしなきゃいけ



ない時期になります。

そういう点からも、そして、それから認定の作業を2月ぐらいまでに終わるわけですので、ちょっと大変だと思うんですけども、現状、公立は定員を超える状況がありますけども、私立は定員以下になってます。そういう意味では、認定作業も含めて大変だとは思いますが、来年、どういうふうな想定をされてるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 公立保育所、認定こども園につきまして回答させていただきます。

議員がおっしゃいましたように、公立保育所につきましては、現在100%の、定員に対して在園児がおります。それから、認定こども園、それから私立の保育園につきましては、現在91%という状況でございますので、現在、人口、うきは市の人口の対象年齢の人口を見ましたところ、このまま保育認定の必要のある乳幼児に関しましては、このまま幼児教育無償化、10月以降無償化に伴った以降につきましても、入所できる状況にあるというふうに想定をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） いうことは、ふえても対応できるよということですね。あとはどういうふうに、希望どおりか、希望がかなえない場合も含めてあるかもしれませんけれども、認定できるような作業ができるのではないかとこの見込みを持ってられるということによろしいですか。

それで、次に食材費についてであります。先ほど、市長の答弁では、1号認定については現状のままいくということです。1号は、主食、副食というふうに分けてない、給食費ということで一括で取っておられるみたいですので、何とも言えないんですけど。ただ、それが公定価格からすると少し低いのかな。たしか3,200円だったと思うんですね。今、私立の幼稚園が出してるのが。

そういう意味でも、どういう扱いをされるのかというのが、ちゃんと、きちんと協議したほうがいいのではないかなというふうに思ってます。せっかく公定価格を、やっぱりきちんとあるわけですので、その辺のところまで食材のところを引き上げるのかどうかということも含めてですね、検討をぜひいただければなというふうに思ってます。

それから、これは、1号認定のところは実際に実費で負担しているという、現状とは余り変わ

らないということになるのかなというふうに思ってます。ただ、2号認定については、先ほど、市長答弁は、従来は保育料の中に含まれていたと。副食費、おかずですね。おかず代は支給をされて、保育料の中に含まれていたと。で、主食はおにぎりですと。おにぎりを持ってきて、それぞれ各家庭から持ってきて、食べていたということが現状なわけですね。これが、保育料は無償化にしますよと。で、だけど、食材費は、副食費代はもらいますよということになるわけですね。ということですね。

さっき、市長もいみじくも申し上げましたけれども、消費税の対象でもあるんですね。そういう意味ではね。なので、今回の消費税、いろいろ、これもまた複雑で、わけわからんところがいっぱいありますけども、当初5兆円ぐらいの消費税の予定が、実質的にはいろんな規定が設けられて2.1兆円か2.2兆円か、そのぐらい、実質的に税額としてなるだろうというふうに言われています。月々、今現状で言えば2万円ですかね。年間だったかな。2万円程度だって言われる、月2万円程度です。そうですね。というふうなことなんですね。

という意味から言うと、じゃあ、今まで保育料を払っていた人、6,000円とか9,000円とか払ってましたね、人は、消費税が一方では、これは平均的な額を取られると。さっき言いましたように、逆累進性の税制ですので、逆に負担が大きくなるというふうになる可能性も、現実的にはあるのかなというふうにちょっと思ったりもします。

そういう意味では、私自身はこの制度設計そのものが、非常に私はおかしいなというふうに。消費税を財源として、保育料の無償化、教育費の無償化を進めていくということ自体がね、ちょっとおかしいような気がしています。そういう意味では、この制度設計自体には反対をしております。明確に反対したいと思います。

しかし、今現在のやっている、実施されようとしている中身が、具体的に、保護者にとってどうということなのかということをやっぴりきちんと明らかにして、行政として、自治体として、保育の責任は法律で決められて、地方自治体が責任者になっているわけですので、そういう意味からすると、こういったところにきちんと対処していくというのが大事なことではないかなというふうに思うんですね。確かに複雑は複雑だけれども、こういったところ、今までなかったところ、今まで、保護者から負担をいただくようになるわけですね。それをどうするか。

確かに、年収360万円以下の人たちは、あるいは非課税世帯ですかね、のところは主食も副食も、負担されるところもあります。だけど、そういうふうな実態があるわけですね。そういう意味では、今、その辺の副食費について、幾ら徴収しようとしているのかとかというのは、何を考えているのか。考えておられるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 2号、3号認定の利用者負担につきましては、現在、9段階で、今、自己負担につきましては規定がございますが、この中で第4階層の、第4の、母子父子世帯がいる世帯のところまでが、保育料の無償化と、副食費が減免予定となっておりますので、この第4階層の6,000円のあたりがですね、副食費は減免されますので、負担はなくなる想定でございます。

それから、実際に、保育料は無償化になりますけれども、副食費が発生する階層につきましては、大体、第4階層の上記以外というところから第9階層になりますけれども、2万5,000円から3万ちょっとぐらいの自己負担に、保育料の自己負担額になっておりますので、そのあたりで副食費、今、公定価格で保育園の場合が、2号認定の場合が、副食費が月4,500円になっておりますので、先ほどの市長のお話にもありましたように、2万円ぐらい減免される、今現状よりもですね、各御家庭には少なくなる予定と考えております。

それから、副食費の価格についてなんですけれども、これは先週、県のほうから説明がありましたけれども、現在、副食費については4,500円という話で、保育料に含まれて、保育料として徴収しているところがございますけれども、実際、副食、今、4,500円で計算を、保育料の中に含めて計算しておりますので、その4,500円を基準にしてですね、今後、その副食費の自己負担についてはですね、これ以上、極端に高くないように進めていくようなですね、そういう漠然とした、まだ県の説明、担当者への説明ということでございました。大幅に副食費がふえないような想定でですね、今、検討を進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 確かに、第4階層の、第4階層が2つに分かれていて、在宅の障害児のいる世帯のところまでが軽減措置されるということになるというのはわかります。それ以下のところの人数が結構多いわけですね。入所している方々の数が、第4の、それ以外の方、それから、第5、第6、第7ぐらいまで、一番ボリュームが大きいところになります。

いずれにしても、まだ途中であることは確かだし、この辺の説明でですね、保護者のところからどういう意見が出るかというのも含めてですね、4,500円、公定価格のこの4,500円、そのまま徴収するというのであれば、またそれはそれとして、またあるような気がしないでもないけれど。負担がやっぱりふえる。さっき言った消費税と合わせて、この副食費代がふえるということがありますので、何らかの措置というか検討をね、しなきゃいけないのではないかなというふうに、そういうふうに思っております。

それから、もう一つは、そういう意味での、独自に検討するということについて、そういった課題はないのかどうか、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから福祉事務所長が説明してありますように、基本的には、今、副食費のみを取り上げられておりますけれども、大きな枠は保育料が無償になるということはしっかり押さえていただきたいなど、こう思います。そんな中で、食材料費について、主食、副食費が原則、実費負担になる。

例外として、低所得者世帯等については、副食費のみ免除するということでもありますので、その副食費の取り扱いについて御懸念を御指摘されてるのは、しっかり受けとめさせていただきますけれども、大局的な面で見ると、多くの層を占めてる保育料が無償になるということは、もちろん御理解、御承知のとおりだと思うんですが、そのところについては、ぜひしっかり、また保護者の皆さんにも説明をさせていただいて、この食材料費についての実費のあり方については、しっかりした説明をさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 重ねて言いますが、消費税を、その後ろにはばっちりあるということです。本当に、この法案ですけど、消費税が上がらないと、逆に無償化の拡大ができないのかという問題もあるわけですね。だから、この副食費、主食費。要するに給食費やね、簡単に言えば。給食費というのは、やっぱり子供を育むための1つの条件である。

そのために、家庭でつくった弁当を持ってくるとかって、幼稚園なんかのところでもありますね。そういったところを、やっぱり。とは言いながら、なかなか大変だと思います。保護者の方がそういうふうにしていくというのはですね。そういった苦勞を、やっぱりきちんと支えていくという、支援していくという、本当の内容にしていかなければならないのではないかなというふうに思います。

この問題だけを取り上げるわけにいかないんで、次に移りますけれども。それからもう一つ伺いたいのは、財政上の負担については、正直なところは、もっと国がやっぱりお金を出すべきだというふうに、正直なところは思っています。本来、国がやるべきことですので、ほかの諸外国も含めてですね、幼児教育については、やっぱり。うきは市はオランダと提携しながらいろいろやっていますけれども、そういった教育のあり方とも雲泥の差があるということだけは、ちょっときちんと。そういう意味でも、うきは市は、市長が子供と教育に強い関心を持っておられますので、ぜひこの辺のところも考慮いただければなと思います。

それでですね、改めて思うんですけども、これだけ煩雑で複雑な事業になるわけですけども、今、3名体制ですよ。たしか。保育係は。さっき言ったように10月実施、そして11月からまた新たな認定作業に、説明と認定作業に入っていく。さっき、子供支援関係の、横軸を入れて話をするとおっしゃってましたけれど、組織がえも含めて検討していかないといけないのではな

いかなというふうに思います。市長、その辺はどうですか。改めて。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、福祉事務所の子育て支援係、3名体制でございますが、大変だろうと思いますけれども、実はこの消費税引き上げに伴う話は福祉事務所だけではなくて、実はほかの部署もですね、大変な思いで、今、複雑な制度をですね、どう理解して、どう市民の皆さんに御理解をいただけるかという話で、いろんな部署をやっておりますので。

そこについては、総合力といいますか、市役所全体でですね、この10月からの消費税引き上げ、この前後のさまざまな制度改正についてははっきり乗り切っていきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっとまだ足りない、質問したいところがありますが、時間がないので少し割愛しますけれども。保育士の処遇の問題だけ、ちょっと1点だけお尋ねします。正規は、公立及び私立の中の正職員と非正規職員の人数がわかれば教えてください。私立も含めて。わかるかな。わからない。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長、そして学校教育課長と、答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 公立保育所の職員配置です。昨年度は正規の保育士が22名で、嘱託が40名という体制でございました。ことしより、若葉保育園の民営化により、正規職員24名、嘱託21名、そのほか園長が5名という体制でございます。私立保育園につきましては、正規職員、非正規、手元資料がございません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 幼稚園の職員につきましては、本日持ち合わせてませんので、あす報告させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっと、突然申し上げたんで、大変失礼しました。

改めて、保育の質の課題も取り上げなければならない話ではあるんですけども、その辺はまた課題に沿って、また質問させていただきたいと思います。次の問題、次の質問についてお話をさせていただきます。

2点目に、国民健康保険についてであります。昨年度から、県単位化に移行しております。福岡県の国保運営方針というのが出されております。その関係についてお尋ねをしたいと思います。

1点目が、県内均一化に向けた検討を行っているが、うきは市の運営協議会で方針について議論されているかどうかお尋ねしたいと思います。

2点目が、標準算定率の方式・収納率・保険税などの目標設定を図っているが、保険税率・金額の引き上げをする方向で進んでいるのか、現状、うきは市での検討の内容についてお尋ねしたいと思います。

3点目、地方6団体との関係で、国に求めている国保に関する構造的な問題、抜本的に解決すべきではないかという意見が出されて、1兆円の財源を国が出すようにというふうなことも含めて、持続可能な国保のあり方について求めています。そういう意味から、市長としてこの意見等についてどのようにお考えなのか、所見をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、国民健康保険について、国民健康保険制度改革後における福岡県国民健康保険運営方針と、市町村運営の関係を含めまして、大きく3点の御質問をいただきました。まず、1点目と2点目については関連がございますので、あわせて回答させていただきます。

平成30年度の国民健康保険制度改革において、その財政運営を都道府県と、そしてまた市町村がともに担うことになり、福岡県国民健康保険運営方針が平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間を対象に策定されました。この方針の中で、県は安定的な財政運営のため、今まで各市町村において行ってきた財政運営の改善と、赤字解消、削減に取り組むことから始め、中長期的には保険料の県内均一化について、市町村の医療費水準の平準化や、事務の標準化等を図りながら行うとされております。

これまで、市町村は市町村自身が事業主体となり、国民健康保険事業を運営する中で、その収支や医療費の状況、保険税、保険料の収納状況などを総合的に見ながら、保険税率、保険料率について議論を行ってきました。

制度改革後は、国が医療費水準を推計し、その医療費水準に見合った納付金の算定を県が行い、市町村が収納した保険税、あるいは保険料を納付金として納めていくことで、県全体で国民健康保険を運営していく流れになっており、現在、福岡県において納付金算定の中で県内均一化を見据えた保険料率の標準化を図っている途中であります。

そのため、平成30年度において、うきは市の運営協議会では、均一化の議論は行っておりません。しかし、福岡県が納付金を算定する際に提示する市町村ごとの標準保険料率と、うきは市の現在の保険税率とでは、税率や金額、方式の違いなどの課題があり、それを解決することも必要であります。また、国が推計する医療費水準にしても、高度医療の保険適用など、上昇要因が

増す中では、現在の税率では納付金を賄っていくことも困難となることから、保険税率を見直し、引き上げについても早期に検討すべきだと、こういうふう考えております。

3点目が、構造的問題を解決し、持続可能な制度設計をと、このような質問であります。国民健康保険は、被保険者数のうち高齢者の割合が高く、医療費水準が高い一方で、無職者の割合も高く、所得水準が低いことから、保険料収入が得にくいという構造的な課題を抱えております。財政運営が厳しい状況の中、国民健康保険を将来にわたって持続可能な制度とするためには、この構造的な課題を解決することも重要であると、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） まだ、国保のところは昨年スタートしたばかりで、当面3年間は激減緩和の措置がとられているということですので、その間にどのような方針を持っていて、6年後までのあり方を、少し検討するんだろうと思います。

なぜこの質問をさせていただいたのかというのは、国保税額を決めるのは地方自治体であるわけですね。そういう意味で言うと、県の統一化に向けて、話は、市長も準備委員会のところに参加されていたと思うんですね。今、それに引き続いて、運営会議というのが開かれていますね。メンバーは、ほかの市町村の市長等が参加されているという状況だろうと思ってます。そういう意味で、この間、何度か協議をされてるというふうに思ってます。

私が言いたかったのは、要は県単一化をするということは、県が何を考えているかということ、やはりうきは市の中で、算定にかかわる人たちがきちんと理解するということが大事だろうと。それは、県の考え方も理解するということとあわせて、うきは市の現状について、やはりきちんと考えていく。今、そういう意味では国保運営協議会というのがあります。

前にも1回、質問させていただきましたけれど、予算決算のところの会議だけじゃなくてですね、きちんと時間をとって、今の国保の現状について、やっぱりきちんと勉強というか、課題を整理していくという作業が、私はぜひ必要だというふうに思ってるんです。そのために、そういった人たちを、学習会だとかということも含めてですね、やっぱりやっていかないと、あれが足りて、これが足りないね。じゃあ何ぼあげるよという、この方式ではね、だめだと。

さっき、市長の答弁の中に、無職者が多いということです。無職者で、なおかつ高齢なんです。国保の65歳以上の方で加入されている方は44%ぐらい、45%か、四十四、五%ぐらいいると思います。で、年々若い人が少なくなって、この高齢者がそこに入ってくると。こういう関係になってくるわけです。そのうち、6割ということも含めてなるわけです。

議会の初日に確認しましたがけれども、国保で均等割と平等割関係のところの減免措置を行っている方、人数聞きましたですね。7割減額——均等割と平等割のところの部分だけですよ。それは所得にかかわることですから、33万円以下の方が7割減免されてるわけですよ。その方

は1,294人いるわけですよ。国保の加入者は——これは1,294世帯ですね、正確に言うと。多分、世帯だと思ふ。で、世帯数は何ぼかという、五千何ぼやったっけな。世帯数が、何ぼやったかな。ちょっと資料忘れてましたけど。4,000世帯かそのくらい、4,500世帯ぐらいだと思ふんですね。相当の数なんです。

これを、例えば上げようとしたら、市長、何を想定されますか。どういう実態があるかと思ひますか。ということ、やっぱりどっかできちんと議論しないといけないと思ふんです。議会で議論するのは、変な言い方ですけど、それは意見として申し上げますけれども、決定権は僕らのところがないというのはありますので。

そこはね、きちんと、やっぱり県が何をしているのかということも含めて、どう——毎月、担当者会議が開かれてるはずなんですよ。その辺の報告も、やっぱり必要な情報として、どっかにきちんと協議する場を設けておかないと、継続的に、これは6年間やろうとしているわけですよ。

背景には、医療費をどう下げるかでしょう。そうすると、じゃあ、特定健診率は、この4年、5年、42%ぐらいからずっと下がって、三十五、六%ぐらいまでなってきたという。また上がってるんですかね、わかりました。30年度の実績はまだ聞いておりませんので、わかりませんでしたけど。29年度で36.5ということでしたのでね。そういう意味で、ずっと下がってきたわけ。で、特定健診の参加率をふやそうということで、委員会でもたしか言っていると思ふんですね。校区単位ベースにしたらかどうか、あるいは、保健師さんだとか何とかの指導も含めてね、そういった場をつくるとかいうふうにしなないと。

うきは市は福岡県の医療費の中で高いほう、高いですよ。平均が9万円、10万円ぐらいだろうと思ふんですけど、うきは市は11万に近い数字なんですね。そういう意味から言うと、その辺の対策も含めないと、一方では医療費がかさむから上げるんだということだけのつじつまじゃね、もう済まなくなってるんです。そのことをやっぱり、きちんと課題として整理する必要があると思ひますけど、どうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民の皆さんの健康づくりについては、本当に重要な課題だと、このように思っております。今、常々申し上げてますように、人生100年時代を見据えた、生涯現役社会づくりというのをいろいろ、若手の職員と協議をさせていただいているんですが、医療費の縮減につながるような、市民の皆さんの健康増進には、最大限力を入れてまいりたいと、このように思っております。

そして、この国民健康保険制度に対する議員の指摘は全くそのとおりでありまして、私どもの認識は、この制度を、将来にわたって安定的で持続可能な制度にするというのが一番の目標であ



ります。そのため、先週、東京で全国市長会があったんですが、こういうことを考えますと、全ての国民を対象とする医療費保険制度の一本化に向けて、抜本的改革を実施することということを大きな要求に掲げて、提言書にもまとめさせていただきました。

こういうことは事あるごとにお話を申し上げ、そして議員がおっしゃるように、県の動きとか、もろもろの動きもしっかり捉えまして、うきはに置きかえた、将来を見据えた長い視点でのですね、この制度のあり方についてしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういうことで、根本問題は国保の構造の問題だというふうにつくづく思います。普通であれば、社会保険とかというのであれば、企業との折半とかというのも含めてあるわけですけども、それが無いということも含めてあるわけですね。国がこの間、公費負担を減らしてきてるとするのは実態だと思うんです。従来だったら半分だったわけですけども、それがいつの間にかその半分、25%ぐらいまで落ちてると思います。

うきは市は、昨年からは一般会計からの繰り入れを行わなくなりました。国が3,400億の公費を投入していますけれども、法定外の繰り入れをしなければ、もし、医療費がこのままかさんでいくと、県のところから貸し付けするというふうな話も出てるわけですね。ちゃんと、方針として。それでいいのかどうかということも含めてあるんだと思います。

そういう意味では、市長会で言われた1兆円の財源も、やっぱり国が責任持ってするということを強く支持するとともに、改めて協会けんぽ並みの負担に、やっぱり正していくという方向を考えていかないといけないと思いますので、引き続き、またいろいろ御意見申し上げるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。15時40分より再開します。

午後3時27分休憩

午後3時39分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、4番、野鶴修議員の発言を許します。4番、野鶴修議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 議長の許可をいただきましたので、通告書にのっとり御質問したいと思います。今回は農業問題をテーマとして、3点ほど質問させていただきますが、これらは全て関連する内容でもありますので、市長の明確な考え方をお答えいただきたいというふうに思

います。

まず1点目です。うきは市農業振興整備計画の見直しについてであります。市長も御承知かと思えますけど、この農業振興地域整備計画というのは、市の向こう10年間の農地利用を考慮して、次のような8項目について定めるというふうになっております。

その1点目が農用地利用計画であります。これは、農用地等として利用すべき都市とその区域、通称農用地区域といいますけど、その区域の、区域内にある土地の農業上の用途区分を定めるというものであります。2点目といたしまして、農業生産基盤の開発計画。3点目としまして農用地等の保全計画。4点目が規模拡大農用地等の効率的利用の促進計画。5点目が農業近代化施設の整備計画。6点目が農業を担うべき者の育成確保のための施設の整備計画。7点目が農業従事者の安定的な就業の促進計画。そして8点目が生活環境施設の整備計画となっております。

また、さらには2点目から8点目の計画にあわせてですね、森林整備、その他林業の振興との関連に関する事項、こういったことを定めるのが農業振興地域整備計画というふうになっております。冒頭に申し上げましたように、この農業振興地域整備計画につきましては、おおむね10年を周期として策定するというふうに言われておるところであります。

現在、うきは市の農業振興地域整備計画につきましては、合併前にそれぞれの町で計画策定していたものを参考にし、それをすり合わせたものを、平成21年10月に認定を受けたというふうに聞いております。それからちょうど10年を経過して、ことしに至っております。

この10年間の変動というのは、非常に、うきは市においても変動が激しいのではなかったのかというふうに感じております。農地の荒廃地化や、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足が問われる中、今のうきは市の現状に見合った農業振興地域整備計画を策定すべきではないかというふうに思っております。

特に喫緊の課題として深刻なのは、その中の1点目の、農用地の利用計画にあるというふうに考えております。今までは国・県の補助事業の対象となるためには、この農用地区域に指定されていなければ補助を受けるということができませんでした。しかしながら、現在では農地の基盤整備等、中山間地の基盤整備等もほぼ完了しております。

現状を見てみますと、国道210号バイパスの沿線の宅地化等も含め、農地の利用というのは今大きく変わっているのではないかなというふうに思っております。そういったことを考えてみましても、この農用地区域の土地利用について、今こそ見直す時期ではないかというふうに思っております。

さきの市民との意見交換会の中での、姫治地区、3校区ありますけど、その姫治地区や福富校区で出された意見といたしまして、高齢化等のため、傾斜の厳しい畑や、パイロットの頂上付近の畑は、もう耕作ができないと。ただ、そのままにしておくと荒廃地となって、山林に転用する

にももう手がつけられないと。そんな状況になると。今のうちに、何とか転用できるようにしてほしいという意見が多数出されました。

昨年の9月の議会の中の一般質問でも、私のほうから、守るべき農地とそうでない農地との線引きを行ってほしいとのお願いをいたしましたけど、そのときの回答といたしまして、農地の転用は農地法により定められており、難しいとの回答でございました。確かにですね、個々の農家が個別に転用を申請しても、今の農地法では簡単に転用許可がとれないというふうな状況があるかと思えます。

今回、私がこの農業振興地域整備計画を見直してほしいという意見を出したのには、やっぱり真剣に、うきは市がこれからの農用地の利用を考えてですね、その一環として、やっぱり農用地の利用計画を見直していくということであれば、国のほうもある程度の許可をしてくれるのではないかなというふうに感じております。こういったことをすることによって、そういった、守るべき農地と、転用してもいいというような農地との線引きが図られるのではないかと、そういった期待を持っております。このことに関して、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市農業振興地域整備計画の見直しについて御質問をいただきました。

うきは市農業振興地域整備計画につきましては、議員御指摘のとおり、平成21年10月作成の計画となっており、除外、編入等の農業振興地域整備計画変更につきましては、年2回受け付けを行い、うきは市農業委員会及び福岡県と協議を行い、計画変更の手続を行っております。

一方、議員も御承知のように、農業振興地域整備計画からの除外は、農地法で定める農地転用が可能であることが条件で、その基準は年々厳しくなっている状況であります。議員の御指摘のように、実態に合わなくなっている農地もあることにつきましては、認識しているところであります。

市としましても、農業振興地域整備計画については、全体見直しも検討していかなければならないとは認識をしておりますが、高齢化等による担い手の問題、新規就農者の育成、耕作放棄地の解消、高収益型農業の推進など、農林業が抱える課題も山積しており、現時点では農業者からの申請箇所の手続変更で対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 市長も御存じかと思えますけど、うきは市の荒廃農地、中山間地で226ヘクタールと、うきは市全体の66%を占めると。これは平成29年度現在だったと思えますけど、こういった状況にあります。毎年、毎年、この荒廃農地というのは減ることもなく増加するばかりであるかと思えます。

今、荒廃農地対策といたしましては、農政係や農業委員会の中でいろいろ努力していることも現状としては知っております。しかしながら、やっぱり根本的にですね、この農用地区域の見直し、これを行わないことには、この荒廃農地問題も解決しないのではないかなというふうに、私自身感じておるところであります。

確かに、個人が年2回受け付けをしておるといことで、例えば、山林等のそばに位置する農地、もう傾斜がきつくてつくれないとか、そういった状況の中においてですね、やっぱりこれを個人が出してもなかなか認めてもらえないということであれば、ますます荒廃農地というのはふえていくばかりだと思います。やっぱり、この際ですね、この農業振興地域整備計画のほうで、この農用地の利用計画、これを抜本的に見直すということをやればですね、何らかの成果が上がるのではないかと。

これは当然、この計画を策定するためにはですね、通常は2年間の期間を要するというふうに言われております。1人の職員がかかって、やっぱり地域に入って、ここの分を、用途区分をどうしますかということまで、膝をつき合わせてこの計画を練っていくのが、通常、この計画であるというふうに感じておるところであります。

そういった意味におきましてですね、やっぱりそういうことをやりながら、本当に、やっぱり守るべき農地と、もう、ここは転用してもいいんじゃないかという農地ですね、区切りをどこかでつけていかないと、この問題というのは、もういつまでも解決しないのではないかというふうに考えております。

そういった意味でも、もう10年という、ちょうど経過もしておりますので、ぜひともこの農業振興地域整備計画の見直しについて、いま一度考えていただきたいと思っておりますけど、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課を所管しております、石井と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

今、議員から御質問がありました、山に戻す話でございますけれども、まず答えにつきましては、今、市長が御答弁したとおりでございます。ただ、1つの、開ける明るい材料としては、今、農業委員会のほうで耕作放棄地の調査をする中で、ランクのA、Bをつけております。

このBランクになったものについては、今、県、国がもう調査はする必要がないというふうに言ってきております。そのBランクになったものについては、もしかしたらその山に戻すということが可能になるかもしれませんので、もしその方法が可能になるようであれば、今、議員がお

っしゃる、この全体見直しというものにも大きな意味が出てくるのではないかと考えております。

近隣の状況を見ますと、例えば久留米市が平成28年に、合併後、初めて見直しをしておりますが、旧町のやつをすり合わせただけの計画のようでございます。それから、朝倉市についてが27年の11月に見直しをしておりますけれども、これも旧町の分のすり合わせただけでございます。

その中でも、やっぱり同じ悩みがあつて、山に戻したいという思いがあるんですけども、そこに、何ていいますか、メスを入れることができなかつたような現状がありますので、とにかくそういった意味で、今、中山間地域の状況に合わせたいという思いは、これは全く同感でございますけれども、その分についてはもう少し状況を見ながら、そういった効果が上がるような時期が来た折にはですね、2年、あるいは3年、時間を要しますけれども、執行部のほうにそういった予算等も要求をさせていただいて、検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 大変心強い回答であつたというふうに感じております。この農用地の利用計画でありますけど、当然、山間地における山林の転用、この問題もありますけど、先ほど、冒頭の中で言いましたように、例えばバイパス沿線沿いについても、非常に宅地化とか転用が進んでおります。だから、やっぱり市としてですね、もう一回、どこまでは農用地としてやっぱり確保していくのか、この部分については一定程度、開発もやむを得ないのかと。

これはですね、農業振興地域整備計画だけではなくて、当然、うきは市、今はありませんけど、都市計画。これとの用途区分との問題も関連してくるのではないかなというふうに思います。都市計画関係につきましても、将来的にはやっぱりやっていくというふうな方向もありますけど、これも全く手つかずで進んでないというふうな状況であります。

私は、できればですね、この農業振興地域整備計画とあわせて、そういった都市計画を含めたところの、やっぱりうきは市全体の用途区分、土地の用途区分、これをもう一回、じっくりと見直すべきではないかなというふうに思いますけど、その辺について、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 前段で議員が御指摘のように、守るべき農地と、それ以外の農地の考え方については、全くそのとおりでありまして、今、国のほうも農水省じゃないんですが、総務省系統で2040年問題、つまり2040年に我が国の65歳以上の高齢者が一番ピークを迎える、そこを見据えての自治体戦略というのをいろいろ議論されている中で、やっぱりこの中山間地域のあり方については、守るべき農地とそれ以外の農地の話が出ております。

そういう動きが、早く農林水産省に伝わるように、我々も事あるごとにですね、東京等に行ったときにはそういう陳情をしていきたいなど、こういうふうに思っております。そういう動きの中で、しっかり、やっぱり考えなくてはいけないという話。

それから、農振計画だけではなくて、もっとグローバル、トータルに考えたらどうかというような話であります。おっしゃるとおりで、うきはのこの風光明媚な農村地域をどう守るか、この環境をどう守るかというのは、しかるべく土地利用計画をしっかり打たないと守っていけないというふうに考えておりますので、都市計画の話も含めまして、全体的に、うきは市には、環境保全計画とかもろもろの計画、面的計画、土地利用計画がありますので、そういうことを統合的にですね、やっぱり少し時間はかかるかもしれませんが、しっかり見据えて対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ありがとうございます。きょうの一般質問の中でも、9番議員のほうからありましたように、久留米・うきは工業団地、資生堂等も今度こちらのほうに進出してくると。そうなったときの住宅地の問題、いろんなことが今後かけられてくるのではないかなというふうに思います。そういったことを含めると、やっぱり、何年も先にというふうなことにもならないのかなと。

今、市長のほうから答弁、やっぱりグローバル的に、うきは市の土地利用というのを根本的に考えていかないことにはですね、今後、いろんな形で、何をしてもなかなか事業が進みにくいとか、進めないというようなことも出てくるかと思っておりますので、そういったことを含めて、できる限り早急な時期にですね、こういったことを対応していただきたいというふうに思います。

また、もちろんこういったことをやるというふうな方針になったときにはですね、やっぱり専門的に都市計画、あわせてこの農業振興地域整備計画、同じ部署でやるか、別々に、どこか1つの専門部署をつくるか何かしてですね、やっぱり、根本的にそういった専門的に、ほかの仕事と兼務でやるような形ではなくて、やっぱり積極的に、専門的にこの問題についてはぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間の関係もありますので、次の質問のほうに入らせていただきたいと思ひます。

2点目は、うきはレインボーファームの今後の運営についてであります。

昨年の12月の一般質問の中で、私の方は信州うえだファーム、これを参考にして、うきはレインボーファームへの人的支援や財政支援を行って、レインボーファームの組織体制を充実してほしいとの質問を行いました。その折に、この組織図案ということで示したことは、まだ記憶に新しいかと思ひます。

そのときの回答といたしまして、これからの運営のあり方について、JAにじ、久留米普及指

導センター、うきは市での運営会議を開催しながら検討しますと。農産物販売の拡大や新規就農  
選択作物の拡充、人員計画など、困難な課題は山積みですが、事業目的の推進に向けて検討し、  
運営に努力していきたいという回答をいただきました。

本年6月にうきはレインボーファームの総会が開催されたと聞いております。その結果を踏ま  
え、今年度はですね、どのようにうきはレインボーファームの運営や組織体制の改革を行って  
いくのか、市長の見解をお願いいたしたいと思います。また2点目として、正直なところ、人的支  
援や財政支援を行っていかねば、今後、うきはレインボーファームの運営はますます厳しく  
なっていくと思います。その辺の検討はどのように行ったのか。

最後になりますけど、あわせて、今後、市長としてこのうきはレインボーファームをどのよ  
うな方向性を持って運営していくつもりなのか、その辺の市長の見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきはレインボーファームの運営について、大きく2点の質  
問をいただきました。

1点目が、今年度、どのようにうきはレインボーファームの運営や組織体制の改革を実施する  
のかという御質問であります。うきはレインボーファームにつきましては、議員も御承知のと  
おり、トマト等の生産を通して新規就農者の育成、支援、中山間地域や農業振興等を図って  
いくために、平成27年度に設立をされております。その間、5名の新規就農者が卒業し、  
トマト農家として独立就農してきております。

また、小塩真美野地区では、約30アールの荒廃地を含む、2.2ヘクタールの農地を借り  
受け、適地作物の実証実験等に取り組んでおります。昨年は中山間地域で営農したいという  
若者に住居や農地をあっせんし、果樹農家として小塩地区への移住に積極的な支援を行  
っているところであります。また、ワイヤーメッシュ柵の目隠しシート等の鳥獣対策の  
実証や、農福連携の取り組みも実施しているところであります。

一方で、ここ数年、全国的にトマトの単価が下落しており、うきはレインボーファ  
ームだけではなく、トマト経営農家全体が厳しい状況にあるのが現状であります。う  
きはレインボーファームでは、JAにじや久留米普及指導センター等、関係機関と  
経営会議等を実施し、今年度につきましては、トマト苗の品種の検討を行い、誘引、  
摘蕾、摘果等、栽培管理による品質の向上及び階級比率の徹底、コナジラミなど  
による病気対策のための施設補修等を行う予定であります。中山間地域におきま  
しても、既存の果樹の収益増を目指していくところでございます。また、今年  
度は契約電力、人件費等の管理費についても見直しを行っているところであります。

2点目が、今後の人的支援や財政的支援についてのお尋ねでございますが、う  
きはレインボーファームではトマトを中心に農作物の生産販売のほか、新規就農  
者の育成、中山間地域の振興、

雇用の創出、ハウス等の施設の貸与等の農業により運営をしてきておりますが、トマトの価格の下落等の影響で、財政的に厳しい状況にある中、事業の見直しを含め、優先すべき事業の検討が必要な時期に来ていると考えております。

今後も、主たる事業としてはトマトの生産販売、新規就農者の育成となりますが、JAにじや久留米普及指導センター等と連携して、信州うえだファーム等の先進地の事例を参考とした取り組みも検討していきたいと考えております。

これにつきましては、関係機関での検討会を立ち上げる予定であります。例えば、後継者のいない優良園地等を借り受け、収益を上げながら荒廃地化を防ぐとともに、新規就農者等へ引き継ぐような取り組みも実施していきたいと、このように考えております。また、これまでの技能実習生制度に加え、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正により、担い手等の労働力不足解消のため、外国人労働者の受け入れの対策、市内担い手の誘導など、雇用の創出とあわせて検討していきたいと考えております。

しかしながら、このような事業に取り組むに当たりましては、議員御指摘のとおり、人的支援、財政的支援等についても、JAにじを初めとする関係機関と検討していく必要があると、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 今の市長の回答を聞きますと、昨年から全然進展してないと、そんなふうな感じを受けております。もう、うきはレインボーファームの関係につきましては、今言いましたように、総会の中で業務報告等もなされております。その中で、平成30年度につきましては、やっぱり赤字というような形で数字が出されております。聞くところによると、そこで勤めている職員とか役員の給与は、みずから下げたというふうな話なんかも聞いておるわけです。

やっぱり、トマト、今、レインボーファームにおきましてはトマトのハウス栽培というところで、研修生もそこでやっておりますけど、これだけをやるためのレインボーファームではなかったというふうに、やっぱり思っております。先ほど市長が言いましたように、業務の事業計画の中にもですね、中山間地域の活性化についてということで5項目ほどいろいろ書かれておりますし、それ以外にも、農家への労働力支援と。今、市長が言いましたように、外国人労働者の受け入れ、そういったこともこのレインボーファームのほうで積極的に検討がなされているというふうに、非常に、やっぱり期待するところが大きいわけでありまして。

それで、一遍にですね、信州うえだファームみたいな組織体制というのは難しいかと思えます。今は、事業部としてトマト班というような形しかありませんけど、前回、12月に私が示しましたその組織図の中で、農作業受託班というような分野も一応入れておりました。できればですね、



やっぱり今年度、そういったところ、せめて将来の農業の担い手を育成すべく、農作業受託班だけでもですね、結成できないものだろうかというのが私のほうの意見であります。

これはどういったことかといいますと、市長も、うきは森林組合を御存じかと思えますけど、森林組合には、今、作業班と言っていいのかどうか分かりませんが、作業班という部会があります。そこにはですね、以前、林業はもう担い手がいないということでやっぱり危惧されておりましたわけですが、その森林組合の作業班には若い人たちが、50人か60人ぐらい働いておるといふような形であります。

確かにですね、この作業班の運営資金といたしましては、国とか県の補助事業に頼らざるを得ないというようなのが現状でありますけど、そういった人を確保することによって、やっぱり山は守られているというのが現状かと思えます。

私はこの森林組合のほうで行われている作業班、こういった組織をですね、ぜひ、この農業型として、このうきはレインボーファームの中に組織化してほしいなという思いであります。当然、農作業の受委託費だけではですね、この運営は成り立たないと思えます。そういった不足するところをですね、市やJAで何とか支援して、うきは市の農業の、やっぱり生産基盤というのを守ってほしいと思うところでもあります。

先ほど、市長のほうがいきました、この作業班の中にですね、その外国人労働者の受け入れ、そういったことも1つとして考えてほしいと思えますし、地域おこし協力隊とか、昨年出しました朝倉光陽高校との関係、こういったものをもってですね、うきはレインボーファームで雇用できないものかという。これは十分検討する余地はあるかなというふうに私自身感じております。

特に、地域おこし協力隊ですけど、現在7人いるということですが、そのうち農業関係というのはわずか1人です。だから、やっぱりもっとこの地域おこし協力隊をですね、三、四人、このうきはレインボーファームの中に置いて、そして地域の農業、そういったものをやっぱり活性化させていく、守っていくというような立場で、この地域おこし協力隊を、もう少しうきはレインボーファームのほうにでも採用することができないだろうか。

いや、実はこれは一昨日、レインボーファームのほうに行って、あそこの職員といろいろ話をしてきました。その中で、やっぱり人・物・金、何かやるにはやっぱりこれが不足をしていると。特に人が今いないと。地域おこし協力隊でも、こちらのほうに回してもらったら随分いろんなことがもっと取り組めるというふうな話もありました。そういったことで、ぜひとも考えてほしいと思えます。

研修生、朝倉光陽高校の農業関係の研修生の関係につきましても、市長も御存じのとおり、国の農業次世代人材育成事業の準備型、こういったものを活用すれば、年間150万円、国のほうから出ますので、2年間という期限がありますけど、その2年間だけでも、うきはレインボー

ファームのほうで雇い入れをして、そしてさらに、それだけではちょっと、やっぱり心もとないかと思しますので、市のほうで50万円とか上積みするような形をしてですね、そういった市独自の補助金も追加して行えば、人は集まるんではないかなというふうに思います。このことについてどういうふうを感じるか、市長の回答をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） ちょっと、幾つか論点がございましたので。まず、信州うえだファームの考え方でございます。これは昨年9月、12月、3月あたりの議会の中でも、中野議員を初め、いろんな御意見をいただいています。幸いなことに、久留米普及指導センターの所長が、それに非常に理解のある方が4月に来ていただきました。それから、県の農政関係の幹部の方も、この件に非常に興味を持っていただいております。あわせて、JAの組合長のほうも、非常にこの件に興味を持っていただいて、来月9日、農振協の会議の中で、講師としてこの、常務か専務かちょっとはっきりしませんけれども、その方に来ていただいて御講演をいただくような話にさせていただいています。

今年度につきましては、こういった検討会をですね、まず立ち上げて、何ができるのか、どこまでならできるのかのところからですね、話をしていきたいと思います。現時点では、これに関する予算は今のところございませんので、大きなことができるわけではございませんけれども、JA、あるいは市、あるいは県、これが三位一体になって、こういったことができるのかをですね、早急に検討する場をつくっていきたいというふうに考えております。

その中で、外国人労働の関係でありますとか、光陽高校の関係あたりも当然お話をしていくことになると思いますけれども、それから地域おこし協力隊もですね、これについてもお話をしていくことになると思いますけれども、いずれにしてもこの農作業受託班、この関係はもともとレインボーファームをつくるときの最初の考え方の1つでもございました。この件で、当時の議会のほうも、それから執行部のほうも鹿児島県のほうの視察に行かせていただきました。かなり大きなお金を、JAなり市のほうがその組織に支出をして、運用しているというふうなところを参考にしたレインボーファームでもございますので、そういった形の検討を今年度させていただいて、また、途中経過についてはいろんなところで議会のほうの御意見等もいただいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 先ほど、地域おこし協力隊とか、それから朝倉光陽高校との関係

を持ってということでした。去年の12月の議会の一般質問の中で、朝倉光陽高校との関係については、年度内に一度、朝倉光陽高校のほうとのつながりを持ちますというふうな回答をいただいておりますけど、最近、朝倉光陽高校のほうと話しに行ったという経過があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） ちょっと、時期は、私は手元に持っておりませんが、朝倉光陽高校のほうには御相談に行かせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） そのときの結果を、ぜひともお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） そのときの会議の中では、卒業後に直接、農業を志すという方はその時点では見当たらなかったというふうなことでございます。ただ、今、レインボーファームの上長、あるいは今度、監査になっていただいた方というのが、朝倉光陽高校に非常に関係のある方に来ていただいておりますんですね、そういった方と情報を流しながら、例えば、直接高校を卒業してレインボーに来なくても、そういった道もあるんだよというふうなことの情報についてはですね、おつなぎをして、それが2年後、3年後でも構わないと思いますので、そういったところでの情報の発信はさせてもらいたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 今、朝倉光陽高校に行って話した結果というのが、確かにですね、やっぱり高校を卒業してすぐ農業に従事しなさいとか、なれってなっても、今の若い人たち、なかなか不安も多いだろうし、そういったところに取り組みないのが実情じゃないかなというふうに私も思います。そのためというわけではございませんけど、だからこそ、私はこのうきはレインボーファームに雇用したらどう、雇用というか、研修生として受け入れる。そういったことも1つの策ではないだろうかというところなわけでありまして。

先ほど言いましたように、国の農業次世代人材育成事業、年間150万、これの準備型ということで、そういった研修生については、そういった対応もできますので、やっぱり高校のほうに行って、2年間、みっちりそのうきはレインボーファームのほうで研修をしてもらおうと。で、例えば2年後、雇用、農業型でも大丈夫ということでもありますので、状況によってはそのレインボーファームで雇用することもできるかと思っておりますし、場合によっては2年間、やっぱりそうやって自分でやることによって自信をつけて独立をしてもらおう。その2年の間には、当然、荒地地、

いろんな、担い手がいなくなった農地、そういった部分がたくさんあるかと思います。そういったところを紹介しながら、やっぱりやっていってもらうと。

何かしら、そういった体制をですね、やっぱつくっていかないことには、検討します、検討しますでは、全然、前向きに進んでいかないのではないかなというふうな気がしております。だから、せっかく今、国でそういった制度もありますので、ぜひとも考えてもらいたいというふうに思います。

それともう一点、先ほど出ておりました外国人労働者の関係であります。これは非常にやっぱり今、全国的な問題ではないかなというふうに思っております。農業問題についても、もう、外国人労働者の力をかりる必要が出てきておるといふふうにも感じておりますけど、なかなか、いきなり一般の農家がですね、この外国人労働者を受け入れるというのは非常に難しいものがあるんじゃないかなというふうに感じております。

そういった意味におきましても、このうきはレインボーファームで、やっぱりそういった外国人労働者を受け入れていただいて、そして研修をしてもらって、そしてそれぞれ、やっぱり労働不足になっている農家に派遣をすると。やっぱり、そういった体制がぜひともできないものだろうかというふうに考えております。そこら辺、市長、どんなふうに思いますか。回答をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから、うきはレインボーファームについての議論をさせていただいておりますし、そういう中で、私からの答弁、そして農林振興課長からの答弁で、信州うえだファームの先進地を参考にした、絞り込んだ関係機関での検討会を立ち上げたいと、こういう答弁をさせていただきましたが、それと伴いまして、農業を取り巻く環境というのは非常に種々課題があって厳しいものがあるんですが、そういう対応を、うきはの基幹産業である農業をどう守るかというのは、大きな、やっぱり課題でありますので、平成29年あたりから、うきは市農政懇談会——議会の代表の方も入っていただいているんですが、農業振興プロジェクト会議をやっていました。

で、29年度、積極的に会合をやっていたんですが、ちょっと、昨年度一度も会議が持たれなかったもので、そういう会議も早々に開いてですね、もっと全体的な農業振興について議論をして、中山間地の振興も含めてやりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 私がですね、今、一番やっぱり危惧しておりますのは、この前、市民との意見交換会でもやっぱり出された問題なんですけど、今までの5年間と、これからの5年間では、本当に状況が一変してしまうという意見が、やっぱり農家の方から出されました。

そのくらい、今、農業問題というのは、特に中山間地域であるかと思いますが、大きな転換期でもあるかなというふうに、私自身、考えております。

早目にですね、こういった中山間地等の農業を支える体制をつくらないと、もう、あと5年間、果たして待てるのかどうかということも危惧しているわけであります。いろんなことを検討して、さあやろうと思っても、どうしても、やっぱりそこに2年、3年はすぐに経過するかと思います。

うきはレインボーファームをつくって、ことし3年目にもうなりますけど、やっぱり、うきはレインボーファームをつくった当初の目的、果たすべき役割、これはですね、やっぱりいま一度考えていただいて、先ほど言いましたように、この農作業受託班的な組織だけでもですね、今年度中に何とか組織化する方向で、いろいろ検討をぜひともしていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、どうしても何かをなすということになると、やっぱり人・物・金ということも必要になってくるかと思えます。そのことも踏まえて、JAにじ、うきは市のほうで出資してつくった組織でありますし、やっぱりうきは市の農業の、一番中核となって動いてもらいたい組織でもありますので、ぜひともそういうことを検討していただきたいと思えます。この問題については、そういったことでよろしく願いいたします。

それでは、最後のほうの質問に入りたいと思えます。市長も御承知かと思いますが、姫治地区における営農組合というのが、小塩地区にホテルの里営農組合がございます。そのほかといたしましては、妹川地区の持木地区に小さな営農組合があるだけで、そのほかについては、今、営農組合というのはありません。今後はやっぱり、中山間地の農業を支えていくということに関しましては、やはりこうした営農組合の組織化が非常に重要ではないかなというふうに思っております。

しかしながら、中山間地の営農組合を組織化すると来ますと、利益を生み出すような組織、まだ利益を生み出すということはほぼ皆無であろうかと思えます。で、誰もやろうとしないというのが現実かと思いますが、そういった部分につきまして、やっぱり市が中心となってですね、こういった、中山間地における営農組合の組織化、さらには市独自の支援策等を考えてほしいと思えますけど、それについて見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、中山間地域における農業の振興について、中山間地域における農業の継続は危機的な状況にあり、今後、どのような形で中山間地域の農業を守っていくのかという御質問をいただきました。

全国的に、農業の状況は高齢化に伴う農業者の減少、後継者や担い手不足、農作物価格の低迷、さらには資材価格等の高騰により、生産コストの上昇等に伴い、農業所得の下落、停滞等、非常

に厳しい状況にあります。

特に中山間地域では、野生鳥獣や異常気象等による農作物被害などもあり、問題が深刻化しているところは認識をしているところでございます。個人の農業者が年々減少していく中、農地を集約、集積し、集落営農法人、担い手農家等での管理体制の構築は、中山間地域だけではなく、市全体の課題であると考えております。今後も継続した営農管理ができるよう、既存の組織も含めた協議が必要であると考えております。

一方で、中山間地域の水田などの営農を行う場合、農地もそれぞれ条件に違いがあります。整備された農地、さらに集落周辺等の守らなければならない農地についての整理も必要ではないかと考えております。内容によっては、市、JAにじ、県などの支援のあり方についても検討する必要があるのではないかと考えております。

市としましても、これらの問題を少しでも解消するために、農地進入路等の整備や、除草作業等の農地の管理の省力化に対する補助事業を、今年度、予算化をしております。担い手確保に努め、鳥獣被害対策、中山間地域の生産基盤を整備し、労力の軽減、生産性の向上を図ることにより、耕作放棄地対策や優良農地の保全に努めていきたいと考えております。農家の皆様には、従来からの農業振興費補助金、山村振興基金とあわせて、これら新しい補助事業を活用していただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 確かに、言われるように、これはもう、うきは市全体の問題かとは思いますが。ただ、やっぱり平たん部におきましては、米と麦がつくられるというふうな耕作ができる。あと、機械の大型化。そういったことで、非常に厳しい運営状況ではあるかと思っておりますけど、まだまだ、何とか法人化等によってですね、この営農組織というのは、平たん部においてはまだ運営がなされておるといふふうに思います。

ただ、やっぱり山間部になりますと、まず、いろいろありますように、耕作面積が非常に狭いと。で、農機具の大型化もできない。先ほど言いましたように、その搬入路にしても、補助事業の中で広げていかなければならないような場所もあると。しかしながら、やっぱり誰かがですね、この農地を集団化して耕作しないことにはですね、ますます高齢化が進む中で、もう作り手がないという状況が、本当、目の前に来ているのではないかなというふうに思っております。

そこで、私のほうからの提案であります。中山間地の集落でですね、こうした営農組合を組織化する。これは市が中心となって組織化を、ぜひともお願いしたいわけではありますが、その営農組合、組織化された営農組合に対してですね、やっぱり市独自の補助金というのを支払うことができないものかということでもあります。

きょう、9番議員の中でありました、西日本新聞に「美しき棚田消滅危機」ということで、私

もこの記事をいろいろ読ませていただいたんですけど、この中で、議員立法で振興策もということの中で、中山間地域等直接支払、それと多面的機能支払制度、この2つの支払い制度があるわけですけど、これを合わせれば、10アール当たり最大で2万6,000円ほどもらえるというふうなこともあります。ただ、その下で、棚田まなび隊の菊地さんの、それを受けたとしても、採算的には非常に厳しいと。誰もしないと。これが現状ではないかなと。私もまさしくそうじゃないかなというふうに思います。

そういった中で、やっぱり何らかの形ですね、この中山間地と直接支払いとか、多面的機能支払い。これに似たような形で、そういった中山間地における営農組合を組織したところ、そしてその組織された営農組合が引き受ける農地、そういったものに対してですね、何らかの形で、担当幾らとかいうふうな形ですね、やっぱり補助金なり助成をしてやることができないんだろうかなというふうに思っております。

もう、小塩地区のほうで出された意見の中で、自分たちの行っている営農組合は、荒廃農地をつくらないように頑張ってるんだと。もうかるためにやっているのではないということを切々と訴えておりました。まさしくそう、私もその考えに同感しております。そういうことで、その営農組合が引き受ける農地に対してですね、何らかの形で市独自の補助金を出せるような、そういった制度をつくっていただけないだろうかということです。市長の見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、中野議員の質問にもありましたが、もともと中山間地域の、この棚田を細分化したらどうかというふうな御指摘がありました。私も常々、農林水産省の皆さんにはお話ししてはるんですが、今、農林水産省は、規模拡大型で、もうかる農業。農業を産業として捉えて、もうかる農業という一辺倒で進んでいるところがあるんですが、もう一方、こう、小さな農業というものもあるだろうと。小さな農業で、農家収益だけではなくて、健康対策。そこに、いわゆる庭先野菜に携わることによって、健康対策であったり、生きがいつくりにつながるような、小さな農の勧めもあるのではないかと。いつも申し上げているんですが。

そういう中で、もっともっと、その中山間地域にありましては、平地に比べて豊かな自然とか、環境とか、気候、風土条件があるわけでありますので、こういうことを生かした、農業だけではなくて農村、この集落も生かしたところで、何か新たな取り組みができないかということは、常々考えさせていただいているところであります。

また、プロジェクト会議を再開するに当たりまして、そういうことも含めて、皆さんのいろいろな議論をいただきながらですね、主としてどういうふうやっていったらいいのか、また、しっかり検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 小さな農業ということをごわからないわけでもありません。ただ、やっぱり、平たん部とか下のほうであればですね、その家庭菜園的な形とかいうことも可能かと思えますけど、やっぱり中山間地における生活条件そのものがですね、やっぱりなかなかそういうふうにはならないと。

先ほど紹介しました新聞記事の中でですね、中島峰広、早稲田大学名誉教授が言っていることには、やっぱり地元住民にこういった棚田を維持管理する力がなくなれば、消滅はやむを得ないだろうというふうにはっきり言っております。私もそうじゃないかなと思います。このうきはのつづら棚田だけではありません。やっぱり、山間部はいろんなところが棚田になっております。

やっぱり、そういったところをですね、外からの力とか、そういったことだけを借りて守ろうとしても、私はもう限界が来てるんじゃないかと。棚田オーナー制度にしてもですね、それこそ自分たちが始めた制度でありますけど、やっぱりあれは、もう、本当、イベント的な要素が強くて。確かに、うきはの棚田を知らしめるということについては非常に効果があったかもしれませんが、やっぱりそれが、じゃあ棚田を守ることにつながっていったかという、やっぱり疑問を感じておるところであります。

そういった意味において、やっぱり地域が地域の農地を守るという体制を、やっぱり早目に確立しないことにはですね、確かに、市長の言われることも1つの方法かとは思いますが、やっぱり地域で守っていく体制、こういったことをぜひとも考えてもらいたいというふうに思っておりますけど、そこら辺、もう一回、市長の見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、私のほうから中山間地の農業振興に対する思いというのはお話しさせていただきましたので、ここでいま一度、農林振興課長のほうからもちょっと答弁をさせたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 1つ前の回答とかぶるかもしれませんが、まさにそのあたりのところが、この野鶴議員が提案する、例えば作業班、あるいは果樹班あたりでどういうふうなことができるかだろうというふうに思います。中山間地域等、ここは守らなければならない農地。けれども、一般の担い手さんはやらない農地あたりに、じゃあ、市であるとか、JAであるとか、県がどういった支援をしてでも守らなければならないのかというのを、やっぱり検討していく必要があると思います。

その上で、どこもその結論が出ないというふうなものについては、先ほど議員がおっしゃったような結果になるのかなというふうに思いますので、その前段として、この検討会の中でそういったものを検討していきたいというふうに考えております。



以上です。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 今、農林振興課長のほうが言いましたけど、実は私が今回3点質問をさせていただいております。これ、今、農林振興課長が言いましたように、全く関連することばかりです。だから、まず農業振興地域整備計画の見直し、これによって守るべき農地とそれ以外の農地、こういったことをきちんと仕分けし、そしてそこをどうやって守っていくか。これをうきはレインボーファームにおける農作業受託班等を使って守っていくのか、それとも中山間地においてそういった営農組織を組織化して、それに幾らかの補助を出して守っていくか。これ、本当、3つともセットにして、ぜひとも考えていただきたいというように思っております。

このうち、どれが欠けてもですね、これからのうきはの農業生産基盤体制というのに対して、大きな影響が出てくるものというふうにも考えております。あわせて、これがもう、本当に悠長でできる問題ではないというふうにも考えております。もう、本当に市民との意見交換会の中で、もう、あと5年、自分たちはもう、あと5年もつかどうかわからんと、切実に言われてる方もおりました。

やっぱりもう、既に70を超されております。今まではまだ60代だったから、5年は守るよというふうなことを言ってきましたけど、これから、またあと5年守れと言われても、それは保証できないよというふうなことをやっぱり言われておりましたし、その中には、本当に、若い人はおりませんでした。

そういった状況にありますので、ぜひともですね、これを検討する、検討すると後回しにするのではなくて、もう本当に真剣になって、早急に取り組んでいただきたいと思います。時間も押し迫りましたので最後になりますけど、ぜひともですね、そこら辺の、もう最後の決意という形で、市長の今後の取り組み、もう一回よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農業は、うきはの基幹産業であります。この基幹産業である農業を守るために、いろんなプロジェクト会議を再開し、そしてまたレインボーファームについては、個別の検討会も立ち上げながら、しっかり、いろんな皆さんの御意見をいただき、最終的にはJAにじと連携をして、しっかり対応していきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ありがとうございます。最後に、力強い、市長の回答がいただけたのかなというふうに感じております。できればですね、今後、このレインボーファームの運営等につきましては、やっぱり普及センター、JAだけじゃなくて、いろんな農業関係の組織、そういったものも入れてですね、うきは市の農業を引っ張っていく、そういった組織にぜひともつ

くり上げていただきたいと、そういうふう感じておりますので、今後、検討会の中でそういった点も含めて、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと早いですが、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、4番、野鶴修議員の質問を終わります。

---

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了いたします。

連絡します。あす、6月18日は午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時36分散会

---